清掃事業概要

（平成２９年度版）

松戸市環境部

目　　次

Ⅰ．総　説

１．松戸市の概要 …… ３
⑴　松戸市の位置 …… ３
⑵　地　　勢 …… ３
⑶　沿　　革 …… ４
⑷　人口の推移 …… ４
２．松戸市史及び清掃事業の変遷 …… ６

Ⅱ．機　構

１．組　　織 …… １５
２．環境部職員配置状況 …… １６
３．部・課の経緯 …… １７
４．各課・センターの事務分掌 …… ２０

Ⅲ．予　算

１．一般会計当初予算 …… ２５
２．一般会計当初予算額（清掃費の内訳） …… ２６
３．歳入決算額 …… ２７
４．歳出決算額 …… ２８
５．手数料収入実績及び経年推移 …… ２９

Ⅳ．ごみ処理

１．概　　要 …… ３３
ごみ処理フローシート …… ３６
２．ごみ収集 …… ３８
⑴　家庭系ごみの収集体制 …… ３９
⑵　事業系ごみの収集体制 …… ４１
⑶　その他のごみの収集体制 …… ４１
３．ごみ収集・搬入量総括表 …… ４２
⑴　搬入形態別ごみ量 …… ４２
⑵　種類別・排出源別ごみ量データ …… ４４
⑶　種類別月別収集量 …… ４６
４．ごみ収集・搬入量 …… ４８
⑴　総ごみ量 …… ４８
⑵　家庭系ごみ …… ４９
⑶　事業系ごみ …… ４９
⑷　その他のごみ …… ５０

５．ごみ収集・搬入量経年変化 ･････････････････････････ ５１
⑴　総ごみ量 ･････････････････････････････････ ５１
⑵　家庭系ごみ収集・搬入量推移 ･････････････････ ５２
⑶　事業系ごみ収集・搬入量推移 ･････････････････ ５３
⑷　その他のごみ収集・搬入量推移 ･･･････････････ ５３
６．原単位 ･････････････････････････････････････ ５４
⑴　市民一人一日当たりの排出量（排出原単位） ･････ ５４
⑵　一日当たりの収集・搬入量 ･･･････････････････ ５５
７．ごみ処理量 ･････････････････････････････････ ５６
⑴　処理施設別搬入・搬出量 ･････････････････････ ５６
⑵　埋立物発生量 ････････････････････････････････ ５７
⑶　埋立量 ･･････････････････････････････････････ ５７
⑷　焼却灰一時保管量 ････････････････････････････ ５７
⑸　市外搬出先別総括表 ･･････････････････････････ ５８
⑹　年度別焼却灰発生量（施設別） ････････････････ ５８
８．資源化事業 ･････････････････････････････････ ５９
⑴　資源ごみ収集 ････････････････････････････････ ５９
⑵　容器包装廃棄物の資源化 ･･････････････････････ ６１
⑶　小型家電廃棄物の資源化 ･･････････････････････ ６１
⑷　羽毛布団の資源化 ････････････････････････････ ６２
⑸　リサイクル活動支援事業 ･･････････････････････ ６２
⑹　リサイクル率 ････････････････････････････････ ６３
９．ごみ処理コスト ･････････････････････････････ ６４
⑴　処理経費 ････････････････････････････････････ ６４
⑵　ごみ処理コスト ･･････････････････････････････ ６５
⑶　経費別ごみ処理コスト ････････････････････････ ６６
⑷　処分経費・処分形態別内訳 ････････････････････ ６６
⑸　年度別経費の推移 ････････････････････････････ ６７
⑹　ごみ処理単価 ････････････････････････････････ ６９

Ⅴ．ごみ減量促進事業

１．ごみ減量促進事業の背景 ･････････････････････ ７３
２．廃棄物対策課の業務体系 ･････････････････････ ７４
３．環境業務課管理係の業務体系 ･････････････････ ７４
４．ごみ減量啓発事業 ････････････････････････････ ７５
⑴　ごみ減量啓発業務 ････････････････････････････ ７５
⑵　事業系廃棄物対策業務 ････････････････････････ ７７
⑶　再使用の促進 ････････････････････････････････ ７７
５．ごみ減量促進事業 ････････････････････････････ ７８

Ⅵ．　生活排水処理

１．生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理の現状 …… ８１
⑴　収集運搬 …… ８１
⑵　処理施設 …… ８１
⑶　今後の問題点 …… ８１
⑷　生活排水処理基本計画 …… ８１
し尿・浄化槽汚泥フローシート …… ８３
２．し尿・浄化槽汚泥収集搬入量総括表 …… ８４
⑴　月別・種類別搬入量 …… ８４
⑵　月別処理量 …… ８４
⑶　月別・種類別汚泥搬出量 …… ８４
３．収　　集 …… ８６
⑴　生活排水処理形態別人口 …… ８６
⑵　し尿収集 …… ８６
⑶　浄化槽汚泥 …… ８６
⑷　し尿収集委託料 …… ８６
⑸　し尿収集運搬と減車対策の状況 …… ８７
⑹　し尿・浄化槽利用世帯及び利用人口 …… ８７
⑺　年度別収集実績 …… ８８
４．し尿処理 …… ８９
⑴　年度別実績 …… ８９
⑵　処理に伴うし渣・脱水汚泥等発生量 …… ９０
５．経費 …… ９１
⑴　年度別総経費 …… ９１
⑵　単位当り経費 …… ９２

Ⅶ．　処理施設

１．処理施設の設置状況 …… ９５
⑴　焼却処理施設 …… ９６
六和クリーンセンター …… ９６
クリーンセンター …… ９９
和名ケ谷クリーンセンター …… １０４
⑵　資源選別処理施設 …… １０９
資源リサイクルセンター …… １０９
⑶　粗大ごみ圧縮処理施設 …… １１２
日暮クリーンセンター …… １１２
⑷　最終処分場 …… １１５
日暮最終処分場 …… １１５
⑸　し尿処理施設 …… １１７
東部クリーンセンター …… １１７

Ⅷ．　参考資料

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 ･････････ １２３
松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則 ･ １３３
松戸市廃棄物処理要領 ･････････････････････････････ １４０
一般廃棄物処理業の許可及び業務指導要綱 ･････････････ １４３
松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則
　に掲げる許可基準等の詳細を定める要領 ･････････････ １５０
浄化槽清掃業の許可及び業務指導要綱 ･････････････････ １５４
松戸市公衆便所の設置及び管理に関する条例 ･････････････ １５６
公衆便所の概要 ･････････････････････････････････････ １５７
松戸市リサイクル活動奨励金交付規則 ･････････････････ １５８
生ごみ処理容器等補助金交付規則 ･････････････････････ １６２
機密等に属する廃棄文書類の回収要領 ･････････････････ １６４
松戸市廃棄物減量等推進員要綱 ･･････････････････････ １６６
松戸市ごみ減量・リサイクル協力店実施要綱 ･･････････ １６８
一般廃棄物処理計画 ･････････････････････････････････ １７０
塵芥収集業務委託業者名簿 ･･･････････････････････････ １９０
し尿収集業務委託業者名簿 ･･･････････････････････････ １９０
一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可業者名簿 ･････････ １９１
一般廃棄物処理業（処分業）許可業者名簿 ･･････････････ １９２
浄化槽清掃業許可業者名簿 ･･･････････････････････････ １９２

Ⅰ　総　説

１．松戸市の概要 ･･ ３
⑴　松戸市の位置 ･･ ３
⑵　地　　勢 ･･ ３
⑶　沿　　革 ･･ ４
⑷　人口の推移 ･･ ４
２．松戸市史及び清掃事業の変遷 ･･････････････････････････････ ６

Ⅰ　総　　説

１．松戸市の概要

⑴　松戸市の位置

千葉県の北西部（東葛飾地域）に位置し、西は江戸川を境に東京都（葛飾区）、埼玉県（三郷市）に接し、南は市川市、東は鎌ヶ谷市、東から北にかけて柏市、流山市に接している。

また、都心から２０㎞圏に位置し、市域は東西１１．４㎞、南北１１．５㎞、周囲　５６．１４５㎞、面積６１．３８ｋ㎡である。

⑵　地　　勢

市域は東西１１．４㎞、南北１１．５㎞となっており、ほぼひし形をしている。

また、ＪＲ常磐線が市域西側をほぼ南北にはしり、これを境に江戸川に至る低地と下総台地の一部に属する起伏の多い台地とに分割されている。

昭和３０年代までは、低地部分は水田に台地部分は畑作地域とした農耕が行われていたが、現在では市域のほぼ全域が市街化されつつあり、一部の地域でネギ、カブ、梨等の生産が行なわれているが、さらに宅地化が進行しつつある。

⑶　沿　　革

本市の黎明は比較的古く原始時代にさかのぼり、市内各所の丘陵には多数の貝塚が分布し、縦穴住居跡も多く発見されている。また、各時代においても交通の要衝となり、台地は城塞化して、しばしば戦渦にも見舞われている。

明治６年印旛県の廃止に伴い千葉県の管轄となり、東葛飾郡役所も旧松戸町に設置され（大正１２年廃止）、これを契機に諸官署が次々と設置され、東葛飾地域の政治的中心地としての機能を発揮するようになった。

さらに昭和８年に明村を、同１３年に八柱村を合併し、同１８年に馬橋村・高木村を合併し同年４月１日市制を施行した。

その後、昭和２９年に小金町、同３１年に沼南村の一部を編入し、現在の市域が確立された。

昭和３０年代になると新京成電鉄（松戸－津田沼）が開通し、市内陸部の交通近代化の実現、同時に日本住宅公団による常盤平団地の造成・入居開始を契機に爆発的な人口増加の兆しが現れ、都心への通勤時間が３０～４０分程度という地理的条件も相まって、以降毎年１万３千人以上の増加を記録した。しかし、昭和５９年頃より社会増から自然増へ傾向が変化しつつあった。昭和３０年代後半からの人口増加が示すように、東京都内からの流入人口を受入れざるを得ない情勢が続き、首都圏の典型的な住宅都市として発展してきた。このような背景の下に、公共施設の整備・増設が急務とされ「快適ですみ良い暮らしのために」を施策の体系に掲げ、中でも市民生活に直接係わりのあるごみ処理施設の整備を中心とした生活環境整備と清掃事業が推進されてきた。

⑷　人口の推移

本市が市制を施行した昭和１８年の人口は約４万人であったが、昭和３５年以降は爆発的な増加を記録し、昭和４０年から昭和５０年までの国勢調査では毎回　９万人以上の増加がみられた。昭和５５年以降は人口増も鈍化し、途中、減少し　た年もあるが平成２６年以降は増加しており、平成２８年１０月１日現在の人口 は４８６，０４５人で、千葉県内で３番目に多い人口を保っている。

人口及び世帯数の推移（各年１０月１日現在）

年度	世帯数	人口			備考
		総数	男	女	
S３５	19,656	86,372	43,420	42,952	第 9 回国勢調査
４０	41,913	160,001	82,001	78,000	第 10 回国勢調査
４５	70,829	253,591	130,021	123,570	第 11 回国勢調査
５０	102,830	344,558	175,911	168,647	第 12 回国勢調査
５５	128,974	400,863	202,799	198,064	第 13 回国勢調査
６０	139,855	427,473	215,909	211,564	第 14 回国勢調査
Ｈ２	160,724	456,210	232,043	224,167	第 15 回国勢調査
７	172,119	461,503	234,154	227,349	第 16 回国勢調査
８	173,321	460,873	233,989	226,884	
９	175,331	461,126	234,083	227,043	
１０	177,719	462,297	234,113	228,184	
１１	180,765	464,609	235,079	229,530	
１２	182,703	464,841	234,552	230,289	第 17 回国勢調査
１３	185,717	467,197	235,495	231,702	
１４	189,159	470,759	236,962	233,797	
１５	191,865	472,728	237,433	235,295	
１６	194,245	474,078	238,065	236,013	
１７	192,962	472,579	237,562	235,017	第 18 回国勢調査
１８	196,182	474,934	238,685	236,249	
１９	199,670	476,792	239,654	237,138	
２０	206,420	480,785	241,786	238,999	
２１	210,152	484,194	243,634	240,560	
２２	212,111	485,640	243,893	241,747	第 19 回国勢調査
２３	210,505	483,770	240,011	243,759	
２４	210,266	480,579	238,253	242,326	
２５	211,141	480,227	237,802	242,425	
２６	213,200	481,346	238,282	243,064	
２７	215,627	483,480	240,928	242,552	第 20 回国勢調査
２８	219,302	486,045	241,989	244,056	

２．松戸市史及び清掃事業の変遷

年　　代	市　の　歴　史	ご　み　処　理	し　尿　処　理
明治　２年	五香六実入植開始		
５年	松戸・小金郵便取扱所開設		
１１年	東葛飾郡役所・松戸警察所設置		
２２年	松戸町誕生（松戸村矢切村合併 人口約4,000人）		
２９年	日本鉄道㈱海岸線（常磐線）田端ー土浦開通 松戸駅開設		
３１年	常磐線全線開通 馬橋駅開設		
４２年	県立園芸専門学校設立（千葉大学園芸学部）		
４４年	北小金駅開設		
大正　５年	流山鉄道開通		
８年	松戸実科高等女学校（県立松戸高校）設立		
９年	国道６号道路認定		
１２年	東武鉄道　船橋ー野田開通 六実駅開設		
昭和　２年	葛飾橋（鉄橋）架設		
８年	明村と合併（15,669人）		
１０年	都営八柱霊園開設		
１１年	常磐線上野ー松戸駅間電化		
１３年	八柱村と合併（21,506人）		
１４年	千葉県松戸保健所設立		
１７年	国立療養所松戸病院設置		
１８年	松戸町、高木村、馬橋村合併、市制施行（40,433人）		
２４年	千葉農業専門学校が千葉大学園芸学部となる		
２５年	馬橋万満寺の木造金剛力士像が国重要文化財に指定 松戸市報（広報）発刊 市立病院開院	松戸市汚物掃除規定を制定	
２７年	松戸駅東口を開設 北松戸駅、競輪開催日停車場の仮駅として開設		
２９年	小金町と合併（66,051人）	清　掃　法　制　定　施　行	
３０年	新京成電鉄松戸ー津田沼間開通 松戸市都市計画決定	松戸市清掃条例及び同施行規則制定施行 松戸市汚物掃除規定廃止 特別清掃地域指定（２６地区） ごみ収集有料化（石油箱１杯　５円）	し尿収集開始（し尿汲取手数料　１樽　１５円）

年　　代	市　の　歴　史	ご　み　処　理	し　尿　処　理
昭和３１年	沼南村高柳地区編入 （70,503人）	回数券をたばこ屋等で販売した	
３２年	電話自動化使用開始		し尿汲取三輪車を購入
	日本住宅公団常盤平団地造成開始		一部直営による収集開始 （し尿汲み取り三輪車 1台購入）
３３年	北松戸駅常設駅に格上		
３４年	市庁舎現在位置へ移転し、旧庁舎を公民館として使用		
３５年	稔台・北松戸に工業団地造成 日本住宅公団常盤平団地入居開始		金ケ作下水処理場操業
３６年	串崎新田に市営火葬場完成	ごみ収集手数料の廃止	農協に収集一部委託
	国道６号松戸バイパス完成	清掃工場（六和）建設用地買収	
３７年	市営小金水道給水開始 松飛台工業団地造成 安全都市宣言	清掃工場（六和）完成 （固定炉）	
３８年	松戸市５ケ年計画作成 市制施行２０周年	塵芥収集容器設置補助金交付規則制定	一般収集は委託
３９年	市民会館完成		農協に代え丸協清掃事業共同組合に委託
４０年	県立小金高校が開校		金ケ作下水処理場にし尿投入施設完成
４１年	市の人口１７万人を超える 千葉県柏保健所が新設され、千葉県松戸保健所の管轄は松戸市１市となる	市内全域が特別清掃地域に指定される 委託収集開始 清掃工場（六和）増設 （機械炉）	
４２年	国保市立病院上本郷へ移転 （総合病院となる）	松戸市清掃条例の全面改正	
４３年	総合卸売市場開設 市の人口２０万人を超える		金ケ作下水処理場に常盤平し尿処理施設を併設し、常盤平衛生処理場として操業開始
４４年	すぐやる課設置 市営青果市場八ヶ崎に開設	紙袋によるごみ収集開始 （粗大・不燃・台所ごみに分別）	市有施設の委託収集 （全面委託実施）
４５年	市役所新館完成	清　掃　法　全　部　廃　止 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 全面委託実施 ごみ収集週３回に （不燃物収集開始）	

年　　代	市　の　歴　史	ご　み　処　理	し　尿　処　理
昭和４６年	日本住宅公団小金原団地完成 常磐線複々線化完成 （千代田線相互乗入） ボックスヒル市と姉妹都市提携	清掃工場に塵芥粉砕機設置	
４７年	常盤平市民センター完成	松戸市清掃条例及び施行規則全部改正	
	未熟児センター設置	松戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同施行規則制定施行	
		清掃工場（六和）に流動焼却炉を設置	
４８年	武蔵野線開通 新松戸駅開設 国民体育大会開催 （自転車・テニス）		し尿海洋投入開始
４９年	第１次総合５ケ年計画 図書館本館が移転 名誉市民制定	段ボールの資源化開始	第１中継所設置
５０年	日本住宅公団牧の原団地・梨香台団地完成 市立松戸高校開校	不燃物収集業務を増強 （４社委託とする）	
５１年	総合福祉会館完成 青少年会館開館 松戸運動公園完成	清掃工場（六和）に連続燃焼式機械炉完成 五香地区婦人会リサイクル活動開始	
５２年	松戸市長期構想策定		第１中継所廃止 中継所設置（第２・第３・第４） 宮前公衆便所完成
５３年	武蔵野線（新松戸以東開通） 新八柱駅開設	４分別収集開始 ・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・資源ごみ ・粗大ごみ 六和旧炉に電気集塵機設置	
５４年	第２次総合５ケ年計画スタート	資源ごみ協同組合に委託 選別センター設置	
５５年	上葛飾橋（松戸三郷有料橋）開通 婦人会館・勤労会館完成 市の人口４０万人を超える	第２清掃工場竣工 （クリーンセンターに改称） 公衆屑篭委託収集開始	

年　　代	市　の　歴　史	ご　み　処　理	し　尿　処　理
昭和５６年	市民劇場完成 生きがい福祉事業団発足 (財)おはなしキャラバン設立	資源リサイクルセンター竣工 粗大ごみ委託収集開始	東部クリーンセンター竣工 第４中継所廃止 常盤平衛生処理場し尿処理施設廃止
５７年	千葉北導水路（坂川放水路等松戸排水機場完成）	六和クリーンセンターに圧縮梱包機設置	北松戸公衆便所完成
５８年	市制施行４０周年 小児医療センター開設		
５９年	第３次総合５ケ年計画	５分別収集開始 ・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・資源ごみ ・粗大ごみ ・有害ごみ	
６０年	世界平和都市宣言 松戸東警察署設置 松戸駅西口地下駐車場完成		
６１年	松戸駅西口高架遊歩道完成		
６２年	日本の道百選に常盤平さくら通が指定される 県立西部図書館完成		馬橋公衆便所完成
６３年	矢切の渡しブーム	日暮クリーンセンター竣工	
平成　元年	第４次総合５ケ年計画 市民ギャラリー・消防訓練センター開設		新松戸公衆便所完成
２年	中学校給食開始	ごみを減らす課設置（ごみ減量キャンペーンを展開）	
３年	北総開発鉄道全線開通 戸定歴史館完成	従来のリサイクル町会制度を廃止し、新たに集団回収方式を導入 （補助制度を発足） 和名ケ谷クリーンセンターの建設に着手 ・議会承認　　(H3.11) 紙パック拠点回収開始 (H3.10)	生活排水処理基本計画策定
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正施行	
４年	市役所完全土曜閉庁	日暮クリーンセンター内に燃料化システム導入 ごみ処理基本計画策定 (H5.3)	

年　　代	市　の　歴　史	ご　み　処　理	し　尿　処　理
平成　５年	市制施行５０周年 松戸市民憲章制定 21世紀の森と広場・博物館・森のホール21完成 福祉医療センター東松戸病院開設 中央保健センターオープン	松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例全部改正 松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則全部改正	
６年	第５次総合５ケ年計画 国分川分水路完成 松戸市行政リストラ市民会議が発足 「常盤平けやき通り」が新・日本街路樹百景に	新条例施行	第２中継所廃止
７年	公文書公開制度スタート	和名ケ谷クリーンセンター竣工　（平成7年9月）	
８年	八ヶ崎消防署開署 ホワイトホース市（旧ﾎﾞｯｸｽﾋﾙ市）と姉妹都市提携再調印 松戸市行政リストラ実施計画に基づき機構改革を実施	和名ケ谷スポーツセンター竣工　（平成8年3月） 松戸市事業系廃棄物対策総合計画策定	
９年	大谷口歴史公園開園 武蔵野線「東松戸駅」が開設	粗大ごみ有料化実施（平成9年4月1日）	
１０年	松戸市総合計画スタート（平成10年4月1日） 人権尊重都市宣言（平成10年12月10日） 健康福祉会館完成 千葉県西部防災センター完成	六和クリーンセンター休炉（平成10年1月） ごみ処理基本計画策定（平成10年3月）	第３中継所廃止 し尿海洋投入廃止
１１年	「松戸市役所エコオフィス行動プラン」策定		
１２年	行政組織改革が行われ、本部制を導入 介護保険制度スタート 松戸警察署移転	廃カセット缶・エアゾール缶処理装置設置（平成12年4月1日） 木製粗大ゴミ再生事業としてミニリサイクルプラザを開設（平成12年5月15日） 事業系ごみ全面有料化（平成12年10月1日） 燃料化システム廃止（平成13年3月）	汚泥焼却設備休止 汚泥等市内焼却施設で焼却（平成12年4月1日）

年　　代	市　の　歴　史	ご　み　処　理	し　尿　処　理
平成１３年		８分別収集開始 （平成13年4月1日） ・燃やせるごみ ・陶磁器ガラスなどのごみ ・リサイクルする プラスチック ・その他のプラスチック などのごみ ・ペットボトル ・資源ごみ ・粗大ごみ ・有害ごみ 家電４品目を家電リサイクル法に基づきリサイクル （平成13年4月1日） 資源ごみのうち紙類を問屋に直納　（平成13年4月1日） ペットボトル処理施設設置 （平成13年4月1日） ペットボトル（拠点回収分）の全量を容器リサイクル法に基づきリサイクル （平成13年4月1日） 焼却灰の一部を資源化（エコ・セメント）　（平成13年4月） 大型生ごみ処理機設置モデル事業開始（平成13年9月）	脱水汚泥の肥料化開始 （平成13年4月） 浄化槽汚泥処分手数料有料化 （平成13年5月1日）
１４年		祝日収集開始 （平成14年4月1日） 資源ごみ一部を民間処理委託開始 六和クリーンセンター廃止 （平成14年11月） ごみ処理基本計画策定 （平成15年3月）	
１５年	市制施行６０周年 総合計画 第２次実施計画がスタート 松戸駅に行政サービスセンター設置		
１６年	「松戸市安全で快適なまちづくり条例」の施行	ペットボトル（拠点・集団回収）の全量を容器リサイクル法に基づきリサイクル （平成16年4月） 「循環型社会構築検討委員会」より提言を受ける （平成17年3月）	

年　　代	市　の　歴　史	ご　み　処　理	し　尿　処　理
平成１７年	インターハイ～千葉きらめき総体～開催（自転車競技・フェンシング） （平成17年8月） 戸定邸から眺める富士山が「関東の富士見百景」に 「もったいない運動」を推進	廃棄物減量及び適正処理条例を一部改正、家庭ごみ集積所からのごみ(資源ごみ等)持去り行為を禁止、違反者には５万円以下の過料を科す （平成17年4月1日。但し過料は7月1日から） 家庭系パソコン回収システムによりリサイクル （平成17年4月1日） アスベストを含む家庭用品の回収　（平成17年11月16日）	
１８年	根木内歴史公園オープン 戸定邸が国の重要文化財に指定される	ペットボトル一部売却 （平成18年4月）	
１９年	東松戸ゆいの花公園開園 松戸市警防ネットワークがスタート 市役所正面玄関前に「キッチン・ガーデン」が開園 協働推進課の設置 戸定が丘歴史公園が「日本歴史公園100選」に選定		
２０年	矢切斜面林の一部を特別緑地保全地区に指定 千葉大学に園芸学部移転反対の署名簿提出 市政施行65周年を記念し切手シートを発売	ごみ処理基本計画策定 （平成20年3月）	
２１年		その他プラスチックを一部資源化処理　（平成22年4月） 資源ごみのうち紙・布類を問屋に直納　（平成22年4月1日）	東部クリーンセンター処理能力変更 （平成21年4月） 300kℓ/日→200kℓ/日
２２年		ペットボトルの全量（拠点・集団回収）を民間処理委託 （平成22年4月1日） 燃やせるごみの収集に認定ポリ袋を追加　（平成23年7月1日）	
２３年	後期基本計画（第４次実施計画）スタート		
２５年	行政組織改革が行われ、本部制廃止に伴い、環境担当部が環境部となる	小型家電リサイクル法に基づきリサイクル開始　（平成26年1月） ごみ処理基本計画策定 （平成26年3月）	
２６年	旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）が国指定名勝に指定	給食残渣資源化モデル事業を開始 （平成27年5月）	事業系し尿処分手数料有料化 （平成26年4月1日）
２７年		靴・バッグ・ベルトの回収事業を開始　（平成27年5月） 小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業実施 （平成27年11月～28年1月）	
２８年		小型家電のボックス回収開始 （平成28年4月） ごみ処理基本計画一部改定 （平成28年5月）	

Ⅱ　機　　構

１．組　　織 ･････････････････････････････････････ １５
２．環境部職員配置状況 ･････････････････････････････ １６
３．部・課の経緯 ･･･････････････････････････････････ １７
４．各課・センターの業務 ･･･････････････････････････ ２０

Ⅱ 機　構

1. 組　　織　（平成 29年 4月 1日現在）

2. 環境部職員配置状況（平成29年4月1日　事務分担発令後）

・環境部長　　1

・環境部 参事監　　1　　【総数173名】

課　名	課長	専門監	補佐	主幹	係　名	係長相当職	主任主事	主任技師	主事・技師	主事補	技師補等	再任用職員	小　計	合　計
環境政策課	1		1	1		2			5				7	**10**
放射能対策担当室		1				1		1					2	**3**
廃棄物対策課	1	1	2	1		1		兼2+3	2	2			5	**20**
					施設整備準備室	3		3	1				7	
環境保全課	1		1	1	水質保全係	1		1	1			1	4	**26**
					大気騒音係	兼1		1	2			1	4	
					環境衛生係	1		2	6			6	15	
環境業務課	1		2	2	管　理　係	1			2			2	5	**31**
					指　導　係	2		1	12			6	21	
クリーンセンター	所長 1		1		庶　務　係	1			5				6	**30**
					管　理　係	1		4	8			5	18	
					施　設　係	兼1+2						兼2	2	
（直営・委託）	六実高柳老人福祉センター					兼3						2	2	
東部クリーンセンター	所長 1		1		庶　務　係	1		1				1	3	**10**
					管　理　係	1		1	1				3	
（委託）					施　設　係	2							2	
	東部老人福祉センター					兼1							0	
日暮クリーンセンター	所長 1		1		管理係	兼1		1	5			2	8	**16**
（委託）	資源リサイクルセンター		所長 1			1			2			2	5	
和名ヶ谷クリーンセンター	所長 1		2		庶　務　係	1			2			5	8	**27**
					管　理　係	兼1		2	10			1	13	
（委託）					施　設　係	1		1	1				3	
合　計	8	1	11	5		23		22	65	2	0	34	146	**173**

３．部・課の経緯

期　　間	部　名	課　　名	備　　考
昭和３８年４月 から 昭和４０年３月	経済民生部	清掃事務所 環境衛生課	
昭和４０年４月 から 昭和４１年３月	民生部	清掃事務所 環境衛生課	
昭和４１年４月 から 昭和４３年３月	民生部	清掃事務所	
昭和４３年４月 から 昭和４４年３月	環境衛生部	環境衛生課 清掃管理課 清掃事務所	
昭和４４年４月 から 昭和４７年３月	衛生部	清掃第１課 清掃第２課	
昭和４７年４月 から 昭和４８年９月	環境部	庶務課 環境指導課 環境施設課 公害対策課	機構改革により公害対策課が市民部から環境部へ 昭和 48 年公害対策課が公害課と名称変更
昭和４８年１０月 から 昭和５２年３月	環境部	庶務課 環境指導課 環境施設課 清掃工場 衛生処理場 公害課 公害研究所	清掃工場・衛生処理場が環境施設課から独立 公害研究所を新設
昭和５２年４月 から 昭和５２年９月	環境部	管理課 環境第１課 環境第２課 環境施設課 清掃工場 衛生処理場 公害課 公害研究所	環境指導課のごみ収集関係をもって環境第１課 〃　　し尿収集関係と管理課の一部をもって環境第２課となる
昭和５２年１０月 から 昭和５５年７月	環境部	管理課 環境第１課 環境第２課 環境施設第１課 環境施設第２課 清掃工場 衛生処理場 公害課 公害研究所	環境施設課を第二清掃工場建設関係の施設第１課と衛生処理場建設関係の同２課に分離
昭和５５年７月 から 昭和５６年９月	環境部	管理課 環境第１課 環境第２課 環境施設第１課 環境施設第２課 六和クリーンセンター クリーンセンター 東部クリーンセンター	清掃工場が六和クリーンセンターに名称変更 クリーンセンター・東部クリーンセンターを新設

期　　間	部　名	課　　名	備　　考
		衛生処理場 公害課 公害研究所	
昭和５６年１０月 から 昭和５８年９月	環境部	管理課 環境第１課 環境第２課 施設課 六和クリーンセンター クリーンセンター 東部クリーンセンター 公害課 公害研究所	環境施設関係２課を施設課として統合 衛生処理場が下水道部となる
昭和５８年１０月 から 昭和６３年３月	清掃部	管理課 清掃第１課 清掃第２課 施設課 六和クリーンセンター クリーンセンター 東部クリーンセンター	環境部が清掃部と環境保全部に分離 公害課 公害研究所 生活環境課（管理課・旧 環境２課の業務の一部）
昭和６３年４月 から 平成２年３月	清掃部	管理課 清掃第１課 清掃第２課 施設課 六和クリーンセンター クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター	清掃第１課から資源リサイクルセンターを、施設課から最終処分場を、六和クリーンセンターから圧縮部門をそれぞれ分離し、日暮クリーンセンターを設置
平成２年４月 から 平成６年３月	清掃部	管理課 ごみを減らす課 清掃第１課 清掃第２課 施設課 六和クリーンセンター クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター	ごみ減量の啓発普及のためごみを減らす課を設置
平成６年４月 から 平成７年９月	清掃部	管理課 ごみを減らす課 清掃業務課 施設課 六和クリーンセンター クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ケ谷ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ開設準備室	清掃第１課と清掃第２課を統合し清掃業務課とする 和名ケ谷ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ開設準備室を施設課から独立させ設置
平成７年１０月	清掃部	和名ケ谷ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	和名ケ谷ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ開設準備室を廃止 和名ケ谷ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰを設置
平成８年４月 から 平成１１年３月	清掃部	清掃管理課 清掃施設課 清掃業務課 六和クリーンセンター クリーンセンター	管理課とごみを減らす課を統合し清掃管理課を設置 施設課が清掃施設課に名称変更

期　　間	部　名	課　　名	備　　考
		東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ケ谷ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	和名ケ谷ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰに施設係を設置
平成１１年４月 から 平成１２年３月	環境部	計画課 保全課 業務課 施設課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ケ谷ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	清掃部と環境保全部を統合し環境部を設置 清掃管理課と環境管理課を統合し計画課、環境管理課と環境保全課を統合し保全課、清掃施設課と六和ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰを統合し施設課を設置 清掃業務課が業務課に名称変更
平成１２年４月 から 平成１５年３月	環境担当部	環境計画課 環境保全課 環境業務課 環境施設課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ケ谷ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	機構改革により本部制をとり環境担当部を設置 計画課、保全課、業務課、施設課をそれぞれ環境計画課、環境保全課、環境業務課、環境施設課に名称変更
平成１５年４月 から	環境担当部	環境計画課 環境保全課 環境業務課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ケ谷ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	ごみを減らす係が環境計画課から環境業務課へ移管 環境施設課が廃止 環境計画課内に施設担当室を新設
平成２０年４月 から	環境担当部	環境計画課 減CO_2担当室 環境保全課 環境業務課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ケ谷ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	環境計画課内に減CO_2担当室を新設
平成２３年１２月 から	環境担当部	環境計画課 放射能対策室 環境保全課 環境業務課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ケ谷ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	環境計画課内に放射能対策室を新設
平成２４年４月 から	環境担当部	環境計画課 環境保全課 放射能対策課 環境業務課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ケ谷ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	放射能対策室が放射能対策課となる

期　　間	部　名	課　　名	備　　考
平成２５年４月 から	環境部	環境政策課 廃棄物対策課 環境保全課 放射能対策課 環境業務課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ケ谷ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	機構改革により環境部を設置 環境計画課が環境政策課へ名称変更、廃棄物対策課を新設
平成２７年４月 から	環境部	環境政策課 　放射能対策担当室 廃棄物対策課 環境保全課 環境業務課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ケ谷ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	放射能対策課を廃止 環境政策課内に放射能対策担当室を設置
平成２９年４月 から	環境部	環境政策課 　放射能対策担当室 廃棄物対策課 環境保全課 環境業務課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ケ谷ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	廃棄物対策課内に施設整備準備室を設置

４．各課・センターの業務

（平成２９年度）

課　　名	係　　名	事 務 事 業 内 容
環境政策課		・環境計画の進捗管理及び総合調整に関すること ・環境審議会に関すること。 ・公害防止計画に関すること。 ・低炭素社会創造に関すること。 ・環境分野に係るエネルギーに関すること。 ・環境影響評価に関すること。 ・公用車両(電気自動車)の運用及び管理に関すること。 ・自然保護及び外来生物に関すること。 ・専用水道等に関すること。 ・環境衛生に関する企画及び推進に関すること。
	放射能対策担当室	・放射能対策の総合調整に関すること。 ・放射能対策の情報収集に関すること。 ・放射能対策の総合窓口に関すること。 ・私有地の放射線対策に関すること。 ・平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）に関すること。 ・放射能対策に係る損害賠償に関すること。

課　　名	係　　名	事 務 事 業 内 容
廃棄物対策課		・廃棄物処理の基本計画の作成並びに廃棄物処理事業の推進、進捗管理及び総合調整に関すること。 ・廃棄物処理に関する地元対策並びに連絡協議会の運営及び調整に関すること。 ・一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者の許可及び指導監督に関すること。 ・一般廃棄物に関する関係機関との調整に関すること。 ・産業廃棄物に関する関係機関との調整に関すること。 ・廃棄物事業に係る国・県の補助金の連絡調整に関すること。 ・ごみの減量及び資源化促進に係る啓発に関すること。 ・廃棄物減量等推進員に関すること。 ・事業系一般廃棄物の指導に関すること。 ・廃棄物処理施設用地に関すること。 ・最終処分場（日暮最終処分場を除く）の維持管理に関すること。 ・一般廃棄物の最終処分に関すること。 ・六和クリーンセンターに関すること。
	施設整備準備室	・廃棄物処理施設の建設に関すること。 ・廃棄物処理施設周辺の環境整備に関すること。
環境保全課	水質保全係	・水質汚濁、地盤沈下及び土壌汚染の調査及び監視に関すること。 ・水質汚濁、地盤沈下及び土壌汚染の規制及び指導に関すること。 ・水質汚濁及び地盤沈下に係る特定施設等の届出に関すること。 ・土壌汚染に係る調査結果等の届出に関すること。 ・汚染土壌処理業の許可に関すること。 ・汚染土壌処理業の許可等に係る手数料の徴収金に関すること。 ・水質保全に係る公害相談に関すること。 ・公害防止管理者に関すること。 ・家庭雑排水対策に関すること。
	大気騒音係	・大気汚染、悪臭、騒音及び振動の調査及び監視に関すること。 ・大気汚染、悪臭、騒音及び振動の規制及び指導に関すること。 ・大気汚染、悪臭、騒音及び振動に係る特定施設等の届出に関すること。 ・大気保全、騒音及び振動に係る公害相談に関すること。
	環境衛生係	・環境に関する市民、地区環境組織等の育成に関すること。 ・あき地の雑草等の除去指導に関すること。 ・動物の飼養管理の指導に関すること。 ・犬の登録及び狂犬病予防に関すること。 ・犬の登録、狂犬病予防注射済票交付手数料等の徴収金に関すること。 ・衛生害虫等の駆除に関すること。
環境業務課	管理係	・し尿の収集運搬業務に関すること。 ・し尿の収集委託業者の指導監督に関すること。 ・し尿処理の申請及び届出に関すること。 ・し尿処理手数料の賦課徴収に関すること。 ・公衆便所の設置及び維持管理に関すること。 ・ごみの資源化促進に関すること。 ・リサイクル活動奨励金に関すること。
	指導係	・ごみの収集運搬業務に関すること。 ・ごみ処理に係る市民指導及びごみ集積所に関すること。 ・ごみの収集委託業者の指導監督に関すること。 ・ごみ（事業系一般廃棄物を含む。）の不法投棄に関すること。 ・粗大ごみ及び動物死体処理手数料の徴収に関すること。

課　　名	係　　名	事 務 事 業 内 容
クリーンセンター	庶務係	・センターの財産管理に関すること。 ・廃棄物の処理手数料に関すること。 ・各種記録の作成及び報告に関すること。 ・センターの庶務に関すること。
	管理係	・ごみ処理施設の運転・維持管理及び保守点検に関すること。 ・ごみ処理施設の整備改良の設計及び施工に関すること。 ・ごみ処理施設の検査に関すること。
	施設係	・センター内体育施設等の管理運営に関すること。 ・六実高柳老人福祉センターに関すること。
東部ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	庶務係	・センターの財産管理に関すること。 ・各種記録の作成及び報告に関すること。 ・廃棄物の処理手数料に関すること。 ・センターの庶務に関すること。
	管理係	・し尿処理施設の維持管理及び保守点検に関すること。 ・し尿処理施設の水質及び汚泥の検査に関すること。 ・し尿処理施設の整備改良工事の設計及び施工に関すること。
	施設係	・東部スポーツパークの管理運営に関すること。 ・東部老人福祉センターに関すること。
日暮ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	管理係	・日暮クリーンセンター（以下この目において「ｾﾝﾀｰ」という。）の財産管理に関すること。 ・廃棄物の処理手数料に関すること。 ・資源ごみの売払いに関すること。 ・各種記録の作成及び報告に関すること。 ・センター内の機器の保守点検・補修に関すること。 ・日暮最終処分場に関すること。 ・センターの庶務に関すること。
	資源ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	・リサイクルセンターの財産管理に関すること。 ・廃棄物の処理手数料に関すること。 ・リサイクルセンター内の機器の保守点検・補修に関すること。
和名ケ谷ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	庶務係	・センターの財産管理に関すること。 ・廃棄物の処理手数料に関すること。 ・各種記録の作成及び報告に関すること。 ・センターの庶務に関すること。
	管理係	・ごみ処理施設の維持管理及び保守点検に関すること。 ・ごみ処理施設の整備改良工事の設計及び施工に関すること。 ・ごみ処理施設の検査に関すること。 ・発電設備に関すること。
	施設係	・和名ケ谷スポーツセンターの管理運営に関すること。
六和クリーンセンター		・センターの財産管理に関すること。 ・各種記録の作成及び報告に関すること。 ・センター内施設等の維持管理に関すること。

Ⅲ　予　　算

１．一般会計当初予算 ･････････････････････････････････ ２５
２．一般会計当初予算額（清掃費の内訳） ･････････････････ ２６
３．歳入決算額 ･･･ ２７
４．歳出決算額 ･･･ ２８
５．手数料収入実績及び経年推移 ･････････････････････････ ２９

Ⅲ　予　算

1．平成29年度一般会計当初予算

（歳 入）　（単位：千円）

款	予算額	款	予算額
市税	67,500,000	分担金及び負担金	2,041,778
地方譲与税	760,000	使用料及び手数料	3,122,942
利子割交付金	60,000	国庫支出金	28,836,920
配当割交付金	300,000	県支出金	8,525,184
株式等譲渡所得割交付金	200,000	財産収入	339,493
地方消費税交付金	6,500,000	寄附金	20,000
ゴルフ場利用税交付金	3,000	繰入金	5,779,474
自動車取得税交付金	200,000	繰越金	1,000,000
地方特例交付金	336,000	諸収入	3,559,809
地方交付税	5,250,000	市債	11,363,400
交通安全対策特別交付金	52,000		
歳入合計			145,750,000

（歳 出）　（単位：千円）

款	予算額	款	予算額
議会費	844,680	土木費	14,478,444
総務費	9,937,454	消防費	6,142,544
民生費	73,729,429	教育費	12,820,446
衛生費	16,577,273	災害復旧費	5,001
労働費	91,379	公債費	9,639,331
農林水産業費	282,072	諸支出金	2
商工費	901,945	予備費	300,000
歳出合計			145,750,000

※　清掃費は衛生費に属する。（なお、清掃費が一般会計に占める割合は5.0%です）

2. 一般会計当初予算額　（清掃費の内訳）

（単位：千円/%）

項　目		平成28年度	平成29年度	前年度比
清掃総務費	人件費	974,928	994,102	2.0
	環境活動団体支援事業	13	27	107.7
	広域情報収集事業	417	427	2.4
	環境情報提供事業	50	53	6.0
	清掃総務事務費	114	179	57.0
	小　計	975,522	994,788	2.0
塵芥処理費	ごみ収集事業	1,664,558	1,672,569	0.5
	ごみ処理事業	2,322,449	2,355,917	1.4
	容器包装リサイクルごみ処理事業	397,950	374,642	△5.9
	資源ごみリサイクル事業	466,532	503,481	7.9
	ごみ減量促進事業	14,922	27,559	84.7
	不法投棄防止事業	14,006	16,520	17.9
	ごみ分別排出指導事業	7,866	10,852	38.0
	民間回収資源化システム支援事業	236,552	235,506	△0.4
	清掃施設関係事業	17,680	16,063	△9.1
	廃棄物適正処理推進事業	150	150	0.0
	清掃施設整備事業	0	637,500	皆増
	小　計	5,142,665	5,850,759	13.8
し尿処理費	し尿収集事業	97,392	116,026	19.1
	し尿処理事業	304,229	327,722	7.7
	小　計	401,621	443,748	10.5
合　計		6,519,808	7,289,295	11.8

３．平成28年度歳入決算額

（単位：円／％）

節	課　名	平成27年度	平成28年度	前年度比
総務使用料	クリーンセンター	348,224	336,215	△3.45
	東部クリーンセンター	94,641	89,056	△5.90
	日暮クリーンセンター	65,274	63,067	△3.38
	和名ヶ谷クリーンC	537,477	507,526	△5.57
	計	1,045,616	995,864	△4.76
保健体育使用料	クリーンセンター	8,424,800	8,875,773	5.35
	東部クリーンセンター	6,461,830	5,741,468	△11.15
	和名ヶ谷クリーンC	73,429,438	74,527,724	1.50
	計	88,316,068	89,144,965	0.94
保健体育費補助金	東部クリーンセンター	0	11,278,000	皆増
	計	0	11,278,000	皆増
清掃手数料	廃棄物対策課	520,000	100,300	△80.71
	環境業務課	91,560,956	88,577,596	△3.26
	クリーンセンター	0	9,068,227	皆増
	東部クリーンセンター	7,983,810	8,083,682	1.25
	日暮クリーンセンター	54,341,407	45,644,093	△16.00
	和名ヶ谷クリーンC	617,393,802	617,622,411	0.04
	計	771,799,975	769,096,309	△0.35
清掃費補助金	廃棄物対策課	4,895,587	4,987,008	1.87
	計	4,895,587	4,987,008	1.87
清掃費委託金	廃棄物対策課	48,222,929	48,088,521	△0.28
	計	48,222,929	48,088,521	△0.28
電話利用料	クリーンセンター	1,690	1,580	△6.51
	計	1,690	1,580	△6.51
資源ごみ売払収入	廃棄物対策課	123,683	22,834	△81.54
	日暮クリーンセンター	188,299,623	163,350,520	△13.25
	和名ヶ谷クリーンC	768,220	102,739	△86.63
	計	189,191,526	163,476,093	△13.59
電力売払収入	和名ヶ谷クリーンC	234,388,959	233,924,577	△0.20
	計	234,388,959	233,924,577	△0.20
雑入	廃棄物対策課	6,275,510	345,780	△94.49
	環境業務課	1,190,941	1,055,551	△11.37
	クリーンセンター	6,000	6,100	1.67
	東部クリーンセンター	97,692	9,370	△90.41
	日暮クリーンセンター	6,000	6,000	0.00
	和名ヶ谷クリーンC	6,000	61,270	921.17
	計	7,582,143	1,484,071	△80.43
放射能対策費収入	廃棄物対策課	396,677,478	339,815,642	△14.33
	東部クリーンセンター	64,800	38,880	△40.00
	計	396,742,278	339,854,522	△14.34
し尿処理費補助金	環境業務課	0	5,651,000	皆増
	計	0	5,651,000	皆増
合　計		1,742,186,771	1,667,982,510	△4.26

4. 平成28年度歳出決算額（環境部・清掃部門執行分及び人件費）

（単位：円／%）

款	項	目	課　名	平成27年度	平成28年度	前年度比
総務費	総務管理費	諸　費	環境業務課	24,584	14,211	△42.19
	総　務　費　計			24,584	14,211	△42.19
民生費	社会福祉費	老人福祉施設費	クリーンセンター	6,984,285	7,309,782	4.66
			東部クリーンセンター	11,055,083	6,161,281	△44.27
	民　生　費　計			18,039,368	13,471,063	△25.32
衛生費	清掃費	清掃総務費	廃棄物対策課	577,329	531,777	△7.89
			（人件費）	867,683,348	951,439,995	9.65
			計	868,260,677	951,971,772	9.64
		塵芥処理費	廃棄物対策課	62,713,082	83,067,790	32.46
			環境業務課	1,949,693,319	1,927,652,970	△1.13
			クリーンセンター	755,393,482	758,491,824	0.41
			日暮クリーンセンター	1,037,539,313	1,038,513,507	0.09
			和名ヶ谷クリーンC	1,071,927,862	1,074,781,018	0.27
			計	4,877,267,058	4,882,507,109	0.11
		し尿処理費	環境業務課	85,723,960	95,890,236	11.86
			東部クリーンセンター	302,586,991	287,217,549	△5.08
			計	388,310,951	383,107,785	△1.34
	合　計			6,133,838,686	6,217,586,666	1.37
	保健衛生費	健康管理費	廃棄物対策課	727,323	692,171	△4.83
			クリーンセンター	1,784,998	1,718,984	△3.70
			計	2,512,321	2,411,155	△4.03
		公害対策費	廃棄物対策課	2,581,200	0	皆減
	合　計			5,093,521	2,411,155	△52.66
	衛　生　費　計			6,138,932,207	6,219,997,821	1.32
教育費	保健体育費	体育施設費	クリーンセンター	59,339,518	59,677,694	0.57
			東部クリーンセンター	60,822,387	93,223,091	53.27
			和名ヶ谷クリーンC	277,025,054	283,696,476	2.41
	教　育　費　計			397,186,959	436,597,261	9.92
合　計				6,554,183,118	6,670,080,356	1.77

5. 手数料収入実績及び経年推移

（単位:円）

年度	ごみ処理手数料		し尿処理手数料	合計
	ごみ処理	動物死体処理		
60	135,581,580	265,800	221,846,182	357,693,562
61	154,915,120	235,200	261,128,906	416,279,226
62	171,366,160	219,600	251,824,473	423,410,233
63	186,064,160	190,200	233,626,407	419,880,767
元	204,714,580	159,000	215,813,040	420,686,620
2	211,158,960	145,200	196,280,662	407,584,822
3	214,528,460	141,600	178,989,212	393,659,272
4	254,995,402	358,955	176,607,980	431,962,337
5	289,305,661	320,330	163,894,818	453,520,809
6	340,773,363	307,455	146,127,731	487,208,549
7	350,439,877	267,285	128,271,141	478,978,303
8	457,671,521	212,695	107,252,612	565,136,828
9	626,286,575	248,230	89,519,245	716,054,050
10	785,339,022	206,515	80,708,769	866,254,306
11	764,966,434	243,080	72,586,558	837,796,072
12	813,168,884	167,375	69,028,872	882,365,131
13	827,763,990	228,375	73,855,466	901,847,831
14	850,070,306	211,575	66,695,380	916,977,261
15	851,546,096	224,700	61,257,411	913,028,207
16	813,224,100	236,250	55,716,132	869,176,482
17	821,977,632	191,625	56,008,753	878,178,010
18	789,899,600	198,450	48,849,427	838,947,477
19	768,466,450	223,650	42,692,511	811,382,611
20	747,356,444	200,550	37,519,652	785,076,646
21	721,204,346	201,600	34,108,085	755,514,031
22	710,363,438	211,575	32,479,255	743,054,268
23	715,984,516	249,900	29,800,689	746,035,105
24	710,911,024	201,075	29,035,325	740,147,424
25	723,951,460	192,150	27,949,194	752,092,804
26	743,217,934	225,465	22,491,787	765,935,186
27	749,965,209	215,910	21,098,856	771,279,975
28	748,819,731	235,980	19,940,298	768,996,009

Ⅳ　ごみ処理

１．概　　要 ･･･ ３３
　ごみ処理フローシート ･････････････････････････････ ３６
２．ごみ収集 ･･･ ３８
　⑴　家庭系ごみの収集体制 ･････････････････････････ ３９
　⑵　事業系ごみの収集体制 ･････････････････････････ ４１
　⑶　その他のごみの収集体制 ･･･････････････････････ ４１
３．ごみ収集・搬入量総括表 ･････････････････････････ ４２
　⑴　搬入形態別ごみ量 ･････････････････････････････ ４２
　⑵　種類別・排出源別ごみ量データ･･････････････････ ４４
　⑶　種類別月別収集量 ･････････････････････････････ ４６
４．ごみ収集・搬入量･････････････････････････････････ ４８
　⑴　総ごみ量 ･････････････････････････････････････ ４８
　⑵　家庭系ごみ ････････････････････････････････････ ４９
　⑶　事業系ごみ ････････････････････････････････････ ４９
　⑷　その他のごみ ･･････････････････････････････････ ５０

５．ごみ収集・搬入量経年変化 ･･･････････････････････ ５１
　⑴　総ごみ量 ･････････････････････････････････････ ５１
　⑵　家庭系ごみ収集・搬入量推移 ････････････････････ ５２
　⑶　事業系ごみ収集・搬入量推移 ････････････････････ ５３
　⑷　その他のごみ収集・搬入量推移 ･･････････････････ ５３
６．原単位 ･･ ５４
　⑴　市民一人一日当たりの排出量（排出原単位） ･･････ ５４
　⑵　一日当たりの収集・搬入量 ･･････････････････････ ５５
７．ごみ処理量 ･･････････････････････････････････････ ５６
　⑴　処理施設別搬入・搬出量 ････････････････････････ ５６
　⑵　埋立物発生量 ･･････････････････････････････････ ５７
　⑶　埋立量 ･･ ５７

⑷　焼却灰一時保管量 ･･････････････････････････････････ ５７
⑸　市外搬出先別総括表 ･･････････････････････････････ ５８
⑹　年度別焼却灰発生量（施設別） ･･････････････････････ ５８
８．資源化事業 ･･ ５９
⑴　資源ごみ収集 ･･････････････････････････････････････ ５９
⑵　容器包装廃棄物の資源化 ･･････････････････････････ ６１
⑶　小型家電廃棄物の資源化 ･･････････････････････････ ６１
⑷　羽毛布団の資源化 ･･････････････････････････････････ ６２
⑸　リサイクル活動支援事業 ･･････････････････････････ ６２
⑹　リサイクル率 ･･････････････････････････････････････ ６３
９．ごみ処理コスト ･･････････････････････････････････････ ６４
⑴　処理経費 ･･ ６４
⑵　ごみ処理コスト ･･････････････････････････････････････ ６５
⑶　経費別ごみ処理コスト ･･････････････････････････････ ６６
⑷　処分経費・処分形態別内訳 ･･････････････････････････ ６６
⑸　年度別経費の推移 ･･････････････････････････････････ ６７
⑹　ごみ処理単価 ･･････････････････････････････････････ ６９

Ⅳ ごみ処理

１．概要

松戸市のごみ処理事業は、昭和５０年代初期に第二清掃工場の建設に対して激しい反対運動を受けたことが一因となってごみの分別や資源の回収が推進されてきた。昭和５３年４月には、従来の３分別収集を４分別収集（燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみ・粗大ごみ）に変更し、住民説明会などによる徹底したＰＲ活動を実施した。また、住民が主体となった資源化を推進するため、かねてより一部地域において実施していた町会・自治会単位のリサイクル活動を市が支援することとし、ごみの減量・資源化に努力してきた。市が収集する資源ごみについても、昭和５４年度に資源リサイクルセンターを設置して資源選別処理を実施している。分別収集は、昭和５９年１０月に有害ごみを加え、５分別収集となった。

昭和６０年代に入るとごみの排出量がいちじるしく増加し、将来のごみ処理事業に危惧を感じさせるものとなった。このため平成２年４月「ごみを減らす課」を設置（平成８年度より、ごみを減らす係に変更）し、より一層ごみの減量、資源化の推進を図っている。

焼却処理は、クリーンセンターと和名ケ谷クリーンセンターにより行っている。（六和クリーンセンターは平成１４年１１月廃止）

埋立処分は、清掃工場から排出される焼却灰を中心に、再利用が出来ない陶磁器・ガラス屑を埋立処分しているが、平成１３年度から焼却灰の一部をエコセメントとして利用する取り組みを行っていたが、現在は放射性物質の影響により停止している。

また、従来、埋立処分をしていた廃プラスチック類は、平成５年１月から平成１３年３月まで松戸市独自の取り組みとして民間企業と連携し、固形燃料としてのリサイクルを進めていた。

しかし、平成１３年４月からは、分別区分を５分別から８分別に変更し、容器包装プラスチックとペットボトルの分別収集を開始して、固形燃料化によるリサイクルに変えて、新たに容器包装リサイクル法に基づいたルートでのプラスチックとペットボトルのリサイクルを行っている。更に、平成22年度からは、その他プラスチックの一部を民間に委託して資源化処理を実施している。

平成２３年７月に分別の徹底及び作業の安全性の向上を図るため、家庭の燃やせるごみの収集について、従来の紙袋に加え、認定ポリ袋での収集も可能とする基準を導入した。

なお、松戸市は、市域の約７３％が市街化され市内に最終処分場を確保することが困難な状況となっている。そのため、市では、最終処分する廃棄物量を極力減らすと共に、市外の民間最終処分場との共生を図っている。

※　松戸市のごみ処理事業の特徴

⑴　排出原単位　734.0g／日・人（平成28年度）、全国平均 939.0 g／日・人（平成27年度）

※原単位は市民一人が１日当りに排出するごみ量です。

⑵　資源リサイクル事業の早期開始と安定した資源回収の継続

⑶　８分別収集の徹底

⑷　高度な公害防止設備、地元還元施設など施設周辺対策の充実

⑸　容器包装リサイクル法に基づいたルートでのプラスチックとペットボトルのリサイクル実施

ごみの分別内容（平成２８年度）

分別区分	ごみの種類
燃やせるごみ	食品残さ、資源にならない紙類（紙くず、紙おむつ、写真、生理用品等）・布類（濡れたり、汚れのあるもの）、煙草の吸殻等 ※草・樹木枝
陶磁器・ガラスなどのごみ	陶磁器類、ガラス類、刃物、鏡、電球 、 大きなプラスチック製品類（30cm以上50cm未満のもの）
リサイクルするプラスチック	商品の容器や包装に使われているプラスチック製品類
その他のプラスチックなどのごみ	プラスチック製品類（文具や日用品などそれ自体を利用するもの）、ゴム類、合成皮革製品類、「リサイクルするプラスチック」のうち汚れが付着しているもの
ペットボトル	飲料用・しょうゆ・酒・みりんのペットボトル
資源ごみ	紙類／段ボール、新聞・チラシ、雑誌、雑がみ等 布類／衣類・毛布・シーツ・カーテン〔ビニール製を除く〕（50ｃｍ未満にたたんでひもで縛るかポリ袋に「衣類」と明記して出す） びん・ガラス類／生きびん、化粧品のビン、カレット等 缶金属類／缶類、傘、自転車、 小型電気製品／扇風機、掃除機等 （粗大ごみの家電・金属製品類の指定品目を除く）
粗大ごみ	家具類、建具類、その他（50cm角以上のもの）、家電（家電リサイクル法対象品目を除く）・金属製品類の指定品目、布団類
有害などのごみ	乾電池、蛍光灯（管）、体温計（水銀を含むもの）、ライター等

※草・樹木枝は、平成２３年度８月より暫定的に資源ごみの日に収集しています。

※ ごみ処理基本計画

・策定経過　昭和６３年度　　一般廃棄物処理基本計画　（ごみ編）
　　平成 元 年度　　一般廃棄物処理基本計画　（ごみ編）一部変更
　　平成　４年度　　ごみ処理基本計画
　　平成　９年度　　ごみ処理基本計画
　　平成１４年度　　ごみ処理基本計画
　　平成１９年度　　ごみ処理基本計画
　　平成２５年度　　ごみ処理基本計画
　　平成２８年度　　ごみ処理基本計画　一部改正

〇ごみ処理基本計画フレーム

◆　目指すべき将来像

人が地球生態系の一員として、また市民・事業者及び市が協働して、資源の浪費とごみの排出を可能な限り少なくし、徹底した環境保全に努める社会(資源循環型社会)とします。

◆　基本方針

「資源循環型社会」を構築していく上での基盤となる３Ｒ施策について、市民の発意と協働を基本として推進していきます。

また、最終的に排出されるごみについては、環境への負荷の低減に努めながら、適正に処理していくこととします。

◆　計画期間

平成２５年度（２０１３年度）から平成３２年度（２０２０年度）までとします。

◆　計画目標値

計 画 目 標	計画年次（平成 32 年度）
原　　単　　位	７４０ｇ／人・日
リ サ イ ク ル 率	３０%以上
焼 却 処 理 量	１０６，０００ｔ以下／年
最 終 処 分 量	１１，０００ｔ以下／年

※原単位は市民一人が１日当りに排出するごみ量です。

平成28年度 ごみ処理フローシート

総ごみ量 131,627 t

左記のうち、集団回収のペットボトルを除いた量 130,215 t

※注:kg単位の集計をﾄﾝ単位とした為、合計のあわない箇所があります。

２．ご　み　収　集

本市においてごみの収集搬入形態は、委託収集、許可業者収集、直営収集、自己搬入の４形態があり、排出源との関連は次表のとおりとなっています。

なお、家庭系、事業系の区分は、収集搬入形態から類推した便宜上の区分であり、厳密な意味での分類ではありません。

排　出　源	収集搬入形態	備　　考
(1)家庭系ごみ	委託収集	ごみ集積所収集、粗大ごみ収集
	直営収集	ペットボトルの拠点回収
	自己搬入	市民が自ら処理施設に搬入したごみ
(2)事業系ごみ	許可業者収集	一般廃棄物収集運搬業者による収集
	自己搬入	事業者が処理施設に搬入したごみ
(3)その他のごみ	直営収集	不法投棄ごみ等
	自己搬入	公共施設ごみ

なお、市において処理出来ないごみとして、ピアノ・タイヤ・バッテリー・畳・消火器・耐火金庫・ガスボンベ・廃油・塗料・液体薬品・土・石膏ボード・オートバイ等を指定しており、処分については、販売店及び下取業者へ依頼するようお願いしています。

また、家庭系ごみのうち、収集しないごみとして、引越しごみ・新改築等で出たごみ等があり、これらについては分別区分及び搬入基準にしたがって、市の清掃施設へ自己搬入するか許可業者等の処理業者に依頼する等の処置をとるようにお願いしています。

（１）家庭系ごみの収集体制

①　計画区域内人口・世帯数

人　　口	世　帯　数	人口・世帯数は
486,045	219,302	平成28年10月1日現在

②　分別・収集方法（28年度）

ごみの種類	回数	収集方法
燃やせるごみ	３／週	紙袋及び認定ポリ袋による ステーション方式（月１回は、 「陶磁器・ガラスなどのごみ」の収集）
陶磁器・ガラスなどのごみ	１／月	ポリ袋による ステーション方式
リサイクルするプラスチック	１／週	ポリ袋による ステーション方式
その他のプラスチックなどのごみ	１／週	ポリ袋による ステーション方式
資源ごみ・有害などのごみ	１／週	ポリ袋による ステーション方式
資源ごみ(紙・布類)	１／週	紙類は、ひもで縛る（紙類は種類ごとに） ※雑がみは紙袋に入れる 布類は、ひもで縛るまたはポリ袋による ステーション方式
粗大ごみ	随　時	電話申込による戸別収集（有料）
ペットボトル	随　時	拠点回収
草・樹木枝	１／週	ひもで縛る・ポリ袋・認定ポリ袋による ステーション方式

③ ごみ集積所（平成29年4月1日現在）

分別区分名	箇所数
燃やせるごみ（陶磁器・ガラスなどのごみ含む）	15,928　ケ所
リサイクルするプラスチック／その他のプラスチックなどのごみ	13,597　ケ所
資源ごみ／有害などのごみ	13,137　ケ所

④　収集体制（平成29年4月1日現在）

区　分	分　　別　　区　　分　　名	業　者　数	車両台数
委　託	燃やせるごみ（陶磁器・ガラスなどのごみ含む）	1業者	３２台（２人乗務）
	リサイクルするプラスチック		９台（２人乗務）
	その他のプラスチックなどのごみ		９台（２人乗務）
	資源ごみ／有害などのごみ		１８台（２人乗務）
	粗大ごみ		４台（２人乗務）
	草・樹木枝		６台（２人乗務）
	合　計		７８台
直　営	ペットボトル		

※委託業者名簿をⅧ参考資料 P.190 に掲載しています。
※予備車両6台（草・樹木枝）

⑤　ごみ収集委託料【平成29年度単価　（消費税を含まず）】

ご　み　の　種　類	基　本　額（月）	祝日基本額（1台当たり）
燃やせるごみ　（陶磁器・ガラスなどのごみ）	116,640,000円	36,000円
リサイクルするプラスチック		
その他のプラスチックなどのごみ		
資源ごみ／有害などのごみ		
粗大ごみ		
動物死体	1,500円／頭	
草・樹木枝	6,222,000円	36,000円

⑥ 年間収集委託料支払い額（平成28年度実績）

分　　別　　区　　分　　名	総　　額
燃やせるごみ（陶磁器・ガラスなどのごみ）	681,384,960円
リサイクルするプラスチック	195,838,560円
その他のプラスチックなどのごみ	195,838,560円
資源ごみ／有害などのごみ	380,712,960円
粗大ごみ	84,602,880円
動物死体	1,952,100円
草・樹木枝	83,280,960円
合　　計	1,623,610,980円

（２）事業系ごみの収集体制

①　松戸市内事業所数及び従業員数

事業所数	従業員数	資料：総務省統計局 「平成26年経済センサス基礎調査報告」
13,594 ケ所	137,700 人	平成26年7月1日現在

②　対象ごみ

ア．事業系一般廃棄物

イ．産業廃棄物のうち、木くず・紙くず・繊維くず・下水道し渣

（※松戸市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物については、Ⅷ参考資料 P.175⑥を参照）

③　許可業者（一般廃棄物収集運搬業）収集

許可業者は排出事業者との契約により戸別収集し、処理施設に搬入する。

ア．許可業者数及び車両数（平成２８年４月１日現在）

３７　業者　１６０　台

※　許可業者名簿をⅧ参考資料 P.191 に掲載

（３）その他のごみの収集体制

直営収集

対象ごみ　　不法投棄ごみ等

※　直営収集体制（平成29年度）

ア．対象ごみ　　ペットボトル回収・不法投棄ごみ等

イ．車両・人員　　８台　　専任職員　９人　（うち、１人は週３日）

３. 平成28年度　ごみ収集・搬入量総括表

（1）　搬入形態別ごみ量

（単位：kg）

種別	排出源	委託収集	割合 %	許可業者	割合 %		自己搬入	割合 %	直営収集	割合 %	産業廃棄物（自己搬入）	割合 %	合計
燃やせるごみ	家庭系	65,410,170	50.2				574,080	0.4					65,984,250
	事業系			32,987,080	25.3		1,865,610	1.4			18,750	0.0	34,871,440
	その他						629,650	0.5	90,570	0.1			720,220
	計	65,410,170	50.2	32,987,080	25.3		3,069,340	2.4	90,570	0.1	18,750	0.0	101,575,910
陶磁器・ガラスなどのごみ	家庭系	896,240	0.7				17,930	0.0					914,170
	事業系			76,880	0.1		220	0.0					77,100
	その他						350	0.0	3,200	0.0			3,550
	計	896,240	0.7	76,880	0.1		18,500	0.0	3,200	0.0	0	0.0	994,820
リサイクルするプラスチック	家庭系	4,789,620	3.7				0	0.0					4,789,620
	事業系						0	0.0					0
	その他						0	0.0	0	0.0			0
	計	4,789,620	3.7	0	0.0		0	0.0	0	0.0	0	0.0	4,789,620
その他のプラスチックなどのごみ	家庭系	6,985,250	5.4				9,520	0.0					6,994,770
	事業系			1,313,330	1.0		7,480	0.0					1,320,810
	その他						16,590	0.0	0	0.0			16,590
	計	6,985,250	5.4	1,313,330	1.0		33,590	0.0	0	0.0	0	0.0	8,332,170
ペットボトル	家庭系								71,450	0.1			71,450
	事業系												0
	その他												0
	計	0	0.0	0	0.0		0	0.0	71,450	0.1	0	0.0	71,450
資源ごみ	家庭系	11,326,910	8.7				1,430	0.0	5,500				11,333,840
	事業系			107,970	0.1		7,270	0.0					115,240
	その他						22,030	0.0	17,600	0.0			39,630
	計	11,326,910	8.7	107,970	0.1		30,730	0.0	23,100	0.0	0	0.0	11,488,710
粗大ごみ	家庭系	1,216,400	0.9				1,449,100	1.1					2,665,500
	事業系			138,220	0.1		5,870	0.0					144,090
	その他						20,300	0.0	14,190	0.0			34,490
	計	1,216,400	0.9	138,220	0.1		1,475,270	1.1	14,190	0.0	0	0.0	2,844,080
有害などのごみ	家庭系	117,940	0.1										117,940
	事業系												0
	その他						90	0.0	0	0.0			90
	計	117,940	0.1	0	0.0		90	0.0	0	0.0	0	0.0	118,030
合計	家庭系	90,742,530	69.7	0	0.0		2,052,060	1.6	76,950	0.1	0	0.0	92,871,540
	事業系	0	0.0	34,623,480	26.6		1,886,450	1.4	0	0.0	18,750	0.0	36,528,680
	その他	0	0.0	0	0.0		689,010	0.5	125,560	0.1	0	0.0	814,570
	計	90,742,530	69.7	34,623,480	26.6		4,627,520	3.6	202,510	0.2	18,750	0.0	130,214,790

注：割合は、総ごみ量 131,626,710 kgのうちペットボトルの集団回収量 1,411,920 kgを除くごみ量　　130,214,790 kg　に対する割合を記載しています。

(2) 種類別・排出源別ごみ量データ

区分	種類	燃やせるごみ	陶磁器・ガラスなどのごみ	リサイクルするプラスチック		その他のプラスチックなどのごみ	ペットボトル	資源ごみ	粗大ごみ	有害などのごみ	合計
家庭系	ごみ量（kg）	65,984,250	914,170	4,789,620		6,994,770	71,450	11,333,840	2,665,500	117,940	92,871,540
	総ごみ量に対する割合(%)	50.7	0.7	3.7		5.4	0.1	8.7	2.0	0.1	71.3
	収集日平均（kg/日）	214,932.4	2,977.8	15,601.4		22,784.3	232.7	36,918.0	8,682.4	384.2	302,513.2
	暦日平均（kg/日）	180,778.8	2,504.6	13,122.2		19,163.8	195.8	31,051.6	7,302.7	323.1	254,442.6
	一人一日量（g/日・人）	371.9	5.2	27.0		39.4	0.4	63.9	15.0	0.7	523.5
事業系	ごみ量（kg）	34,871,440	77,100	0		1,320,810	0	115,240	144,090	0	36,528,680
	総ごみ量に対する割合(%)	26.8	0.1	0.0		1.0	0.0	0.1	0.1	0.0	28.1
	収集日平均（kg/日）	113,587.8	251.1	0.0		4,302.3	0.0	375.4	469.3	0.0	118,985.9
	暦日平均（kg/日）	95,538.2	211.2	0.0		3,618.7	0.0	315.7	394.8	0.0	100,078.6
	一人一日量（g/日・人）	196.6	0.4	0.0		7.4	0.0	0.6	0.8	0.0	205.9
その他	ごみ量（kg）	720,220	3,550	0		16,590	0	39,630	34,490	90	814,570
	総ごみ量に対する割合(%)	0.6	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
	収集日平均（kg/日）	2,346.0	11.6	0.0		54.0	0.0	129.1	112.3	0.3	2,653.3
	暦日平均（kg/日）	1,973.2	9.7	0.0		45.5	0.0	108.6	94.5	0.2	2,231.7
	一人一日量（g/日・人）	4.1	0.0	0.0		0.1	0.0	0.2	0.2	0.0	4.6
合計	ごみ量（kg）	101,575,910	994,820	4,789,620		8,332,170	71,450	11,488,710	2,844,080	118,030	130,214,790
	総ごみ量に対する割合(%)	78.0	0.8	3.7		6.4	0.1	8.8	2.2	0.1	100.0
	収集日平均（kg/日）	330,866.2	3,240.5	15,601.4		27,140.6	232.7	37,422.5	9,264.1	384.5	424,152.4
	暦日平均（kg/日）	278,290.2	2,725.5	13,122.2		22,827.9	195.8	31,475.9	7,792.0	323.4	356,752.8
	一人一日量（g/日・人）	572.6	5.6	27.0		47.0	0.4	64.8	16.0	0.7	734.0

※ 収集日数 307 日

暦日日数 365 日

人口（平成28年10月1日現在）

486,045 人

（3） 平成28年度 種類別月別収集量

（単位：kg）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月		10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
家庭系	燃やせるごみ	5,602,060	6,005,570	5,585,090	5,789,710	5,800,090	5,493,920		5,567,990	5,340,360	5,773,760	5,411,140	4,462,020	5,152,540	65,984,250
	陶磁器・ガラスなどのごみ	88,700	85,520	70,110	79,390	64,810	68,580		83,340	68,570	89,540	77,090	68,430	70,090	914,170
	リサイクルするプラスチック	401,740	404,770	388,700	393,990	415,050	394,410		393,050	399,330	413,720	423,250	354,140	407,470	4,789,620
	その他のプラスチックなどのごみ	621,450	642,410	585,540	572,310	584,610	564,820		594,990	560,110	636,400	601,470	464,550	566,110	6,994,770
	ペットボトル	5,340	6,880	6,180	6,460	8,040	6,960		6,080	5,100	5,250	5,350	4,600	5,210	71,450
	資源ごみ	1,034,450	1,013,980	895,390	926,520	910,940	901,650		951,070	897,350	1,148,200	947,320	754,010	952,960	11,333,840
	粗大ごみ	240,070	231,210	210,890	220,770	230,830	199,770		220,060	226,690	283,420	184,330	182,470	234,990	2,665,500
	有害などのごみ	9,430	8,540	8,590	8,730	8,300	9,470		10,690	10,500	15,110	10,600	8,890	9,090	117,940
	計	8,003,240	8,398,880	7,750,490	7,997,880	8,022,670	7,639,580		7,827,270	7,508,010	8,365,400	7,660,550	6,299,110	7,398,460	92,871,540
事業系	燃やせるごみ	2,867,120	2,972,590	2,926,300	2,983,330	3,150,520	3,058,470		2,978,030	2,855,040	3,012,220	2,746,250	2,490,380	2,831,190	34,871,440
	陶磁器・ガラスなどのごみ	5,960	5,650	7,880	7,630	4,500	6,830		5,280	6,930	9,060	4,880	5,830	6,670	77,100
	リサイクルするプラスチック														0
	その他のプラスチックなどのごみ	110,250	98,970	124,500	133,600	134,000	145,600		123,790	102,590	88,890	94,860	81,040	82,720	1,320,810
	ペットボトル														－
	資源ごみ	11,840	8,520	8,300	8,760	4,930	7,870		11,850	14,800	11,790	8,860	6,480	11,240	115,240
	粗大ごみ	9,450	10,160	8,310	14,550	10,510	9,570		12,250	15,420	13,110	13,370	14,310	13,080	144,090
	有害などのごみ	－	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－	－
	計	3,004,620	3,095,890	3,075,290	3,147,870	3,304,460	3,228,340		3,131,200	2,994,780	3,135,070	2,868,220	2,598,040	2,944,900	36,528,680
その他	燃やせるごみ	58,980	102,710	83,290	68,520	43,670	61,100		52,500	44,340	75,650	42,030	31,340	56,090	720,220
	陶磁器・ガラスなどのごみ	320	250	480	60	0	500		550	160	310	250	210	460	3,550
	リサイクルするプラスチック														0
	その他のプラスチックなどのごみ	50	8,580	0	0	0	0		7,570	280	110		0		16,590
	ペットボトル														－
	資源ごみ	740	10,880	2,060	780	2,500	2,260		10,010	1,560	2,020	2,580	2,600	1,640	39,630
	粗大ごみ	2,980	1,960	3,930	4,470	2,260	2,810		2,050	850	2,900	4,380	2,330	3,570	34,490
	有害などのごみ	30			0	0			20		0	10	20	10	90
	計	63,100	124,380	89,760	73,830	48,430	66,670		72,700	47,190	80,990	49,250	36,500	61,770	814,570
合計	燃やせるごみ	8,528,160	9,080,870	8,594,680	8,841,560	8,994,280	8,613,490		8,598,520	8,239,740	8,861,630	8,199,420	6,983,740	8,039,820	101,575,910
	陶磁器・ガラスなどのごみ	94,980	91,420	78,470	87,080	69,310	75,910		89,170	75,660	98,910	82,220	74,470	77,220	994,820
	リサイクルするプラスチック	401,740	404,770	388,700	393,990	415,050	394,410		393,050	399,330	413,720	423,250	354,140	407,470	4,789,620
	その他のプラスチックなどのごみ	731,750	749,960	710,040	705,910	718,610	710,420		726,350	662,980	725,400	696,330	545,590	648,830	8,332,170
	ペットボトル	5,340	6,880	6,180	6,460	8,040	6,960		6,080	5,100	5,250	5,350	4,600	5,210	71,450
	資源ごみ	1,047,030	1,033,380	905,750	936,060	918,370	911,780		972,930	913,710	1,162,010	958,760	763,090	965,840	11,488,710
	粗大ごみ	252,500	243,330	223,130	239,790	243,600	212,150		234,360	242,960	299,430	202,080	199,110	251,640	2,844,080
	有害などのごみ	9,460	8,540	8,590	8,730	8,300	9,470		10,710	10,500	15,110	10,610	8,910	9,100	118,030
	総計	11,070,960	11,619,150	10,915,540	11,219,580	11,375,560	10,934,590		11,031,170	10,549,980	11,581,460	10,578,020	8,933,650	10,405,130	130,214,790

4．平成28年度ごみ収集・搬入量

(1) 総ごみ量

① ごみ種類別（8分別）

種　別	ごみ量(kg)
燃やせるごみ	101,575,910
陶磁器・ガラスなどのごみ	994,820
リサイクルするプラスチック	4,789,620
その他のプラスチックなどのごみ	8,332,170
ペットボトル	71,450
資源ごみ	11,488,710
粗大ごみ	2,844,080
有害などのごみ	118,030
合　計	130,214,790

② 排出源別

種　別	ごみ量(kg)
家庭系ごみ	92,871,540
事業系ごみ	36,528,680
その他のごみ	814,570
合　計	130,214,790

③ 収集形態別

種　別	ごみ量(kg)
委託収集	90,742,530
許可業者収集	34,623,480
自己搬入	4,646,270
直営収集	202,510
合　計	130,214,790

(2)家庭系ごみ

①8分別収集・搬入量

種　　別	ごみ量(kg)
燃やせるごみ	65,984,250
陶磁器・ガラスなどのごみ	914,170
リサイクルするプラスチック	4,789,620
その他のプラスチックなどのごみ	6,994,770
ペットボトル	71,450
資源ごみ	11,333,840
粗大ごみ	2,665,500
有害などのごみ	117,940
合　　計	92,871,540

②収集形態別搬入量

種　　別	ごみ量(kg)
委託収集	90,742,530
自己搬入	2,052,060
直営収集	76,950
合　　計	92,871,540

(3)事業系ごみ

①6分別収集・搬入量

種　　別	ごみ量(kg)
燃やせるごみ	34,871,440
陶磁器・ガラスなどのごみ	77,100
リサイクルするプラスチック	
その他のプラスチックなどのごみ	1,320,810
資源ごみ	115,240
粗大ごみ	144,090
合　　計	36,528,680

②収集形態別搬入量

種　　別	ごみ量(kg)
許可業者収集	34,623,480
自己搬入	1,886,450
自己搬入(産廃)	18,750
合　　計	36,528,680

(4)その他のごみ

①分別収集・搬入量

種　　別	ごみ量(kg)
燃やせるごみ	720,220
陶磁器・ガラスなどのごみ	3,550
リサイクルするプラスチック	
その他のプラスチックなどのごみ	16,590
資源ごみ	39,630
粗大ごみ	34,490
有害などのごみ	90
合　　計	814,570

②収集形態別搬入量

種　　別	ごみ量(kg)
公共施設	482,810
不法投棄	48,190
脱水汚泥	283,570
合　　計	814,570

③搬入形態別収集搬入量

種　　別	ごみ量(kg)
直営収集	48,190
自己搬入	689,010
合　　計	737,200

5. ごみ収集・搬入量経年変化

(1) 総ごみ量

① 分別収集別

（単位:kg）

年度	24	25	26	27	28
燃やせるごみ	106,117,140	104,408,770	103,128,510	102,789,530	101,575,910
前年度比%	△0.9	△1.6	△1.2	△0.3	△1.2
陶磁器・ガラスなどのごみ	1,497,780	1,428,710	1,350,300	1,140,230	994,820
前年度比%	△12.3	△4.6	△5.5	△15.6	△12.8
ﾘｻｲｸﾙするﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	4,756,080	4,875,670	4,833,300	4,869,660	4,789,620
前年度比%	△1.2	2.5	△0.9	0.8	△1.6
その他のﾌﾟﾗｽﾁｯｸなどのごみ	7,501,530	7,827,050	7,850,000	8,373,290	8,332,170
前年度比%	△3.1	4.3	0.3	6.7	△0.5
ペットボトル	92,980	88,320	80,700	76,650	71,450
前年度比%	△10.6	△5.0	△8.6	△5.0	△6.8
資源ごみ	12,019,830	11,955,150	11,619,960	11,773,120	11,488,710
前年度比%	△3.7	△0.5	△2.8	1.3	△2.4
粗大ごみ	2,399,610	2,630,500	2,671,940	2,701,990	2,844,080
前年度比%	△1.7	9.6	1.6	1.1	5.3
有害などのごみ	121,130	122,320	117,460	118,960	118,030
前年度比%	△5.1	1.0	△4.0	1.3	△0.8
総ごみ量	134,506,080	133,336,490	131,652,170	131,843,430	130,214,790
前年度比%	△1.5	△0.9	△1.3	0.1	△1.2

② 排出源別ごみ量推移

（単位:kg）

年　度	24	25	26	27	28
家庭系	96,489,220	95,104,950	93,825,690	93,928,340	92,871,540
前年度比%	△1.9	△1.4	△1.3	0.1	△1.1
事業系	36,254,950	36,638,610	36,744,710	37,042,260	36,528,680
前年度比%	△0.1	1.1	0.3	0.8	△1.4
その他	1,761,910	1,592,930	1,081,770	872,830	814,570
前年度比%	△4.4	△9.6	△32.1	△19.3	△6.7
合計	134,506,080	133,336,490	131,652,170	131,843,430	130,214,790
前年度比%	△1.5	△0.9	△1.3	0.1	△1.2

③ 収集形態別ごみ量推移

（単位:kg）

年　度	24	25	26	27	28
委託収集	95,326,420	93,716,240	92,356,640	92,340,720	90,742,530
前年度比%	△1.9	△1.7	△1.5	0.0	△1.7
許可業者	33,940,660	34,276,310	34,492,870	34,601,060	34,623,480
前年度比%	0.5	1.0	0.6	0.3	0.1
自己搬入	4,839,560	4,922,780	4,404,120	4,597,490	4,627,520
前年度比%	△3.3	1.7	△10.5	4.4	0.7
直営収集	372,360	391,910	374,310	283,150	283,150
前年度比%	△24.4	5.3	△4.5	△24.4	0.0
自己搬入（産廃）	27,080	29,250	24,230	21,010	18,750
前年度比%	△1.0	8.0	△17.2	△13.3	△10.8
合計	134,506,080	133,336,490	131,652,170	131,843,430	130,295,430
前年度比%	△1.5	△0.9	△1.3	0.1	△1.2

(2) 家庭系ごみ収集・搬入量推移

（単位:kg）

年　度	24	25	26	27	28
燃やせるごみ	68,673,200	67,248,210	66,653,090	66,488,050	65,984,250
前年度比%	△1.4	△2.1	△0.9	△0.2	△0.8
陶磁器・ガラスなどのごみ	1,239,160	1,162,560	1,086,630	990,090	914,170
前年度比%	△10.4	△6.2	△6.5	△8.9	△7.7
ﾘｻｲｸﾙするﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	4,756,080	4,875,670	4,833,300	4,869,660	4,789,620
前年度比%	△1.2	2.5	△0.9	0.8	△1.6
その他のﾌﾟﾗｽﾁｯｸなどのごみ	7,478,910	7,378,390	7,147,190	7,228,410	6,994,770
前年度比%	△3.0	△1.3	△3.1	1.1	△3.2
ペットボトル	92,980	88,320	80,700	76,650	71,450
前年度比%	△10.6	△5.0	△8.6	△5.0	△6.8
資源ごみ	11,883,300	11,811,500	11,439,710	11,605,720	11,333,840
前年度比%	△3.5	△0.6	△3.1	1.5	△2.3
粗大ごみ	2,244,890	2,418,260	2,467,760	2,550,900	2,665,500
前年度比%	△2.1	7.7	2.0	3.4	4.5
有害などのごみ	120,700	122,040	117,310	118,860	117,940
前年度比%	△3.7	1.1	△3.9	1.3	△0.8
総ごみ量	96,489,220	95,104,950	93,825,690	93,928,340	92,871,540
前年度比%	△1.9	△1.4	△1.3	0.1	△1.1

(3) 事業系ごみ収集・搬入量推移 （単位:kg）

年　度	24	25	26	27	28
燃やせるごみ	35,915,290	35,854,420	35,654,640	35,592,200	34,871,440
前年度比%	0.0	△0.2	△0.6	△0.2	△2.0
陶磁器・ガラスなどのごみ	102,780	92,080	87,860	70,690	77,100
前年度比%	2.7	△10.4	△4.6	△19.5	9.1
ﾘｻｲｸﾙするﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0	0	0	0	0
前年度比%	皆減	-	-	-	-
その他のﾌﾟﾗｽﾁｯｸなどのごみ	18,590	440,840	691,930	1,130,280	1,320,810
前年度比%	△11.7	2,271.4	57.0	63.4	16.9
資源ごみ	96,420	105,710	137,090	127,140	115,240
前年度比%	△18.7	9.6	29.7	△7.3	△9.4
粗大ごみ	121,870	145,560	173,190	121,950	144,090
前年度比%	3.0	19.4	19.0	△29.6	18.2
総ごみ量	36,254,950	36,638,610	36,744,710	37,042,260	36,528,680
前年度比%	△0.1	1.1	0.3	0.8	△1.4

(4) その他のごみ収集・搬入量推移

①分別収集・搬入量 （単位:kg）

年　度	24	25	26	27	28
燃やせるごみ	1,528,650	1,306,140	820,780	709,280	720,220
前年度比%	△0.4	△14.6	△37.2	△13.6	1.5
陶磁器・ガラスなどのごみ	155,840	174,070	175,810	79,450	3,550
前年度比%	△30.8	11.7	1.0	△54.8	△95.5
ﾘｻｲｸﾙするﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0	0	0	0	0
前年度比%	–	–	–	–	–
その他のﾌﾟﾗｽﾁｯｸなどのごみ	4,030	7,820	10,880	14,600	16,590
前年度比%	△56.6	94.0	39.1	34.2	13.6
資源ごみ	40,110	37,940	43,160	40,260	39,630
前年度比%	△3.7	△5.4	13.8	△6.7	△1.6
粗大ごみ	32,850	66,680	30,990	29,140	34,490
前年度比%	△11.4	103.0	△53.5	△6.0	18.4
有害などのごみ	430	280	150	100	90
前年度比%	△81.4	△34.9	△46.4	△33.3	△10.0
総ごみ量	1,761,910	1,592,930	1,081,770	872,830	814,570
前年度比%	△4.4	△9.6	△32.1	△19.3	△6.7

② 排出源別ごみ量推移 （単位:kg）

年　度	24	25	26	27	28
公共施設	676,240	663,470	603,800	509,800	482,810
前年度比%	△7.0	△1.9	△9.0	△15.6	△5.3
不法投棄	56,050	41,880	42,160	39,490	48,190
前年度比%	△30.5	△25.3	0.7	△6.3	22.0
脱水汚泥	1,029,620	887,580	435,810	323,540	283,570
前年度比%	△0.5	△13.8	△50.9	△25.8	△12.4
合計	1,761,910	1,592,930	1,081,770	872,830	814,570
前年度比%	△4.4	△9.6	△32.1	△19.3	△6.7

6. 原単位

(1) 市民一人一日当りの排出量(排出原単位)

① ごみ区分別

(単位:g/日・人)

年度 (暦日日数)	24 (365)	25 (365)	26 (365)	27 (366)	28 (365)
燃やせるごみ	605.0	595.7	587.0	581.2	572.6
前年度比%	0.0	△1.5	△1.5	△1.0	△1.5
陶磁器・ガラスなどのごみ	8.5	8.2	7.7	6.4	5.6
前年度比%	△11.5	△3.5	△7.3	△16.9	△12.5
リサイクルするﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	27.1	27.8	27.5	27.5	27.0
前年度比%	△0.4	2.6	△1.1	0.0	△1.8
その他のﾌﾟﾗｽﾁｯｸなどのごみ	42.8	44.7	44.7	47.3	47.0
前年度比%	△2.1	4.4	0.0	5.8	△0.6
ペットボトル	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
前年度比%	△16.7	0.0	0.0	△20.0	0.0
資源ごみ	68.5	68.2	66.1	66.6	64.7
前年度比%	△2.8	△0.4	△3.1	0.8	△2.9
粗大ごみ	13.7	15.0	15.2	15.3	16.0
前年度比%	△0.7	9.5	1.3	0.7	4.6
有害などのごみ	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
前年度比%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	766.8	760.7	749.3	745.4	734.0
前年度比%	△0.5	△0.8	△1.5	△0.5	△1.5

② 排出源別単位

（単位:g/日・人）

年　度	24	25	26	27	28
家庭系	550.1	542.6	534.0	531.1	523.5
前年度比%	△1.0	△1.4	△1.6	△0.5	△1.4
事業系	206.7	209.0	209.1	209.4	205.9
前年度比%	0.9	1.1	0.0	0.1	△1.7
その他	10.0	9.1	6.2	4.9	4.6
前年度比%	△3.8	△9.0	△31.9	△21.0	△6.1
合計	766.8	760.7	749.3	745.4	734.0
前年度比%	△0.5	△0.8	△1.5	△0.5	△1.5
全国平均（参考）	963	958	947	939	
前年度比%	△1.2	△0.5	△1.1	△0.8	

(2) 一日当たりの収集・搬入量

① 分別収集別

（単位:kg/日）

年　度	24	25	26	27	28
燃やせるごみ	290,732	286,051	282,544	280,846	278,290
前年度比%	△0.6	△1.6	△1.2	△0.6	△0.9
陶磁器・ガラスなどのごみ	4,104	3,914	3,699	3,115	2,726
前年度比%	△12.0	△4.6	△5.5	△15.8	△12.5
ﾘｻｲｸﾙするﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	13,030	13,358	13,242	13,305	13,122
前年度比%	△1.0	2.5	△0.9	0.5	△1.4
その他のﾌﾟﾗｽﾁｯｸなどのごみ	20,552	21,444	21,507	22,878	22,828
前年度比%	△2.9	4.3	0.3	6.4	△0.2
ペットボトル	255	242	221	209	196
前年度比%	△10.2	△5.1	△8.7	△5.2	△6.4
資源ごみ	32,931	32,754	31,836	32,168	31,476
前年度比%	△3.4	△0.5	△2.8	1.0	△2.2
粗大ごみ	6,574	7,207	7,320	7,383	7,792
前年度比%	△1.4	9.6	1.6	0.9	5.5
有害などのごみ	332	335	322	325	323
前年度比%	△4.9	0.9	△3.9	0.9	△0.6
合計	368,510	365,305	360,691	360,229	356,753
前年度比%	△1.2	△0.9	△1.3	△0.1	△1.0

② 排出源別

（単位:kg/日）

年　度	24	25	26	27	28
家庭系	264,354	260,562	257,057	256,635	254,443
前年度比%	△1.6	△1.4	△1.3	△0.2	△0.9
事業系	99,329	100,380	100,670	101,208	100,079
前年度比%	0.2	1.1	0.3	0.5	△1.1
その他	4,827	4,364	2,964	2,386	2,232
前年度比%	△4.1	△9.6	△32.1	△19.5	△6.4
合計	368,510	365,306	360,691	360,229	356,754
前年度比%	△1.2	△0.9	△1.3	△0.1	△1.0

7. 平成28年度 ごみ処理量

（1）処理施設別搬入・搬出量

（単位：kg）

施設名	種類	燃やせるごみ	剪定枝	陶磁器・ガラスなどのごみ	リサイクルするプラスチック	その他のプラスチックなどのごみ	ペットボトル	資源ごみ	粗大ごみ	有害などのごみ		搬入量合計	施設間移送分 資源残渣	施設間移送分 粗大残渣	施設間移送分 剪定枝	処理量合計	調整量在庫等	搬出量	搬出物・搬出先		
① 焼却処理	六和CC											－				－		－	（※平成14年11月30日廃止）		
	クリーンC	31,087,700	533,440									31,621,140			29,660	31,650,800		3,976,950	焼却灰	3,976,950	
																		3,102	汚泥等	3,102	
	和名ヶ谷CC	62,673,590	4,302,700			6,952,430			1,427,930			75,356,650	379,980	486,830	24,800	76,248,260		9,661,510	焼却灰	9,661,510	
																		3,066	汚泥等	3,066	
																		2,690	→資源化物 民間事業者	2,690	
																		42,900	→粗大残渣 資源RC	42,900	
	合計	93,761,290	4,836,140	0	0	6,952,430	0	0	1,427,930	0		106,977,790	379,980	486,830	54,460	107,899,060		13,690,218			
② 破砕選別圧縮 日暮クリーンC					4,789,620	1,379,740			652,580			6,821,940	154,550			6,976,490	△123,420	1,267,030	→圧縮ごみ	1,267,030	
																		4,622,810	→資源化 指定法人	4,622,810	
																		394,460	→資源化 民間事業者	394,460	
																		568,770	→粗大残渣 和名ヶ谷CC	486,830	
																			資源RC	81,940	
③剪定枝一時保管			2,978,480									2,978,480				2,978,480	197,540	3,176,020	→可燃物 ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	29,660	
																			和名ヶ谷CC	24,800	
																			その他	3,121,560	
④ 埋立処分 日暮最終処分場												0				0		0	→日暮最終処分場直接埋立	0	
⑤ 不燃残渣仮置場				420								420	1,671,940			1,672,360		1,464,710	→資源残渣等 市外処理場	1,464,710	
⑥ 資源選別 資源リサイクルC				994,400				3,539,120	763,570			5,297,090		124,840		5,421,930	172,749	3,247,439	→資源化物 資源回収業者	2,838,339	
																			認定事業者	409,100	
																		2,092,020	→資源残渣		
																			日暮最終処分場	1,671,940	
																			和名ヶ谷CC	265,530	
																			日暮CC	154,550	
																		255,220	→資源化 指定法人	255,220	
⑦ 有害物保管 資源リサイクルC										118,030		118,030	0			118,030	△6,190	111,840	有害などのごみ	111,840	
⑧ 資源物 民間業者直接搬入							1,483,370	7,949,590				9,432,960	0			9,432,960	△234,830	1,078,550	→資源化 民間事業者	1,078,550	
																		6,756,590	→資源化 民間紙問屋	6,756,590	
																		1,362,990	→資源化 指定法人	1,362,990	
																		114,450	→資源残渣（布残渣） 和名ヶ谷CC	114,450	
合計		101,575,910	7,814,620	994,820	4,789,620	8,332,170	1,483,370	11,488,710	2,844,080	118,030		131,626,710	2,872,600		2,206,470 611,670 54,460	134,499,310					

・処理形態別割合

（2） 埋立物発生量

発生量（道路清掃・資源RC・日暮CC）		
陶磁器・ガラスなどのごみ	420	kg
資源残渣	769,960	kg
陶磁器等残渣	901,980	kg
合計	1,672,360	kg

（3） 埋立量

埋立量		
市内	日暮処分場埋立量（資源・陶磁器残渣）	0 kg
	覆土量	0 kg
	計	0 kg
市外	資源残渣等	1,464,710 kg
	合計	1,464,710 kg

（4） 焼却灰一時保管量（28年度末）

保管量累計		
クリーンセンター	1,156,250	kg
和名ヶ谷クリーンセンター	19,780	kg
合計	1,176,030	kg

(5) 市外搬出種類別総括表　（資源化物を除く）

（単位：kg）

圧縮ごみ	焼却灰	資源残渣等	有害物	可燃物	合　計
1,267,030	13,638,460	1,464,710	111,840	3,121,560	19,603,600

(6) 年度別焼却灰発生量　（施設別）

［単位：上段kg
下段%］

年　度	ごみ焼却処理施設		合　計	備　考
	クリーンセンター	和名ヶ谷クリーンセンター		
24	5,848,740 10.8	9,322,810 △2.8	15,171,550 2.1	左記のうち保管分 クリーンセンター：　469,590 kg
25	5,804,500 △0.8	8,307,760 △10.9	14,112,260 △7.0	左記のうち保管分 クリーンセンター：　427,560 kg
26	3,947,240 △32.0	9,455,760 13.8	13,403,000 △5.0	
27	3,881,280 △1.7	9,453,270 △0.0	13,334,550 △0.5	
28	3,976,950 2.5	9,661,510 2.2	13,638,460 2.3	

8. 資源化事業

（1） 資源ごみ収集（週1回収集）

① 資源リサイクルセンター及び民間処理内訳及び資源有償売払金額

処　理　内　容	重量 （kg）
施 設 搬 入 量	11,986,760
（資源RC）	4,545,560
（民間紙問屋）	6,871,040
（民間再生業者）	570,160
資源選別重量	10,941,249
選 別 残 渣 量	1,232,630
資　源　化　率	91.3%
（資源選別重量÷施設搬入量）	

資源RC 有償売却内訳	有償売払重量 （kg）	売却金額 （円）	1kg当り 単価 （円）
紙類	5,598,050	40,038,200	7.2
金属類	1,733,590	60,544,025	34.9
ビン・ガラス	815,679	428,771	0.5
布類	1,272,990	8,992,948	7.1
合計	9,420,309	110,003,944	11.7

注：売払金額は、税込み金額

＊資源RC搬入量には、陶磁器ガラスなどのごみ 994,400kg
及び民間再生業者搬入量には、ペットボトル 1,483,370kgを含まない

＊小型家電についてはP61参照。

注：施設搬入量と（資源選別重量＋選別残渣量）は、在庫量等のため同量になりません。

品目別割合（重量比）

売却金額割合

有価物売払単価（1kg当）

② 資源ごみ年度別資源化量[重量比較]

（単位:kg）

年度	紙　類 前年比 %	金属類 前年比 %	ﾋﾞﾝ･ｶﾞﾗｽ類 前年比 %	布　類 前年比 %	合　計 前年比 %
24	5,652,710 △3.4	2,669,200 △2.4	1,392,191 △4.8	1,383,650 8.9	11,097,751 △1.9
25	5,815,610 2.9	2,581,510 △3.3	1,308,999 △6.0	1,319,030 △4.7	11,025,149 △0.7
26	5,739,320 △1.3	2,278,210 △11.7	1,275,694 △2.5	1,265,380 △4.1	10,558,604 △4.2
27	5,721,160 △0.3	2,152,900 △5.5	1,211,399 △5.0	1,295,930 2.4	10,381,389 △1.7
28	5,598,050 △2.2	2,022,660 △6.0	1,070,899 △11.6	1,272,990 △1.8	9,964,599 △4.0

注:資源選別重量と資源化量は、残渣量等のため同量になりません。

③ 資源ごみ年度別有償売払金額[金額比較]

（単位:円）

年度	紙　類 前年比 %	金属類 前年比 %	ﾋﾞﾝ･ｶﾞﾗｽ類 前年比 %	布　類 前年比 %	合　計 前年比 %
24	25,970,975 △0.3	67,487,586 3.9	570,179 △5.4	6,425,835 25.7	100,454,575 2.4
25	25,769,323 △0.8	81,156,402 20.3	530,054 △7.0	5,660,383 △11.9	113,116,162 12.6
26	36,659,170 42.3	92,733,671 14.3	525,774 △0.8	7,931,098 40.1	137,849,713 21.9
27	40,636,264 10.8	73,251,545 △21.0	501,535 △4.6	9,113,023 14.9	123,502,367 △10.4
28	40,038,200 △1.5	60,544,025 △17.3	428,771 △14.5	8,992,948 △1.3	110,003,944 △10.9

※ 消費税込

（２）容器包装廃棄物の資源化

①プラスチック製容器包装

本市では、平成５年１月からプラスチック系ごみの固形燃料化事業を実施し、資源化を行っていたが、平成１３年４月、ごみの分別変更により、従来の「燃やせないごみ」で収集していたプラスチック系ごみのうち、容器や包装に使われているプラスチックの分別収集を開始した。

これにより、従来、独自ルートで実施していたプラスチック系ごみの燃料化事業を平成１３年３月で廃止し、容器包装リサイクル法に基づくリサイクルルートでプラスチック製容器包装の資源化を平成１３年４月から開始した。

平成 28 年度 プラスチック製容器包装

	搬入量(kg)	搬出量(kg)
ﾘｻｲｸﾙするﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	4,789,620	4,622,810
ペットボトル	1,483,370	1,362,990
合　計	6,272,990	5,985,800

平成 28 年度
再商品化合理化拠出金・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ拠出金

	金額(円)
平成 27 年度再商品化合理化拠出金	8,733,638
ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ有償入札拠出金	44,235,031
合　計	52,968,669

②ガラス製容器

本市では、昭和５３年から資源ごみとして、ガラスびんのリサイクルを独自ルートで実施してきたが、平成１６年４月からは、ガラス製容器の一部（その他ガラス容器）を容器包装リサイクル法に基づきリサイクルを開始した。

平成 28 年度 ガラス製容器 搬出量（kg）

その他ガラス容器	255,220

（３）小型家電廃棄物の資源化

本市の、使用済み小型家電については、昭和５３年４月より資源ごみとして分別収集を行い、金属類の有価物として売却を行い資源化してきた。平成２５年４月に小型家電リサイクル法が施行されたことにより、同法に基づく認定事業者へ平成２６年１月より対象品(一部除く)を引き渡し、小型家電リサイクル法による資源化を開始した。

平成 28 年度 小型家電

	引き渡し量（kg）	利益還元金(円)
デジタル家電	25,120	336,420
その他家電	383,980	41,464
合計	409,100	377,884

※Ｐ62 ボックス回収分を含む

また、小型家電リサイクル法における認定会社と連携して、平成２７年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」（第二次再資源化事業者提案型）を行い、新たにノートパソコンと携帯電話を回収品目とし、回収ボックスによる回収を開始した。

平成 28 年度　ボックス回収量

	引き渡し量（kg）
携帯電話	281.22
ノートパソコン	3,078.78
その他小型家電	2,470.00
合計	5,830.00

（４）羽毛布団の資源化

平成２７年４月より和名ヶ谷クリーンセンターに持ち込まれた羽毛布団について有価物として売却を行い、資源化を開始した。

平成 28 年度 羽毛布団

	引き渡し量（kg）	売却額(円)
羽毛布団	2,690	102,739

（５）リサイクル活動支援事業

従来、松戸市では、町会（自治会）単位による「リサイクル町会」制度により市民主体の資源化を実施してきたが、町会の規模拡大等により担当役員の負担が大きくなり、実施町会数も減少したため、平成 3 年度から新たな「補助制度」により、リサイクル活動団体と回収業者に支援を行っている。

なお、平成 9 年 4 月 1 日より補助金交付規則を奨励金交付規則に改め、更なる推進を図っている。また、平成 9 年 7 月 1 日よりペットボトルを対象品目として追加した。平成 18 年 1 月 1 日よりアスベストを含有する資源ごみが多いことから、その他金属類を対象品目から除いた。

この事業は、資源回収の拡大を図りつつ、資源ごみに対する公共関与を少なくし、市民の意識改革と主体性の強化を図るものである。

① 資源回収量 （登録団体回収量） （単位：kg）

年度	紙類	空き缶	ガラスびん類	布類	ペットボトル	合計
24	15,174,660	1,195,536	1,908,295	960,750	1,478,830	20,718,071
前年比	△1.2%	3.7%	4.4%	△9.4%	△3.9%	△1.0%
25	14,900,720	1,269,162	2,023,703	940,940	1,454,650	20,589,175
前年比	△1.8%	6.2%	6.0%	△2.1%	△1.6%	△0.6%
26	14,153,680	1,268,025	2,028,572	885,000	1,398,590	19,733,867
前年比	△5.0%	△0.1%	0.2%	△5.9%	△3.9%	△4.2%
27	13,636,030	1,268,170	2,046,286	930,640	1,405,360	19,286,486
前年比	△3.7%	±0%	0.9%	5.2%	0.5%	△2.3%
28	12,757,230	1,227,856	1,979,608	857,470	1,411,820	18,233,984
前年比	△6.4%	△3.2%	△3.3%	△7.7%	0.5%	△5.5%

② 登録団体数（年度末登録数）

24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
470	469	474	474	472

③ 登録業者数（年度末登録数）

24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
25	25	25	24	25

④ 集団回収奨励金交付状況 （単位：円）

年度	登録回収団体		登録回収業者	
	交付額	1 団体平均	交付額	1 業者平均
24	53,266,782	113,334	200,864,703	8,034,588
前年度比	△1.7%	△2.3%	9.7%	9.7%
25	52,815,550	112,613	204,624,114	8,184,964
前年度比	△0.8%	△0.6%	1.9%	1.9%
26	50,656,454	106,870	198,645,245	7,945,810
前年度比	△4.1%	△5.1%	△2.9%	△2.9%
27	49,815,852	105,097	199,340,741	7,973,629
前年度比	△1.7%	△1.7%	0.4%	0.4%
28	47,762,528	101,192	195,767,709	7,830,708
前年度比	△4.1%	△3.7%	△1.8%	△1.8%

（6）リサイクル率

（下段は全国平均値）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市	24.3 %	24.4%	24.1%	23.8%	23.3%
国	20.5%	20.6%	20.6%	20.4%	—

※リサイクル率＝（公共資源化量＋集団回収量）÷（公共回収量＋集団回収量）

９．ごみ処理コスト

（１）平成 28 年度処理経費

松戸市の清掃事業（ごみ処理及びし尿・汚泥処理）を実施するために、環境部が要した経費の総額（清掃費のみ）は、平成 28 年度 6,217,587 千円（清掃総務費 951,972 千円、塵芥処理費 4,882,507 千円、し尿処理 383,108 千円）であり、松戸市一般会計歳出決算額 153,019,839 千円の約 4.1%を占めている。

清掃関係経費の推移（歳出決算額）　（単位：千円）

年度	一般会計 決算額Ａ 前年度比　%	清掃総務費 Ｂ B/A　%	塵芥処理費 Ｃ C/A　%	施設建設費 Ｄ D/A　%	し尿処理費 Ｅ E/A　%	清掃費計 Ｆ F/A　%
12	111,600,895 △ 2.7	1,433,533 1.3	5,841,567 5.2	0 0.0	689,208 0.6	7,964,308 7.1
13	115,520,146 3.5	1,401,784 1.2	5,628,297 4.9	0 0.0	604,263 0.5	7,634,344 6.6
14	113,904,026 △ 1.4	1,339,304 1.2	5,072,909 4.5	0 0.0	588,209 0.5	7,000,422 6.1
15	112,730,247 △ 1.0	1,194,538 1.1	5,059,451 4.5	0 0.0	597,269 0.5	6,851,258 6.0
16	121,040,947 7.4	1,228,358 1.0	5,565,595 4.6	0 0.0	564,968 0.5	7,358,921 6.0
17	107,525,981 △11.2	1,275,094 1.2	4,805,899 4.5	0 0.0	539,583 0.5	6,620,576 6.2
18	108,688,329 1.1	1,230,582 1.1	4,914,623 4.5	0 0.0	531,503 0.5	6,676,708 6.1
19	112,188,502 3.2	1,146,236 1.0	4,779,766 4.3	0 0.0	525,683 0.5	6,451,685 5.8
20	116,730,421 4.0	1,123,646 1.0	5,791,825 5.0	0 0.0	526,906 0.5	7,442,376 6.4
21	122,442,154 4.9	1,033,501 0.8	5,552,105 4.5	0 0.0	531,669 0.4	7,117,275 5.8
22	124,577,573 1.7	996,861 0.8	4,502,192 3.6	0 0.0	417,833 0.3	5,916,885 4.7
23	127,597,276 2.4	937,026 0.7	4,673,061 3.7	0 0.0	390,692 0.3	6,000,780 4.7
24	129,147,285 1.2	881,562 0.7	4,924,336 3.8	0 0.0	391,407 0.3	6,197,305 4.8
25	135,135,175 4.6	939,439 0.7	6,420,443 4.8	0 0.0	400,408 0.3	7,760,291 5.7
26	142,821,400 5.7	889,123 0.6	7,098,083 5.0	0 0.0	418,544 0.3	8,405,750 5.9
27	145,315,897 1.7	868,261 0.6	4,877,267 3.4	0 0.0	388,311 0.3	6,133,839 4.2
28	153,019,839 5.3	951,972 0.6	4,882,507 3.2	0 0.0	383,108 0.3	6,217,587 4.1

(2) ごみ処理コスト

① 平成 28 年度のごみ処理経費の総額は、6,181,545,511 円で、年間総ごみ量は、130,214,790 kgである。人口は、486,045 人。世帯数は、219,302 世帯である。

したがって、平成 28 年度のごみ処理経費を算出すると１トン当たり経費 47,472 円、市民一人当たり 12,718 円、一世帯当たり 28,187 円となる。

ごみ処理コストの算出

ア. 算出経費の区分

松戸市におけるごみ処理コストの算出については、ⅰ総経費、ⅱ一般管理費、ⅲ収集経費、ⅳ処分経費の４項目に仕分けし、更にⅳの処分経費について各処分方法毎に経費を算出している。

また、この経費算出に算入する経費の範囲は、予算科目にいう清掃総務費と一般管理費（総務管理費）の一部人件費（給料・職員手当等・共済費）、塵芥処理費、その他の経費（建物減価償却、保険料、被服費、自動車減価償却、自動車共済保険料、自動車重量税等）を含め算出している。

減価償却費等は、耐用年数に基づく均等額償却法により、その他経費は現年度実績額により各項目に振り分けられ計算される。

イ. 歳出額の按分計算

一般管理費には、収集・運搬・処分に関与しない廃棄物対策課（施設班含む）経費の一部と環境業務課経費を計上している。

施設班経費を一般管理費と各処分経費へ振り分ける按分方法は、総経費から収集経費及び施設班経費を除いた額に対する一般管理費と各処分経費の経費割合でそれぞれ按分する。

収集経費には、環境業務課経費を計上している。

処分経費は各施設毎の経費及び施設班経費の一部（上記按分方法による）を、それぞれ各施設毎に計上している。

埋立処分経費は、日暮最終処分場施設維持経費に焼却灰処理経費・不燃及び資源残渣処理経費を加えた額を計上している。

ウ. 単価の算出

上記のように算出された総経費を、年間総ごみ量で除した金額をトン当たり単価とし、１０月１日現在人口で除したものを市民一人当たり単価としている。

（３）　平成28年度ごみ処理コスト

（単位：円）

	一般管理費 前年比　%	収集経費 前年比　%	処分経費 前年比　%	総　経　費 前年比　%
清掃総務費等	105,309,891 △4.0	154,705,700 △8.9	591,397,477 4.5	851,413,068 0.7
塵芥処理費	289,907,866 5.1	1,677,423,365 △1.0	2,914,830,098 0.3	4,882,161,329 0.1
そ　の　他	75,003 △26.9	1,425,739 7.7	3,142,139 △39.1	4,642,881 △34.8
減価償却費	0 0.0	0 0.0	443,328,233 0.0	443,328,233 0.0
合　　計	395,292,760 2.5	1,833,554,804 △1.7	3,952,697,947 0.8	6,181,545,511 0.1

（４）　平成28年度処分経費・処分形態別内訳

（※六和クリーンセンターの17,189千円については施設の維持管理費用となります）　（単位：千円）

焼　却　処　分			焼　却　処　分　計
六和クリーンセンター 前年比　%	クリーンセンター 前年比　%	和名ケ谷クリーンセンター 前年比　%	前年比　%
17,189 △0.2	1,192,066 1.0	1,111,190 0.8	2,320,445 0.9
埋　立　処　分 前年比　%	圧縮・運搬処分 前年比　%	資源選別処分 前年比　%	有害物処分（保管） 前年比　%
838,942 △0.5	303,128 6.9	474,799 △0.8	15,384 △4.1

・処分経費割合

（５）　年度別経費の推移

①　総　経　費

（単位：円）

年　度	一般管理費 前年比　％	収集経費 前年比　％	処分経費 前年比　％	総　経　費 前年比　％
24	359,009,926 2.3	1,841,597,337 0.6	4,607,729,238 △1.9	6,808,336,501 △1.0
25	388,187,005 8.1	1,833,387,081 △0.4	4,831,042,946 4.8	7,052,617,032 3.6
26	375,468,069 △3.3	1,888,461,360 3.0	5,039,242,512 4.3	7,303,171,941 3.6
27	385,662,068 2.7	1,866,188,071 △1.2	3,921,589,018 △22.2	6,173,439,157 △15.5
28	395,292,760 2.5	1,833,554,804 △1.7	3,952,697,947 0.8	6,181,545,511 0.1

・総経費の推移

② 処　分　経　費

（単位：千円）

	24	25	26	27	28
六　和　CC	17,789	17,834	21,204	17,229	17,189
前年比　%	△0.5	0.3	18.9	△18.7	△0.2
焼却・クリーンC	1,082,933	1,162,044	1,179,951	1,180,141	1,192,066
前年比　%	△1.4	7.3	1.5	0.0	1.0
焼却・和名ヶ谷CC	2,078,067	2,132,461	2,189,137	1,102,510	1,111,190
前年比　%	△2.8	2.6	2.7	△49.6	0.8
埋　立　処　分	664,176	780,827	872,539	843,571	838,942
前年比　%	△5.3	17.6	11.7	△3.3	△0.5
圧縮・運搬処分	287,859	249,405	284,650	283,504	303,128
前年比　%	17.7	△13.4	14.1	△0.4	6.9
資源選別処分	459,195	470,573	475,103	478,590	474,799
前年比　%	△3.1	2.5	1.0	0.7	△0.8
有　害　物　処　分	17,711	17,899	16,658	16,044	15,384
前年比　%	△10.1	1.1	△6.9	△3.7	△4.1
合　計	4,607,729	4,831,043	5,039,243	3,921,589	3,952,698
前年比　%	△1.9	4.8	4.3	△22.2	0.8

※　埋立処分には、焼却灰及び不燃・資源残渣運搬経費を加えた額を計上している。

・処分経費の推移

（６）　ご　み　処　理　単　価

①　トン当り経費

（単位：円）

	24	25	26	27	28
収　集　経　費	13,692	13,750	14,344	14,155	14,081
前年比　％	2.1	0.4	4.3	△1.3	△0.5
処　分　経　費	34,257	36,232	38,277	29,744	30,355
前年比　％	△0.4	5.8	5.6	△22.3	2.1
総　経　費	50,617	52,893	55,473	46,824	47,472
前年比　％	0.5	4.5	4.9	△15.6	1.4

②　一世帯当り経費

（単位：円）

	24	25	26	27	28
収　集　経　費	8,758	8,683	8,858	8,661	8,361
前年比　％	0.7	△0.9	2.0	△2.2	△3.5
処　分　経　費	21,914	22,881	23,636	18,201	18,024
前年比　％	△1.7	4.4	3.3	△23.0	△1.0
総　経　費	32,380	33,402	34,255	28,652	28,187
前年比　％	△0.9	3.2	2.6	△16.4	△1.6

③　市民一人当り経費

（単位：円）

	24	25	26	27	28
収　集　経　費	3,832	3,818	3,923	3,862	3,772
前年比　％	1.3	△0.4	2.8	△1.6	△2.3
処　分　経　費	9,588	10,060	10,469	8,115	8,132
前年比　％	△1.2	4.9	4.1	△22.5	0.2
総　経　費	14,167	14,686	15,172	12,775	12,718
前年比　％	△0.3	3.7	3.3	△15.8	△0.4

Ⅴ　ごみ減量促進事業

１．ごみ減量促進事業の背景 ･････････････････････････････ ７３
２．廃棄物対策課の業務体系 ･････････････････････････････ ７４
３．環境業務課管理係の業務体系･････････････････････････････ ７４
４．ごみ減量啓発事業 ･････････････････････････････････ ７５
⑴ごみ減量啓発業務 ･････････････････････････････････ ７５
⑵事業系廃棄物対策業務 ･････････････････････････････ ７７
⑶再使用の促進 ･････････････････････････････････････ ７７
５．ごみ減量促進事業 ･････････････････････････････････ ７８

Ⅴ　ごみ減量促進事業

１．ごみ減量促進事業の背景

松戸市は首都東京に隣接しており、東京のベットタウンとして昭和３６・３７年頃から急速に人口が増加し、これに伴いごみの排出量も増加の一途をたどってきた。

これらの状況に対処するため昭和５３年４月からごみの４分別収集(のち昭和５９年４月から５分別収集、平成１３年４月から８分別収集）を開始し、ごみの減量化及び資源化の促進を図っている。

しかし、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動により、使い捨て製品等が多量に廃棄され、増加したごみの処理が大きな問題となってきた。

この問題を解決するためには、従来の社会経済活動の在り方やライフスタイルの見直しをするともに、廃棄物を循環資源と位置づけ、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできるだけ低減する、いわゆる「資源循環型社会」の構築を図ることが必要となってきた。

「単に燃やして埋める」という従来の処理体制から市民・事業者及び行政が一体となって強力にごみ減量施策を実行していくための、ごみ減量化、再資源化の体制を整えていくことが急務となってきた。

そのため、ごみ減量促進事業を具体的に実行する課として、平成２年４月に「ごみを減らす課」を設置し、その後、初期の目的を達成することができたことから、平成８年４月から清掃管理課へ統合し、「ごみを減らす係」として従来どおりの事業を促進することとなった。（平成１５年４月、環境業務課へ統合）

平成２５年４月、これまで環境業務課 ごみを減らす係で行っていたごみの減量化事業を一部廃棄物対策課に移管し、更なる減量化に向け事業を促進することとなった。

２．廃 棄 物 対 策 課 の 業 務 体 系

- ①ごみ減量・資源化促進啓発業務
  - 啓発資料物資作成
    - 広報等への記事掲載
    - リサイクル通信の発行
    - ごみ分別アプリ・ホームページ ツイッターでの情報提供
    - 啓発物資作成
  - イベント等の開催及び参加
    - ごみツアー
    - 環境学習・環境教育
    - パートナー（出前）講座
    - イベントでのごみ減量ＰＲ
  - 廃棄物減量等推進員制度
- ②事業系廃棄物対策業務
  - 事業系ごみ処理状況届出制度
    （市内新規事業所を対象とした一般廃棄物処理に関する届出書提出）
  - 多量排出事業者対策
    （大規模事業所を対象とした一般廃棄物減量計画書提出）
- ③再使用の促進
  - 再生資源の売却事業 ― 靴・バッグ・ベルト回収
  - リユースショップ等の情報提供

※多量排出事業者：松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が５００㎡を超える小売店及び建築延べ床面積３，０００㎡を超える事業所を所有等している事業者

３．環 境 業 務 課　管 理 係 の 業 務 体 系

- ごみ資源化促進事業
  - リサイクル活動支援事業 ― 集団回収の普及拡大
  - 生ごみ処理容器等補助金交付事業 ― 生ごみ処理容器及び機器の普及拡大
  - 紙ごみの資源化
    - 庁内機密文書の資源化
    - その他紙類の資源化

4. ご み 減 量 啓 発 事 業

（１）ごみ減量啓発業務　－広報の果たす役割－
－啓発資料物資作成－

松戸市では早くから「ごみ減量」に目を向け、市広報紙を通じて積極的にごみ減量の重要性を市民に訴えてきた。

排出源から最終処分されるまで、また、ごみを再資源化するルートを正しく知ることにより、ごみに対する意識は変わってくる。市民に訴え、啓発していく方法として視覚に訴えるポスターや広報の果たす役割は大きい。

平成２年度から市民向けチラシ「松戸ごみ減らし」を、平成１３年度から「まつどリサイクル通信」を発行。各号ごとにメインテーマを掲げ、啓発をしている。

「松戸ごみ減らし」

１号：タマゴ１個分の減量が、松戸市を変える。
２号：ごみにするか、資源にするか、紙一重。
３号：ＮＯ！という主張（ごみ拒否権一買わない、持ち込まない、捨てない）
４号：企業努力で実施したい「ごみ減量大作戦」
　　－ワタシを活かすチャンスをください
５号：ごみ減量の鍵は、あなた自身が握っている－これも貴重な資源
６号：「事業ごみ」は、すべて事業者に自己責任があります。
　　－お客様の厳しい目が光っている－
７号：「市制施行５０年記念ポスター」みんなが望むリサイクル
８号：ＥＭボカシでごみ減らし
９号：「リサイクル都市まつど」へ！
　　［ごみの分別］［再利用］［ごみ減らし］にご協力ください。
１０号：リサイクルマークの確認から始まるペットボトルの再生システム
１１号：事業系ごみ（一般廃棄物）の減量とリサイクルにご協力ください。
１２号：リサイクル都市「松戸」づくりへ（再生品使用の促進）

「まつどリサイクル通信」

１号：公共収集の資源ごみ収集と集団回収（リサイクル活動）の違い
２号：お買い物はエコロジカルに！
３号：ひとり一人のちょっとした心がけや行動が“地球にやさしい暮らし”
　　につながります。
４号：ライフスタイルを見直そう“ごみを出さない暮らし方”考えよう。
５号：明日とはいわず、今日、今からできる“家庭での「ごみ減量法」”
６号：“考えよう”ごみを出さない「暮らし方」
７号：家庭での「ごみ減量法」のコツは？？
８号：どこへ持って行っているの？　松戸市内で出たごみ
９号：プラスチック製の物は、どうやって分けるの？
１０号：家庭から出る生ごみを「減らして」みませんか！
特別号：リサイクルするプラスチックが“Ｄランク”

１１号：クリンクル協力店を利用しませんか？
１２号：リサイクルするプラスチックが最低評価Ｄランク！！！
１３号：リサイクルするプラスチックからカミソリが出てきました！
１４号：雑がみを分別して燃やせるごみを減らしましょう！！
１５号：ごみ分別推進アプリ「さんあーる」のご案内
１６号：違法な不用品回収業者にご注意ください
１７号：家庭ごみの分別状況を調査しました（燃やせるごみ編）

また、６市「松戸市・市川市・船橋市・千葉市・柏市・習志野市（平成２３年度加入）」による合同事業としてポスター等を作製し、ごみ減量・リサイクル意識の高揚を図った。

平成 3年～5年	ポスター作製	平成12年	リサイクルボールペン作製
平成 6年～7年	リサイクルノート作製	平成13年	リサイクル蛍光ペン作製
平成 8年	トイレットペーパー作製	平成14年～25年	買物袋作製
平成 9年	リサイクルシャープペン作製	平成26年	水切りダイエット作製
平成10年	リサイクルボールペン作製	平成27年	エコバッグ作製
平成11年	買物袋作製	平成28年	タンブラー作製

－ごみツアーの開催－

隔月で参加者を募集、年５回実施。７･８月は親子ごみツアーを実施。
なお、２０名前後の団体として申し込みがあれば、随時実施。
［平成２８年度実績］　７回実施　１０７名参加

－環境学習の開催－

小学校４年生以上の児童を対象に、ごみの分け方出し方、減量方法の工夫、ごみの処理、３Ｒについてなど社会科副読本に沿った内容の環境についての学習を実施。
［平成２８年度実績］　４回実施　２８８名の参加

－パートナー講座（出前）の開催－

市民団体等の要望により、平日・休日を問わず午前９時から午後９時までの間で２時間以内とし、開催場所を市内に限定し実施している。講座内容は、ごみの分け方・出し方、減量の工夫に関するノウハウやごみの処分、リサイクルの方法などの情報を提供している。
［平成１４～２８年度実績］　７３回実施　２，２４２名の参加
講座名　「減らそうごみ～できることからはじめよう～」　担当　廃棄物対策課
講座名　「家庭ごみの分け方・出し方について」　担当　環境業務課

ー事業者のリサイクルへの取り組み紹介ー

事業者が実施しているごみ減量や３Ｒの取り組みを取材し、事業者の自主的なごみ減量・３Ｒ活動をホームページにて広報、他事業者への取り組みの拡大を図っている。

［平成２８年度　４店舗の取り組みを掲載］

ーイベントでのごみ減量ＰＲー

桜まつり・松戸まつりなどのイベントに参加し、より多くの市民にごみの減量等による環境にやさしい行動を実施していただくための啓発を行っている。

ー廃棄物等減量推進員制度ー

家庭から排出されるごみの減量や資源化、ごみ出しマナーの向上を推進するため市民と市を繋ぐパイプ役として、廃棄物減量等推進員（クリンクル推進員）を委嘱している。

［平成４～２８年度実績］　　延べ　１，０６３名に委嘱

（２）事業系廃棄物対策業務

平成６年度より施行された「松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」により、増え続ける事業系ごみ対策として新たに２つの制度が導入された。

その１つが大規模事業所（延べ床面積3,000㎡以上、小売業にあっては500㎡以上）に対して「事業系ごみ管理責任者」の選任と「減量計画書」の提出を義務付けた「多量排出事業者制度」である。

さらに、市内の全ての事業者を対象としてごみの排出形態と排出量の実態を届け出る「事業系ごみ処理状況届出制度」を導入し、事業者の自己処理責任の明確化を図っている。平成２３年度から既存の事業者には届出制度が浸透したことから、新規事業者のみを対象に届出書の提出を求めることとした。

これらの制度を通じて事業者指導を積極的に推進し、事業系ごみの減量化・適正化処理を図っている。

（３）再使用の促進

ー靴・バッグ・ベルトの回収事業ー

平成27年5月から市内4ヶ所の公共施設に靴・バッグ・ベルト回収ボックスを設置し、主に東南アジアでの再利用を目的に事業者へ売却し、ごみの減量（リデュース）、リユース（繰り返し使う）の促進を図っている。

１１月からは回収ボックスの設置を１７箇所に増設した。

［平成２８年度実績］　　総重量　１０，５７４．５kg

ーリユースショップ等の情報提供ー

ごみの減量を図るため、ホームページ等で市内のリユースショップを紹介し、再利用の促進を図っている。

５．ごみ減量促進事業

ーリサイクル活動支援事業ー

平成３年度よりごみの減量及び資源の有効利用のため、リサイクル活動を推進する団体及び回収業者に対し、奨励金を交付している。

奨励金は市に登録している町会・自治会などの団体、回収業者を対象に「びん・缶・紙・ペットボトルなど」の資源を回収して業者に引き渡した場合、団体と回収業者に品目に応じた奨励金を交付している。

平成２９年３月末現在登録団体数　472　団体
平成２９年３月末現在登録業者数　25　業者

［ 平成２９年度第１期奨励金単価 ］

回収団体　・紙類等、空き缶、ガラスびん類　２円／ｋｇ
　　・ペットボトル　１０円／ｋｇ

回収業者　・紙類等　1.0円／ｋｇ　・ペットボトル　62.5円／ｋｇ
　　・空き缶　29.5円／ｋｇ　・ガラスびん類　29.5円／ｋｇ

※平成28年4月1日現在の相場等を参考として算出、四半期毎の相場により変更の予定有り。

ー生ごみ処理容器等補助金交付事業ー

平成元年度よりごみ減量化対策の一環として平成５年度までの期間、家庭用生ごみ処理容器購入者に対して１基につき　３，０００円（ただし１世帯２基まで）補助してきた。

平成６年度からは、容器の対象品目（ＥＭ密閉専用容器）を拡大すると共に、家庭用生ごみ減量化機器も補助対象として、生ごみの減量化の促進を図っている。

補助金額（１００円未満切り捨て）

生ごみ処理容器	購入金額の１／２	１基につき　６，０００円を限度
生ごみ減量化機器	購入金額の１／３	１基につき２０，０００円を限度

平成２８年度末までの実績

コンポスト他	５，０８７基（平成元年度からの累計）
ＥＭ密閉専用容器	３，３８９基
生ごみ減量化機器	３，５９８基

ー紙ごみの資源化ー

ごみ減量啓発事業では、市民の意識を行動に移していくための具体的な事業を企画し、市民の積極的な参加を呼びかけ、ごみの減量化の促進と意識の高揚を図っている。

松戸市でも昭和５３年から実施している庁舎内紙ごみの資源化を、平成２年より更に回収品目を細分化し、名刺の大きさから資源化を図るとともに、職員への意識の啓発を図っている。

さらに、平成３年度から機密文書の資源化に取り組み、平成２８年度は86,180kgを回収、資源化を図った。

Ⅵ　生活排水処理

１．生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理の現状 ･････････････ ８１
⑴　収集運搬 ･････････････････････････････････････ ８１
⑵　処理施設 ･････････････････････････････････････ ８１
⑶　今後の問題点 ･････････････････････････････････ ８１
⑷　生活排水処理基本計画 ･････････････････････････ ８１
　　し尿・浄化槽汚泥フローシート ･････････････････ ８３
２．し尿・浄化槽汚泥収集搬入量総括表 ･････････････････ ８４
⑴　月別・種類別搬入量 ･･････････････････････････ ８４
⑵　月別処理量 ･･････････････････････････････････ ８４
⑶　月別・種類別汚泥搬出量 ･･････････････････････ ８４
３．収　　集 ･････････････････････････････････････ ８６
⑴　生活排水処理形態別人口 ･･････････････････････ ８６
⑵　し尿収集 ･････････････････････････････････････ ８６
⑶　浄化槽汚泥 ･･････････････････････････････････ ８６
⑷　し尿収集委託料 ･･････････････････････････････ ８６
⑸　し尿収集運搬と減車対策の状況 ････････････････ ８７
⑹　し尿・浄化槽利用世帯及び利用人口 ････････････ ８７
⑺　年度別収集実績 ･･････････････････････････････ ８８
４．し尿処理 ･････････････････････････････････････ ８９
⑴　年度別実績 ･･････････････････････････････････ ８９
⑵　処理に伴うし渣・脱水汚泥等発生量 ････････････ ９０
５．経費 ･･･ ９１
⑴　年度別総経費 ････････････････････････････････ ９１
⑵　単位当り経費 ････････････････････････････････ ９２

Ⅵ　生活排水処理

１．生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理の現状

(1)　収集運搬

現在、し尿の収集は、委託業者が履行し、事業系し尿（工事現場の仮設トイレ等のし尿）及び浄化槽汚泥の収集は、許可業者が実施している。

近年の収集状況について、し尿収集量及び浄化槽汚泥収集量は、下水道の普及により年々減少の傾向がみられる。

ただし、平成２８年度は仮設トイレ等の設置が増えたこともあり、事業系し尿の収集量については、前年度より増加している。

(2)　処理施設

昭和56年2月に稼働した東部クリーンセンター（200ｋℓ／日）において処理をしている。(※平成21年3月までは処理能力300ｋℓ／日)

この処理施設は、地下方式を採用し、周辺との景観に配慮した上で処理水質の向上、臭気対策等厳しい公害対策を講じている。

さらに、周辺地域の住環境の向上と調和を図るために周辺施設を公園化し、地域住民をはじめ広く市民の憩いの場・健康づくりの場として活用できるよう各種スポーツ施設・集会所・老人福祉センターを設置し、地域の文化施設の核としての位置づけされた施設を兼ね備えている。

また、現状の処理施設について、長年使用により設備の機能が低下してきているものについては、計画的に施設整備を実施している。

(3)　今後の問題点

下水道の普及が進み、し尿・浄化槽汚泥が減少した時に処理等について新たな施設の維持管理が必要になって来る。

(4)　生活排水処理基本計画　（し尿処理計画：旧名称）

平成３年度事業として、前述の問題解決の方向性等を定めた生活排水処理基本計画を策定した。

この計画は、生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理だけに絞ったものではなく、図(次ページ）のような体系のもとに位置づけされ、生活排水対策推進計画と密接な関係をもっている。

なお、平成２４年度には計画の見直しを行った。

生活排水処理基本計画体系図

平成28年度　し尿・浄化槽汚泥　フローシート

総し尿・浄化槽汚泥収集量　29,406.6 kℓ

参　考　：　日平均収集量

kℓ/日

し　尿		浄　化　槽　汚　泥		合　計	
収集日平均	暦日平均	収集日平均	暦日平均	収集日平均	暦日平均
11.4	9.2	88.6	71.4	100.0	80.6

２．　し尿・浄化槽汚泥収集搬入量総括表

（１）　月別・種類別搬入量

（単位：ｋℓ）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月		１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合計
し　　尿	257.8	296.7	270.9	294.7	267.2	270.7		302.2	288.4	296.0	256.5	259.7	297.8	3,358.6
浄化槽汚泥	2,147.9	2,151.7	2,340.3	2,076.7	2,214.1	2,094.6		2,364.2	2,016.9	2,099.6	1,877.2	2,160.0	2,504.8	26,048.0
合　　計	2,405.7	2,448.4	2,611.2	2,371.4	2,481.3	2,365.3		2,666.4	2,305.3	2,395.6	2,133.7	2,419.7	2,802.6	29,406.6
収 集 日	25	23	26	25	26	24		25	24	24	23	23	26	294

（２）　月別処理量

（単位：ｋℓ）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月		１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合計
し尿・浄化槽汚泥	2,732.6	2,557.5	3,000.6	2,900.4	2,630.3	2,755.4		2,953.0	2,450.2	2,518.6	2,598.2	2,693.5	2,870.1	32,660.4
日平均処理量	91.1	82.5	100.0	93.6	84.8	91.8		95.3	81.7	81.2	83.8	96.2	92.6	89.5

（３）　月別・種類別汚泥搬出量

（単位：ｔ）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月		１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合計
肥料化汚泥量	87.60	68.25	80.34	80.77	64.71	53.01		65.92	61.89	77.69	72.69	80.40	105.47	898.74
焼却汚泥量	35.90	36.38	39.66	28.34	14.18	16.98		0.00	21.33	18.86	18.61	19.48	33.85	283.57
清掃汚泥量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6.96	6.96

３．収　　集

(1) 生活排水処理形態別人口　（平成28年10月1日現在）

（単位：人・世帯）

総数		水洗化（下水道）		し尿くみ取り		浄化槽利用	
人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
491,741	229,972	395,460	186,351	2,765	1,385	93,516	42,236

※平成15年度より生活排水人口は、松戸市住民基本台帳人口表の数値を使用

(2) し尿収集　（平成29年4月1日現在）

① 収集方式　・・・・・・・・・全面委託（１業者による）巻末名簿参照（P190）

② 収集に要する車両・・・・・３台（２人乗車）

③ くみ取り回数

ア.人頭制（一般家庭）・・・・原則として月１回または月２回

イ.従量制
- ・会社・工場・共同便槽のｱﾊﾟｰﾄ
- ・簡易水洗式便槽
- ・仮設トイレ等（工事現場の仮設トイレを除く）

・・・・希望回数

(3) 浄化槽汚泥　（平成29年4月1日現在）

① 収集方式・・・・・・・・・・・許可業者収集（11業者）巻末名簿参照（P192）

② 収集に要する車両・・・・・・23台

③ 保守点検・・・・・・・・・・・維持管理業者と利用者の個別契約

④ 清　掃・・・・・・・・・・・・許可業者と利用者の個別契約

(4) 平成29年度し尿収集委託料（消費税を除く）

【基本額】

月額１台あたり　　1,782,000円

【従量制】

《雨　水》

１ℓにつき　　１３円４５銭

《休　日》

１ℓにつき　　１５円２０銭

（５）　し尿収集運搬と減車対策の状況

年度	収集必要台数	減車台数	減車時の対策等（代替業務等）
20	4	0	減車なし
21	4	0	減車なし
22	3	1	減車（代替業務なし）
23	3	0	減車なし
24	3	0	減車なし
25	3	0	減車なし
26	3	0	減車なし
27	3	0	減車なし
28	3	0	減車なし

（６）　し尿・浄化槽利用世帯及び利用人口（各10月１日）　（単位：世帯・人／(%)）

年度	し尿		浄化槽		合計	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
24	1,911	3,912	47,025	107,779	48,936	111,691
	△9.9	△10.4	△4.1	△4.4	△4.3	△4.6
25	1,763	3,600	46,126	104,937	47,889	108,537
	△7.7	△8.0	△1.9	△2.6	△2.1	△2.8
26	1,611	3,271	45,365	101,646	46,976	104,917
	△8.6	△9.1	△1.6	△3.1	△1.9	△3.3
27	1,495	3,023	44,403	98,628	45,898	101,651
	△7.2	△7.6	△2.1	△3.0	△2.3	△3.1
28	1,385	2,765	42,236	93,516	43,621	96,281
	△7.4	△8.5	△4.9	△5.2	△5.0	△5.3

(7)　年度別収集実績

（単位：ｋℓ　下段：対前年度比(%)）

年度	し　尿（委託収集）				し尿（許可収集）	浄化槽汚泥	合　　計
	人頭制	従量制	雨水等	計			
23	2,200.3 △3.5	1,563.7 3.4	4.4 120.0	3,768.4 △0.7		27,236.8 △4.0	31,005.2 △3.6
25	2,175.7 △1.1	1,569.6 0.4	8.1 84.1	3,753.4 △0.4		27,266.3 0.1	31,019.7 0.0
26	1,987.6 △8.6	811.6 △48.3	8.5 4.9	2,807.7 △25.2	687.0 0.0	26,019.5 △4.6	29,514.2 △4.9
27	1,731.0 △12.9	794.2 △2.1	12.8 50.6	2,538.0 △9.6	568.3 △17.3	26,052.4 0.1	29,158.7 △1.2
28	1,615.4 △6.7	834.0 5.0	3.3 △74.2	2,452.7 △3.4	905.9 59.4	26,048.0 0.0	29,406.6 0.9

＊し尿（許可収集）は平成２６年度より実施

4. し 尿 処 理

（1） 年度別実績

年度	東部クリーンセンター処理 し尿・浄化槽汚泥		
	処理量（kℓ）	日平均量（kℓ）	対前年比（%）
24	34,629.1	94.9	△4.4
25	34,410.3	94.3	△0.6
26	33,105.0	90.7	△3.8
27*	32,199.2	88.0	△2.7
28	32,660.4	89.5	1.4

※日平均量：年間処理量/当該年度暦日（年度＊366日/年）

し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

（2） 処理に伴うし渣・脱水汚泥等発生量

（上段：kg/下段：%）

年度	し渣量		脱 水 汚 泥 量			
	年間焼却量	日平均量	年間焼却量	日平均量	年間肥料化量	日平均量
24	11,430 △5.8	31.3 kg/日	1,018,190 △0.4	2,789.6 kg/日	425,370 △8.4	1,165.4 kg/日
25	11,320 △1.0	31.0 kg/日	879,940 △13.6	2,410.8 kg/日	482,120 13.3	1,320.9 kg/日
26	10,960 △3.2	30.0 kg/日	424,850 △51.7	1,164.0 kg/日	870,190 80.5	2,384.1 kg/日
27*	10,440 △4.7	28.5 kg/日	316,390 △25.5	864.5 kg/日	871,790 0.2	2,381.9 kg/日
28	10,820 3.6	29.6 kg/日	272,750 △13.8	747.3 kg/日	898,740 3.1	2,462.3 kg/日

※日平均量：年間発生量／当該年度暦日（年度＊366日／年）

（し渣及び脱水汚泥は全量場外搬出処理）

＜し渣・脱水汚泥処理量の推移＞

５．　経　　費

(1)　年　度　別　総　経　費

（上段：金額(円)　下段：前年比(%)）

年　度	一般管理費	収集費	処分費	合　　計
24	3,957,390 △69.0	120,791,732 8.6	382,249,271 △0.9	506,998,393 △5.5
25	4,180,451 5.6	114,938,976 △4.8	394,318,244 3.2	513,437,671 1.3
26	4,130,737 △1.2	112,742,285 △1.9	409,354,881 3.8	526,227,903 2.5
27	4,043,753 △2.1	114,078,296 1.2	379,946,205 △7.2	498,068,254 △5.4
28	3,867,642 △4.4	123,000,916 7.8	369,431,048 △2.8	496,299,606 △0.4

・し尿総経費の推移

・経費比率の推移

（２）　単　位　当　り　経　費

①　利用一世帯当りの経費

（単位：円／(%)）

年 度	収集経費	前年比	処理経費	前年比	総経費	前年比
24	63,209	20.6	7,811	3.6	10,360	4.0
25	65,195	3.1	8,234	5.4	10,721	3.5
26	69,983	7.3	8,714	5.8	11,202	4.5
27	76,307	9.0	8,278	△5.0	10,852	△3.1
28	88,809	16.4	8,469	2.3	11,378	4.8

※　収集経費は汲取り世帯のみ、処理経費と総経費は汲取り世帯と浄化槽世帯の合計で算定。

②　利用一人当りの経費

（単位：円／(%)）

年 度	収集経費	前年比	処理経費	前年比	総経費	前年比
24	30,877	21.1	3,422	3.9	4,539	4.2
25	31,927	3.4	3,633	6.2	4,731	4.2
26	34,467	8.0	3,902	7.4	5,016	6.0
27	37,737	9.5	3,738	△4.2	4,900	△2.3
28	44,485	17.9	3,837	2.6	5,155	5.2

※　収集経費は汲取り人口のみ、処理経費と総経費は汲取り人口と浄化槽人口の合計で算定。

③　収集量１ｋℓ当りの経費

（単位：円／(%)）

年 度	収集経費	前年比	処理経費	前年比	総経費	前年比
24	32,054	9.3	11,038	3.7	14,641	4.1
25	30,623	△4.5	11,459	3.8	14,921	1.9
26	32,261	5.3	12,365	7.9	15,896	6.5
27	36,725	13.8	11,800	△4.6	15,468	△2.7
28	36,623	△0.3	11,311	△4.1	15,196	△1.8

※　収集経費はし尿のみ、処理経費と総経費はし尿と浄化槽汚泥の合計で算定。

Ⅶ　処理施設

１．処理施設の設置状況 ･････････････････････････････････ ９５
⑴　焼却処理施設 ･････････････････････････････････････ ９６
六和クリーンセンター ･････････････････････････････ ９６
クリーンセンター ･････････････････････････････････ ９９
和名ケ谷クリーンセンター ･････････････････････ １０４
⑵　資源選別処理施設 ･････････････････････････････ １０９
資源リサイクルセンター ･････････････････････････ １０９
⑶　粗大ごみ圧縮処理施設 ･････････････････････････ １１２
日暮クリーンセンター ･････････････････････････････ １１２
⑷　最終処分場 ･･････････････････････････････････････ １１５
日暮最終処分場 ･･････････････････････････････････ １１５
⑸　し尿処理施設 ･････････････････････････････････････ １１７
東部クリーンセンター ･････････････････････････････ １１７

Ⅶ　処　理　施　設

１．処理施設の設置状況

	配置図番号
⑴　焼却処理施設	
六和クリーンセンター	①
クリーンセンター	②
和名ケ谷クリーンセンター	③
⑵　資源選別処理施設	
資源リサイクルセンター	④
⑶　粗大ごみ圧縮処理施設（破砕・圧縮梱包）	
日暮クリーンセンター	⑤
⑷　最終処分場	
日暮最終処分場	⑥
⑸　し尿処理施設	
東部クリーンセンター	⑦

施設配置図

（１）焼却処理施設

六和クリーンセンター

① 施設概要

所在地　　：松戸市七右衛門新田３１６－４

都市計画決定　　：昭和４９年　８月

都市計画決定面積：１．５ｈａ

都市計画決定規模：４５０ｔ／２４ｈ

敷地面積　　：１７，８３５．４８㎡

ア．新　　炉

建築面積　　：２，７６４．００㎡

着工　　：昭和４９年１０月

竣工　　：昭和５１年　９月

施工業者　　：三菱重工業（株）

炉形式　　：三菱２ＴＦ-9-13 型連続炉

公称能力　　：１００ｔ／２４ｈ×２基

ピット容量　　：１，０５０㎥（４００ｔ）

ごみクレーン容量：　　２㎥

除塵装置　　：機械集塵機＋電気集塵機

ガス冷却設備　　：直接水噴射方式

ＨＣＬ処理　　：直接散水方式

排水処理　　：活性汚泥法＋重金属処理

煙突　　：高さ５０ｍ

建設費	:	2,398,000,000	円
用地費	:	261,083,000	円
計	:	2,659,083,000	円
財源内訳	国庫補助金	332,800,000	円
	県補助金	13,595,000	円
	起　債	1,790,200,000	円
	一般財源	522,488,000	円

イ．旧　　炉

建築面積　　：７０１．６０㎡

着工　　：昭和４１年　２月

竣工　　：昭和４１年１１月

施工業者　　：バブコック日立（株）

炉形式　　：日立ＭＵ型機械炉

公称能力　　：７５ｔ／８ｈ

ピット容量　　：３８０㎥（１５０ｔ）

ごみクレーン容量：　　２㎥

除塵装置　　：電気集塵機

ガス冷却設備　　：水噴射方式

ＨＣＬ処理　　：－－－－－

排水処理　　：活性汚泥法＋重金属処理

煙突　　：高さ４０ｍ

建設費	:	172,000,000	円
用地費	:	16,834,000	円
計	:	188,834,000	円
財源内訳	起　債	100,000,000	円
	一般財源	88,834,000	円

② 稼働状況

平成１０年　１月より休炉、同年３月３１日休止。

平成１４年１１月３０日廃止。

③　余熱利用施設

施設名称　　：青松園

所在地　　：松戸市七右衛門新田３１５－３

敷地面積　　：６６３㎡

建物面積　　：３４６．２１㎡

施設内容　　：和室------１室（４８畳）

洋室------１室

風呂------２室（男・女）

竣工　　：昭和５４年９月

余熱利用施設については、平成１２年４月１日閉館。

④　六和クリーンセンター全体配置図

クリーンセンター

① 施設概要

所在地　：松戸市高柳新田３７番地
都市計画決定　：昭和５０年１２月１８日
都市計画決定面積：　３２，０００㎡
都市計画決定規模：機械炉　３００ｔ／２４ｈ　破砕機　１００ｔ／５ｈ
敷地面積　：　３６，８１６．２１㎡
建築面積　：　４，３３３．７８㎡
着工　：昭和５３年　２月
竣工　：昭和５５年１１月
施工業者　：日本鋼管（株）
炉形式　：全連続燃焼式機械炉（日本鋼管ﾌｪﾙﾝﾄ 式回転ｷﾙﾝ 付）
公称能力　：　１００ｔ／２４ｈ×２基
ピット容量　：　２，０００㎥　（８００ｔ）
ごみクレーン容量：　３．１　㎥
除塵装置　：電気集塵機＋機械集塵機（炉内清掃時のみ）
ガス冷却設備　：廃熱ボイラー方式・水噴霧併用
有害ガス除去設備：噴霧流下式トレイ型（苛性ソーダ水溶液による洗浄）
排水処理　：アルカリ凝集沈澱＋濾過・吸着＋キレート樹脂吸着
処理後、一部を下水道放流
煙突　：高さ５５ｍ
運営形態　：直営および運転業務委託
余熱利用　：プール・老人福祉センターへ給熱

建設費	:		3,528,748,000　円
用地費	:		1,243,205,000　円
計	:		4,771,953,000　円
財源内訳		国庫補助金	1,384,399,000　円
		県補助金	27,869,000　円
		起　債	2,313,300,000　円
		一般財源	1,046,385,000　円

○ 基幹整備工事（１回目）：平成８年９月～ 平成１０年３月

工事費　：　2,472,000,000　円

財源内訳
- 国庫補助金　1,186,949,000 円
- 県補助金　59,347,000 円
- 起　債　1,127,500,000 円
- 一般財源　98,204,000 円

基幹整備工事（２回目）：平成２０年９月～ 平成２１年８月

工事費　：　2,310,000,000　円

財源　（全額起債　2,310,000,000　円）

② 焼却炉系統図

①プラットホーム
②ピットゲート
③ごみピット
④ごみクレーン
⑤クレーン操作室
⑥供給ホッパ
⑦焼却炉本体
⑧乾燥火格子
⑨燃焼火格子
⑩回転キルン
⑪押込送風機
⑫炉温冷却用送風機
⑬スタートバーナ
⑭副煙道
⑮副煙道ダンパ
⑯ガス混合室
⑰ボイラドラム
⑱ボイラ冷却塔
⑲ガス式空気予熱器
⑳電気集じん機
㉑乾式機械集じん機
㉒誘引送風機
㉓ガス洗浄装置
㉔ガス再加熱器
㉕煙道
㉖灰コンベヤ
㉗灰ピット
㉘灰クレーン
㉙飛灰搬出コンベヤ
㉚飛灰サイロ
㉛計量コンベヤ
㉜混合造粒機
㉝製品バンカ
㉞
蒸気式空気予熱器
脱気器
ボイラ給水ポンプ
脱気器給水ポンプ
貯水タンク
場内設備
余熱利用設備
給熱系だめ
高圧系だめ
高圧系脱気器
減温部
急冷洗浄部
排水処理設備
炉内減圧
ごみピット
汚水貯留槽
無機系排水
無機系処理設備
再利用水槽
再利用水
ガス洗浄系排水
ガス洗浄系処理設備
放流水槽
下水道放流
有機系排水

③　余熱利用施設

ア．屋内・屋外施設

施設名称　　：　温水プール・体育室及びテニスコート
所在地　　：　松戸市高柳新田３７番地
敷地面積　　：　５，２７４．９４㎡
建築面積　　：　１，２１６．３７㎡
施設内容　　：　１階　温水プール
　　２５ｍ×１０ｍ・水深 0.8m---1.2m
　　幼児用　４８㎡・水深 0.3m
　　２階　体育室　７００㎡
　　屋外　全天候型テニスコート　３面
竣工　　：　昭和５５年１１月

利用料金

区分	施設	利用単位	利用料金	
			AM9 時から PM5 時	PM5 時から PM9 時
専使用用料	体育室	２時間	２，１６０円	３，２４０円
	テニスコート	１面１時間	４３０円	
普通使用料	体育室	１人２時間	一般　２１０円　中学生以下　５０円	
	温水プール	１人２時間	一般　４１０円　中学生以下　１００円	
		回数券	410 円券　11 枚綴	４，１００円
			100 円券　11 枚綴	１，０００円

※上記使用料金に消費税が含まれています。
回数券及び入場券の料金は、発行の際徴収するものとします。

休館日　　：　月曜日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 4 日）
　　（月曜日が祝日の場合は、その翌日）

イ．六実高柳老人福祉センター

施設名称　　：　いこいホーム
所在地　　：　松戸市高柳１８３２番地
敷地面積　　：　体育施設と同一敷地
建築面積　　：　８６７．７７㎡
竣工　　：　昭和５５年３月
施設内容　　：　和室---------- ４室
　　機能回復訓練室----- ルームウオーカー、ぶら下がり健康器、マッサージ器
　　浴室---------- ２室（男・女）
　　図書室---------- １室
　　相談室---------- １室
　　娯楽室---------- １室
使用方法　　：　年　齢---------- 満６０歳以上の方
　　時　間---------- 午前９時から午後４時３０分
　　料　金---------- 無　料
休館日　　：　月曜日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）

④クリーンセンター全体配置図

⑤　稼　動　状　況

（S. 52. 11. 4　厚生省水道環境部環境整備課長通知に基づく操業データ）

ア．年間稼働時間

炉　名		稼動時間	暦日時間	稼動率	
日本鋼管	1号炉	4,281	8,760	48.9%	
日本鋼管	2号炉	4,624	8,760	52.8%	
	計	8,905	17,520	50.8%	2炉停止日数36日

イ．搬入量　・・・・ P. 56、57　参照

ウ．環境保全に対する工場操業データ　（法令に基づく測定値年間平均）

・ごみ質（乾基準）

測定項目		年平均値	測定項目		年平均値
ごみの種類組成	紙、布類	54.7%	三成分	水分	42.9%
	ﾋﾞﾆﾙ、ｺﾞﾑ、皮革類	3.6%		灰分	10.4%
	木、竹、わら類	11.9%		可燃物	46.7%
	ちゅう芥類	28.6%	低位発熱量・計算値		7,720　J/g
	不燃物類	1.2%	低位発熱量・実績値		8,180　J/g
	その他	0.0%			
単位容積重量		208　kg/㎥			

・ばい煙（酸素12%換算値、但し硫黄酸化物は除く）

測定項目		年平均値	測定項目		年平均値
硫黄酸化物		＜0.02　㎥N/h	塩化水素		2.10 mg/㎥N
ばいじん	除じん前	1.15 g/㎥N	窒素酸化物		29 ppm
	除じん後	0.002 g/㎥N	ダイオキシン類	1号炉	0.23ng-TEQ/㎥N
				2号炉	0.39ng-TEQ/㎥N

・焼却条件

測定項目	年平均値	測定項目	年平均値
熱しゃく減量	2.86%	焼却室出口温度	856 ℃

・放流水の水質

測定項目	年平均値	測定項目	年平均値
水素イオン濃度	7.1	鉛及びその化合物	<0.005　mg/ℓ
生物化学的酸素要求量	13.0mg/ℓ	シアン化合物	不検出　mg/ℓ
浮遊物質量	7.7mg/ℓ	水銀及びその化合物	<0.0005　mg/ℓ
ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	<0.001　mg/ℓ		

和名ケ谷クリーンセンター

① 施設の概要

所在地　：松戸市和名ヶ谷１３４９番地の２
都市計画決定　：平成３年２月２６日
都市計画決定面積：約２４，６００㎡
都市計画決定規模：全連続燃焼式　３００㌧／日
敷地面積　：２６，０６１．７６㎡
建築面積　：　５，８８５．７７㎡
着工　：平成３年１１月
竣工　：平成７年　９月
施工業者　：日立造船株式会社
炉形式　：全連続燃焼式機械炉
公称能力　：１００㌧／２４ｈ×３基
ピット容量　：６，０００㎥
ごみクレーン容量：１０．２㎥
除塵装置　：濾過式集塵機（バグフィルター）
ガス冷却設備　：廃熱ボイラー方式（フルボイラー）
有害ガス除去設備：乾式バグ方式+湿式ガス洗浄方式+無触媒・触媒脱硝方式
排水処理　：生物処理+アルカリ凝集沈澱+濾過・吸着+キレート樹脂吸着処理後、余剰水を下水道放流。
煙突　：高さ　１２５ｍ
運営形態　：運転業務委託
余熱利用　：工場内給湯、冷暖房及び利便施設への熱供給
発　電　　発電規模　　３，１００ｋｗ

建設費	:	24,989,860,000	円
用地費	:	3,905,656,000	円
計	:	28,895,516,000	円
財源内訳	国庫補助金	2,422,500,000	円
	県補助金	139,758,000	円
	起　　債	23,959,700,000	円
	一般財源	2,373,558,000	円

基幹改良工事　：平成２４年６月～平成２７年３月

工事費	:	3,990,000,000	円
財源内訳	国庫交付金	1,838,288,000	円
	起　　債	1,720,600,000	円
	一般財源	431,112,000	円

② 焼却炉系統図

ごみ処理の流れ Waste Processing Flow
ごみ計量機 Truck scale
ごみクレーン Refuse crane
ごみクレーン操作室 Refuse crane operation room
プラットホーム Unloading platform
ごみピット Refuse bunker
ボイラ Boiler
エコノマイザ Economizer
ガス冷却塔 Wet scrubber
ガス冷却器 Gas cooler
バグフィルタ Bag filter
誘引送風機 Induced draft fan
煙突 Stack
脱硝装置 De-NOx reactor
飛灰処理装置 Fly ash treatment equipment
飛灰固化装置 Fly ash solidification equipment
灰クレーン Ash crane
灰ピット Ash bunker
固化灰ピット Solidified fly ash bunker
灰コンベア Ash conveyor
灰搬出装置 Ash extractor
火格子下コンベア Under grate conveyor
蒸気タービン発電 New steam turbine (higher power generation efficiency)
蒸気タービン Steam turbine
蒸気復水器 Steam condenser (condenser part)
ボイラへ To the boiler
低圧蒸気だめ Low pressure steam header
スポーツセンター To the sports center
館内全熱利用 Entire heat use in plant
高圧蒸気だめ High pressure steam header
蒸気式ガス加熱器 Steam type gas heater
材質変更 (蒸気使用量削減) Change of material (uses less steam)
設備改良 (ボンプ高効率化) Improved equipment (more efficient pump, etc.)
低温触媒 (ガス温度低下) Low-temperature catalyst (lowers gas temperature)
排気煙突用 (伝熱効率アップ) Overlay tubing (higher heat transfer efficiency)
新型火格子 (低空気比燃焼) New type of fire grate (low excess air combustion)
燃焼改良 (自動燃焼制御) Improved combustion (lower emissions)
設備改善 (システム最適化) Improved equipment (improved simplicity)
排気煙突用 (消費電力削減) Outside lights are more dark (lower power consumption)
回生コンバータ (エネルギー回収) Regenerative converter (energy recovery)
ごみ流れ Refuse flow
排ガス流れ Flue gas flow
焼却灰流れ Incineration ash flow
飛灰流れ Fly ash flow
蒸気流れ Steam flow
水流れ Water flow
空気流れ Air flow

③　稼　動　状　況

（S. 52. 11. 4　厚生省水道環境部環境整備課長通知に基づく操業データ）

ア．年間稼働時間

炉名		稼動時間	暦日時間	稼動率
日立造船	1号炉	7,055	8,760	80.5%
日立造船	2号炉	6,235	8,760	71.2%
日立造船	3号炉	6,502	8,760	74.2%
	計	19,793	26,280	75.3% 3炉停止日数　11日

イ．搬入量　・・・・ P. 56　参照

ウ．環境保全に対する工場操業データ　（法令に基づく測定値年間平均）

・ごみ質（乾基準）

測定項目		年平均値	測定項目		年平均値
ごみの種類組成	紙、布類	46.7%	三成分	水分	38.6%
	ﾋﾞﾆﾙ、ｺﾞﾑ、皮革類	25.4%		灰分	12.0%
	木、竹、わら類	3.2%		可燃物	49.4%
	ちゅう芥類	20.2%	低位発熱量・計算値		8,300　J/g
	不燃物類	1.0%	低位発熱量・実測値		11,900　J/g
	その他	3.6%			
単位容積重量		177kg/㎥			

・ばい煙（酸素 12% 換算値）

測定項目		年平均値	測定項目		年平均値
硫黄酸化物		＜0.001　㎥N/h	塩化水素		＜ 2.0　mg/㎥N
ばいじん	除じん前	1.893　g/㎥N	窒素酸化物		35　ppm
	除じん後	＜0.001　g/㎥N	ダイオキシン	1号炉	0.01ng-TEQ/㎥N未満
				2号炉	0.01ng-TEQ/㎥N未満
				3号炉	0.01ng-TEQ/㎥N未満

・放流水の水質

測定項目	年平均値	測定項目	年平均値
水素イオン濃度	7.2	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	＜0.001　mg/ℓ
生物化学的酸素要求量	1.0　mg/ℓ	鉛及びその化合物	＜0.005　mg/ℓ
化学的酸素要求量	1.6　mg/ℓ	シアン化合物	不検出　mg/ℓ
浮遊物質量	1.1　mg/ℓ	水銀及びその化合物	＜0.0005　mg/ℓ

・焼却量等

測定項目	年平均値	測定項目	年平均値
熱しゃく減量	3.8%	焼却室出口温度	972　℃

④　余熱利用施設

ア．施設名称　　：　松戸市和名ケ谷スポーツセンター
　所在地　　：　松戸市和名ヶ谷１３６０番地
　敷地面積　　：　１０，４０２．６４㎡
　竣　　工　　：　平成８年３月
　休館日　　：　毎月第三月曜日、年末年始（１２月２９日～１月４日、
　　ただしプールは１月５日まで）
　特　　徴　：　本施設は、隣接した清掃工場の余熱を最大限に活用し、
　　子供からお年寄りの方、また、身障者の方にも利用し易
　　いように配慮し、広く市民にスポーツだけでなく、コミ
　　ュニケーションの場としても提供する施設である。

・子供向けとして	流れるプール、幼児用プール（すべり台付）
・お年寄りの方向けとして	小体育室（屋内ゲートボール場） 風呂（ジャグジー風呂、寝湯等）
・身障者の方向けとして	水深を調整する可動床プール 専用シャワー及びロッカールーム
・一般の方向けとして	体育室、トレーニング室
・コミュニケーション の場の提供として	図書館、多目的ホール、和室 リラックスコーナー

イ．建物の概要

建築物	構　造	鉄筋コンクリート（一部鉄骨構造）
	階　数	地上３階
	建築面積	４，６５６㎡
	延床面積	９，０２６㎡

ウ．設備仕様の概要

収容人数：（想定）　約１，０００人　（プール　約４００人）

各階仕様　１階　床面積　４，３６２㎡
- ・温水プール　２５ｍプール（２５ｍ×１０ｍ　５コース）
- ・流水プール　巾２．８ｍ×約１００ｍ
- ・幼児用プール
- ・その他　ロッカー室、シャワー室、採暖室
駐車場等

２階　床面積　２，９７０㎡
- ・体育室　バスケットボールコート　２面
バレーボールコート　２面
- ・トレーニング室
- ・浴室
- ・図書館
- ・その他　受付事務室、ロッカー室、
シャワー室、器具庫等

３階　床面積　１，６９４㎡
- ・小体育室
- ・和室
- ・多目的ホール
- ・その他

エ．施設利用料金

個人利用（普通使用）料金

施設名	利用単位	料　　金	
体 育 室	１人２時間	一　　般 幼児・小・中学生	３００円 １００円
小体育室	１人２時間	一　　般 幼児・小・中学生	３００円 １００円
温水プール	１人	一　　般 　最初の１時間まで 　以降３０分増すまでごとに 幼児・小・中学生 　最初の１時間まで 　以降３０分増すまでごとに	 ３００円 １５０円 １００円 ５０円
浴　室	１人	一　　般 幼児・小・中学生・６０才以上	４１０円 ２００円
トレーニング室	１人２時間		３００円
多目的ホール	１人２時間		３００円
駐 車 場	１台１回	１時間まで １時間以上４時間未満 ４時間以上	無料 ３００円 ５００円

※体育室・小体育室・トレーニング室・多目的ホールは１時間使用可能

※プリペイドカード使用可能施設　　温水プール・浴室・トレーニング室・駐車場

⑤　和名ケ谷クリーンセンター全体配置図

⑵　資源選別処理施設

資源リサイクルセンター

①　施設概要

所在地　　：松戸市松飛台　２８６番地の１５
都市計画決定　　：昭和５５年　８月
都市計画決定面積：０．５ｈａ
敷地面積　　：４，９５８．６９㎡

ア．新施設

建築面積　　：８７１．２５㎡
着工　　：昭和５５年　９月
竣工　　：昭和５６年　３月
施工業者　　：富士電気総合設備（株）
公称能力　　：５０ｔ／５ｈ
磁力選別機　　：２基
破砕機　　：１基
アルミ缶選別機　：１基
金属プレス機　　：２基（スチール缶、アルミ缶）
集塵設備　　：一式
電動ホイスト　　：２基
手選別ライン　　：生ビン、カレット（色別）に選別
機械選別ライン　：破砕ライン―― 風力複合２段式磁選機により高純度の鉄を回収
運営形態　　：運転委託

建設費　　：　372,000,000　円
用地費　　：　321,000,000　円（全額起債）

建設費財源内訳

国庫補助金	186,000,000	円
県補助金	4,650,000	円
起　　債	145,000,000	円
一般財源	36,350,000	円

イ．**旧施設**

建築面積　　：　５９４．８１㎡
着工　　：昭和５３年　７月
竣工　　：昭和５４年　３月

建設費　　：　（全額一般財源）　49,278,000　円
16,978,000　円（機械設備）
32,300,000　円（建　　物）

※　旧施設は、平成１４年 ４月より稼動中止。
　　機械設備は、平成１４年 ６月末までに撤去している。
※　廃ｶｾｯﾄ缶･ｴｱｿﾞｰﾙ缶処理装置：１基　処理能力　600～ 750 本／h
　　資源リサイクル施設より移設、平成１５年 ６月より稼動。

ストックヤード

竣工　　：平成１４年　９月
容積　　：１４ｍ×１４ｍ×２．５ｍ

ウ．**陶磁器ガラス等処理施設（賃借）**

所在地　　：松戸市松飛台２８６番地の１４
敷地面積　　：５９２．００㎡
竣工　　：平成１３年３月
構造　　：鉄骨造２階建
建築面積　　：３９３．８１㎡
延床面積　　：４４７．１８㎡

エ．**休憩室**

建築面積　　：９３．６０㎡
着工　　：平成　３年１０月
竣工　　：平成　４年　３月
建設費　　：29,664,000 円
（全額一般財源）

オ．**資源リサイクル施設（多目的倉庫）**

所在地　　：松戸市五香西５丁目１９番地の１１
敷地面積　　：２，６４７．００㎡
着工　　：平成　２年１０月
竣工　　：平成　３年　３月
管理棟建築面積　　：３３．３５㎡
倉庫建築面積　　：３８２．２０㎡
建設費　　：65,683,100 円　（全額一般財源）

② 稼働状況

ア．年間稼働日数

機器番号	稼働日数	暦日数	稼働率
選別ライン	３０６日	３６５日	８３．８%

イ．処理量　・・・・P59 参照

③　選別処理系統図

システムフロー図
粗大ゴミ投入エプロンコンベヤ
破砕機
破砕物搬出コンベヤ
接続コンベヤ(4)
接続コンベヤ(3)
アルミ選別機
複合二段磁選機ブロア
複合二段磁選機
鉄類搬出ホッパ
埋立物搬出ホッパ
アルミ搬出コンベヤ(1)
可燃ホッパ
エアーコンプレッサー(2)
第4手選別コンベヤ
カレット搬出ホッパ
電動ホイスト(3)
アルミ搬出コンベヤ(2)
接続コンベヤ(2)
非鉄類
バグフィルター
サイクロン集塵機(1)
吊下式磁選機(1・2)
生ビン搬送コンベヤ(1)
生ビン搬送コンベヤ(2)
金属ホッパ
鉄類
金属圧縮機
サイクロン集塵機(2)
バグフィルター
カレット搬出コンベヤ(2)
カレット貯留ピット
第2・第3手選別コンベヤ
エアーコンプレッサー(3)
排風機
ビニール搬出コンベヤ(2)
ビニール搬出コンベヤ(1)
生ビン搬送コンベヤ(3)
エアーコンプレッサー(4)
カレット搬出コンベヤ(1)
カレット貯留ピット
エアーコンプレッサー(1)
電動ホイスト(2)
電動ホイスト(1)
定量供給装置
不燃物投入エプロンコンベヤ

⑶　粗大ごみ圧縮処理施設（破砕・圧縮梱包）

日暮クリーンセンター

①　施設概要

所在地　　：松戸市五香西５丁目１４番地の１
都市計画決定　　：昭和６１年１２月５日
都市計画決定面積：約　８，０００㎡
都市計画決定規模：４０ｔ／５ｈ×２基
敷地面積　　：９，１６８．７０㎡（道路用地　１，４８６．７０㎡含む）
建築面積　　：２，５９９．５２㎡（延べ面積　２，７０９．０６㎡）
着工　　：昭和６１年１２月
竣工　　：昭和６３年　３月（資源選別システム　平成４年５月）
施工業者　　：手塚興産（株）他５社
処理方式　　：圧縮梱包方式（横型圧縮プレス機）
公称能力　　：４０ｔ／５ｈ×２基
処理能力　　：剪断式破砕機　５ｔ／５ｈ×１基　切断能力　１５０ｔ
回転式横型破砕機　５０ｔ／５ｈ×１基
反発係数式選別機　２５ｔ／５ｈ×２基
圧縮梱包機　　４０ｔ／５ｈ×２基
油圧三方締・主押能力３５０ｔ
梱包装置　　：スチールバンド横三条結束
ピット容量　　：１，６００㎥
ごみクレーン容量：バケット容積　８㎥
搬送設備　　：自動搬送機×２基（サイドフォーク式）
計量設備　　：トラックスケール　１基（最大秤量　３０ｔ）
集塵脱臭設備　　：バグフィルター＋活性炭吸着（２基）
消毒設備　　：噴霧式
運営形態　　：運転管理業務委託

建設費	:	1,131,850,000 円
用地費	:	374,992,459 円
計		1,506,842,459 円
財源内訳	国庫補助金	674,375,000 円
	県補助金	16,859,000 円
	起　　債	706,000,000 円
	一般財源	109,608,459 円

② 圧縮処理系統図

③ 施設の特徴

この施設は、リサイクルするプラスチック及び粗大ごみを圧縮・梱包し、主として、容器包装プラスチックを指定法人に搬出するための中間処理を行なっている施設です。

ア. ごみの投入から梱包までを自動的に処理するとともに、施設内の搬送はコンピュータ制御によるロボットが行い、安全清潔な作業環境を確保しています。

イ. 常温処理により環境汚染の心配がなく、また約 1/7 から 1/10 と容積を大幅に減少し、輸送効率を高めています。

ウ. ごみの計量は、全て（業者別・排出源別等）カードにより識別しコンピュータにより自動計算されています。

④　日暮クリーンセンター全体配置図

⑤　稼　働　状　況

ア．年間稼働日数

機器番号	稼働日数	暦日数	稼働率
破 砕 機	２２７日	３６５日	６２．２％
１号機	２３０日	３６５日	６３．０％
２号機	２９５日	３６５日	８０．８％

イ．処理量　・・・・P56 参照

ウ．環境保全に対する工場操業データ（法令に基づく測定値年間平均）

該当項目なし

⑷　最終処分場

日暮最終処分場

①　施設概要

施設名称　　：一般廃棄物日暮最終処分場
所在地　　：松戸市五香西５丁目３５番地の８他
面積　　：９，４４０㎡（埋立地面積　８，５８７㎡）
地目　　：山　林
埋立方式　　：サンドイッチ方式
埋立容量　　：３５，７２７㎥
埋立内容物　　：不燃ごみ（高分子系ごみを含む）
埋立開始　　：昭和６０年４月
遮水方式　　：ゴムシート
排水処理方式　　：回転円盤方式＋高度処理
流入水量　　：最大　４９㎥／２４ｈ　（平均　２３㎥／２４ｈ）
排水放流時間　　：２４時間／日
放流水水質　　：ＢＯＤ　10ｐｐｍ、
　　ＳＳ　　10ｐｐｍ、PH　5.8～8.6
用地権利関係　　：一部借地

②　稼働状況

ア．処理量　・・・・P56～57 参照

イ．環境保全に対する工場操業データ（ 法令に基づく測定値年間平均）

・放流水の水質

測　定　項　目	年 平 均 値	測　定　項　目	年 平 均 値
水素イオン濃度	7.4	ｶﾄﾞﾐｳﾑ 及びその化合物	＜ 0.001 mg/ℓ
生物化学的酸素要求量	1.1 mg/ℓ	鉛及びその化合物	＜ 0.001　mg/ℓ
化学的酸素要求量	2.1 mg/ℓ	シアン化合物	不検出
浮遊物質量	1.1 mg/ℓ	水銀及びその化合物	＜ 0.0005mg/ℓ
大腸菌群数	不検出		

最終処分場の変遷

年度 名称	期　　間　　（年／月）
市設置処分場	
紙　　敷	S41/10 ---------- S50/12
和名ヶ谷	S43/5------S45/3
大谷口	S43/11-----S45/10
松飛台	S44/4----------S48/3
根木内	S45/10-------S47/3
秋　　山	S45/4----------S49/12
河原塚	S50/12------S51/7
千駄堀	S51/7----------S62/3
和名ヶ谷	S51/5----S52/3
印旛村	S56/9----------S62/3
日　　暮	S60/4----------

⑸　し尿処理施設

東部クリーンセンター

①　施設概要

所在地　　：松戸市高塚新田３５２番地

都市計画決定　　：昭和５３年　７月

都市計画決定面積：４５，０００㎡

敷地面積　　：５９，７７９．２２　㎡

建築面積　　：　３，４０７．６８　㎡

着工　　：昭和５４年　２月

竣工　　：昭和５６年　１月

施工業者　　：荏原インフィルコ（株）　（現・水 ing（株））

公称能力　　：２００kℓ／２４ｈ（生し尿　　１２０kℓ／２４ｈ）

（浄化槽汚泥　　８０kℓ／２４ｈ）

処理方式　　：標準脱窒素処理（低希釈２段活性汚泥法）＋高度処理

（凝集沈殿，オゾン，砂ろ過，活性炭）

希釈水　　：工業用水

脱臭設備　　：酸アルカリ洗浄＋活性炭脱臭設備（高濃度臭気）

特殊活性炭脱臭設備（中・低濃度臭気）

運営形態　　：運転業務委託

併設施設　　：東部スポーツパーク

建設費	:	4,457,993,000 円
用地費	:	1,958,740,000 円
計		6,416,733,000 円
財源内訳	国庫補助金	2,041,657,000 円
	県補助金	115,597,000 円
	起債	3,828,200,000 円
	一般財源	431,279,000 円

② 処理施設フローシート

③　併設施設

ア．東部老人福祉センター

所在地　　：松戸市紙敷９５３番地の２
敷地面積　　：１，０９４．５６ ㎡
建築面積　　：　　２１５．５０ ㎡
施設内容　　：和室　----２室
浴室　----２室（男・女）
談話室----１室
竣工　　：昭和５６年３月
使用方法　　：年齢----市内に居住する満６０歳以上の方
時間----午前９時から午後４時３０分
料金----無料

イ．東部スポーツパーク

（ア）体育館

所在地　　：松戸市高塚新田４２７番地
敷地面積　　：３，０６２．５０ ㎡
建築面積　　：１，３２４．３８ ㎡
施設内容　　：１階----体育室
２階----会議室・和室・図書館分館
竣工　　：昭和５５年３月

（イ）プール

敷地面積　　：１，３００．００ ㎡
施設内容　　：一般用　２５ｍ×１５ｍ　水深 1.0m -- 1.4m
幼児用　８３㎡　　水深 0.5m
竣工　　：昭和５５年７月

（ウ）テニスコート

施設内容　　：ウレタン系全天候型コート　３面
竣工　　：昭和５５年１１月

（エ）野球場

施設内容　　：面積　７，９８５．５５ ㎡　（両翼　９０ｍ）
竣工　　：昭和５６年３月

ウ．施設利用料金

区分	利用施設		利用単位	使用料金 AM9 時から PM5 時	使用料金 PM5 時から PM9 時
専用使用料	体育館	体育室	２時間	２，１６０円	３，２４０円
		会議室	１室１時間	２１０円	３２０円
		和　室	１時間	２１０円	３２０円
	プール		２時間	こどもプールのみ　１，６２０円 ２５ｍプールのみ　３，２４０円 プール全面　４，８６０円	
	ﾃﾆｽｺｰﾄ		１面１時間	４３０円	
	野球場		２時間	３，２４０円	
普使用通料	体育室		１人２時間	一般　２１０円　中学生以下　５０円	
	プール		１人２時間	一般　２００円　中学生以下　無料	

注）１．松戸市民以外の方が使用する場合の使用料はこの表に定める額の 100%増しです。
※休業日 --- 月曜日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 4 日）
ただし、東部老人福祉センターの休業日は（12 月 29 日から 1 月 3 日）までとなります。

④　施設全体配置図

⑤　施設の特徴

ア．処理施設を全て地下に入れ、地上には管理施設のみとした全国的にも珍しいし尿処理施設である。

イ．し尿処理施設には中央操作システム・ペーパーレスデータレコーダー・ＩＴＶによる監視設備が整備されている。

ウ．水処理は、標準脱窒素処理に高度処理をプラスし、十倍希釈しながらＢＯＤ５ｍｇ／ℓ 以下の水質を得て放流される。

⑥ 稼 動 状 況

ア. 年間稼働日数

系列	稼動日数	暦日数	稼動率
第一系列	324　日	365　日	88.8%
第二系列	41　日	365　日	11.2%

イ. 処理量　　・・・・・ P.89　参　照

ウ. 環境保全に対する工場操業データ（年間平均値）

測定項目	単位	し尿・浄化槽汚泥	放流水
水温	℃	――――	25.1
ＰＨ	―	6.8	6.6
色度	度	――――	＜1
透視度	cm	――――	＞100
COD	mg/ℓ	4,000	0.7
BOD	mg/ℓ	3,500	0.5
SS	mg/ℓ	8,200	＜1.0
全窒素	mg/ℓ	680	1.6
塩化物イオン	mg/ℓ	220	100
全リン	mg/ℓ	130	0.01
大腸菌群数	個/mℓ	――――	＜30

Ⅷ　参考資料

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 ･････････ １２３
松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則･ １３３
松戸市廃棄物処理要領 ･････････････････････････････ １４０
一般廃棄物処理業の許可及び業務指導要綱 ･････････････ １４３
松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則
　に掲げる許可基準等の詳細を定める要領 ･････････････ １５０
浄化槽清掃業の許可及び業務指導要綱･･････････････････ １５４
松戸市公衆便所の設置及び管理に関する条例 ･････････････ １５６
公衆便所の概要 ･･････････････････････････････････････ １５７
松戸市リサイクル活動奨励金交付規則 ･･････････････････ １５８
生ごみ処理容器等補助金交付規則 ･･････････････････････ １６２
機密等に属する廃棄文書類の回収要領 ･･････････････････ １６４
松戸市廃棄物減量等推進員要綱 ･････････････････････････ １６６
松戸市ごみ減量・リサイクル協力店実施要綱 ･････････････ １６８
一般廃棄物処理計画 ･････････････････････････････････ １７０
塵芥収集業務委託業者名簿 ･･････････････････････････････ １９０
し尿収集業務委託業者名簿 ･･････････････････････････････ １９０
一般廃棄物処理業(収集運搬業)許可業者名簿 ･････････････ １９１
一般廃棄物処理業(処分業)許可業者名簿 ･････････････････ １９２
浄化槽清掃業許可業者名簿 ･･････････････････････････････ １９２

Ⅷ　参　考　資　料

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

平成５年９月２４日
松戸市条例第19号全部改正

目次

第1章　総則(第1条―第6条)
第2章　廃棄物の減量(第7条―第18条)
第3章　廃棄物の適正処理(第19条―第34条)
第4章　良好な地域環境の保全(第35条―第38条)
第5章　手数料(第39条―第41条)
第6章　市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等(第42条―第47条)
第7章　雑則(第48条―第51条)
第8章　罰則(第52条)
附則

第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は、市、事業者及び市民が一体となって、廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用等による廃棄物の減量を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりの推進を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　家庭廃棄物　一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(2)　事業系廃棄物　事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(3)　事業系一般廃棄物　事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(市の責務)

第3条　市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用等による廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図るものとする。

2　市は、再生品を使用するとともに、市民及び事業者と連携して再生品の需要の拡大を図るよう努めるものとする。

3　市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4　市は、学校教育、社会教育等を通じて、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条　事業者は、廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用等を促進することにより、廃棄物を減量しなければならない。

2　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3　事業者は、単独に又は他の事業者と共同して、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
4　事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）
第5条　市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再生利用等を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
2　市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。
3　市民は、環境との共生に配慮した商品を選択することにより、生産、流通、消費及び廃棄の構造を変えていくことができることを認識して行動するよう努めなければならない。

（一般廃棄物処理計画）
第6条　市長は、一般廃棄物の処理に関する基本計画を定めるものとする。
2　市長は、前項の基本計画に基づき、毎年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。
3　市長は、一般廃棄物処理計画を変更したときは、その都度告示するものとする。

第2章　廃棄物の減量

（廃棄物の減量）
第7条　市長は、廃棄物の分別収集、廃棄物の処理施設における資源の回収等を行うことにより廃棄物の減量に努めるものとする。

（再生利用等に関する計画）
第8条　市長は、再生利用等による廃棄物の減量を促進するため、再生利用等に関する計画を定めるものとする。

（廃棄物減量等推進員）
第9条　市長は、再生利用等による廃棄物の減量、一般廃棄物の適正処理等に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱する。
2　廃棄物減量等推進員は、再生利用等による廃棄物の減量、一般廃棄物の適正処理等のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

（資源回収業者への協力要請及び支援）
第10条　市長は、再生利用等を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めるものとする。

（事業者による廃棄物の減量）
第11条　事業者は、再生利用等の可能な物の分別の徹底を図る等再生利用等を促進するために必要な措置を講ずることにより、廃棄物を減量しなければならない。

（廃棄物の発生抑制等）
第12条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確保その他の廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を使用すること等により資源の有効利用に努めなければならない。

（適正包装等）
第13条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。
2　事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又は返却しようとする場合には、回収等に努めなければならない。

（多量排出事業者の義務）
第14条　事業者のうち事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者で規則で定めるもの（以下「多量排出事業者」という。）は、市長の指導に従い、再生利用等を促進することにより、事業系一般廃棄物を減量しなければならない。
2　多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。
3　多量排出事業者は、規則で定めるところにより、当該事業所から生じる事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

（改善勧告）
第15条　市長は、多量排出事業者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるべきことを勧告することができる。

（受入拒否）
第16条　市長は、多量排出事業者が前条に規定する勧告に従わないときは、当該事業者が排出する事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

（自主的行動）
第17条　市民は、家庭廃棄物の分別を行うとともに、集団回収その他の再生利用等を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

（商品の選択等）
第18条　市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び資源の有効利用に配慮した商品を選択するように努めなければならない。
2　市民は、使用後の製品又は包装若しくは容器を回収する等の再生利用等を促進するための事業者の活動に協力するよう努めなければならない。

第3章　廃棄物の適正処理

（市の一般廃棄物の処理）
第19条　市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理するものとする。
2　市長は、一般廃棄物処理計画に従い、事業系一般廃棄物を家庭廃棄物の処理に支障がない限りにおいて処理するものとする。

（事業系一般廃棄物の処理）
第20条　事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合は、その種類ごとに、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準、同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準その他生活環境の保全上支障が生じない方法により、運搬し、又は処分しなければならない。
2　事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しない場合は、廃棄物の収集、運搬若

しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。
3　事業者は、事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者に収集させるに際して、一般廃棄物処理計画及び市長が定める方法に従うとともに、その排出場所の清潔を保持しなければならない。

（家庭廃棄物の処理）
第21条　市民は、生活環境の保全上支障が生じない方法により容易に処分することができる家庭廃棄物は、自ら処分するよう努めなければならない。
2　市民は、家庭廃棄物の収集を受けるに際して、分別の方法、排出の方法等について一般廃棄物処理計画及び市長が定める方法に従うとともに、相互に協力し、家庭廃棄物の集積場所の清潔を保持しなければならない。
3　市長又は市長が家庭廃棄物の収集及び運搬業務を委託した者以外の者は、家庭廃棄物の集積場所に排出された家庭廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

（排出規制物）
第22条　市民又は事業者は、一般廃棄物処理計画に従い行われる一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。
(1)　有害性の物
(2)　危険性のある物
(3)　引火性のある物
(4)　火気のある物
(5)　容積又は重量が著しく大きい物
(6)　著しく悪臭を発する物
(7)　特別管理一般廃棄物に指定されている物
(8)　前各号に掲げる物のほか、市の処理業務を困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物
2　市民又は事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を市の処理施設に搬入してはならない。
3　市民又は事業者は、第1項各号に掲げる一般廃棄物の処分等をしようとするときは、市長が定める方法に従わなければならない。

（処理施設への搬入の承認）
第23条　市民又は事業者は、一般廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（処理施設の受入基準等）
第24条　市民又は事業者は、一般廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、搬入できる一般廃棄物の種類、性状等について市長が定める受入基準及び市長の指示に従わなければならない。
2　市長は、市民又は事業者が前項の受入基準又は市長の指示に従わないときは、当該一般廃棄物を市の処理施設に受け入れることを拒否し、持ち帰らせることができる。

（一般廃棄物収集運搬業者の処理施設への搬入）
第25条　第22条第2項、第23条及び前条の規定は、一般廃棄物収集運搬業者が業として一般廃棄物を市の処理施設に搬入する場合について準用する。

（事業者の処理の届出）
第26条　市の処理施設において処理する事業系一般廃棄物を排出する事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その廃棄物の種類及び処理の方法その他必要な事項を市長に届け出なければならない。
2　市長は、前項の規定による届出を受理したときは、届出済証を交付する。
3　前項の届出済証の交付は、届出事業者に市の処理施設における処理の権利を与えるものではない。

（勧告及び公表）
第27条　市長は、前条第1項に規定する届出を行わない事業者に対し、期限を定めて、当該届出をすべきことを勧告することができる。
2　市長は、前項の規定により勧告を受けた事業者が、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
3　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表をされるべき者にあらかじめその理由を通知し、意見の聴取を行わなければならない。

（受入拒否）
第28条　市長は、前条第2項の規定により公表をした後において、なお、事業者が同条第1項の規定による勧告に従わないときは、当該事業者が排出する事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

（事業系一般廃棄物等の保管場所の設置）
第29条　事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。
2　事業者は、その建物又は敷地内に再生利用等の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

（事業者の中間処理義務等）
第30条　事業者は、廃棄物の処理に当たっては、その減量を図るため、再生、破砕、圧縮、焼却、脱水等の処理（以下「中間処理」という。）を行わなければならない。
2　市長は、特に必要と認めるときは、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を中間処理して排出するよう指示することができる。
3　市長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を分別して排出するよう指示することができる。

（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物）
第31条　市長は、一般廃棄物の処理及び市の処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。
2　市長は、前項に規定する一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物を指定する。
3　市長は、前項に規定する一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理について、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

（準用）
第32条　第19条第1項、第22条第2項、第23条、第24条及び第26条から第30条までの規定は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

（共同住宅等における家庭廃棄物の集積場所の設置）
第33条　規則で定める共同住宅等を建設しようとする者は、当該共同住宅等又はその敷地内に市長が定める基準に従い、家庭廃棄物の集積場所を設置しなければならない。

（適正処理困難物の指定等）
第34条　市長は、製品、容器等で、廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。
2　市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう協力を求めることができる。

第4章　良好な地域環境の保全

（環境の保全）

第35条　市民又は事業者は、その占有し、又は管理する土地又は建物及びその周辺の清潔の保持に努めるとともに、相互に協力し、良好な地域環境の保全に努めなければならない。

（公共の場所の清潔の保持等）

第36条　公園、広場、道路、河川その他の公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられないよう努めなければならない。

2　前項の管理者は、再生利用等を促進するため、再生利用等が可能な廃棄物を分別して回収できるような施設、設備等を備えるよう努めなければならない。

（空き地の管理）

第37条　空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。

2　前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

（飲料容器等の散乱防止）

第38条　飲料容器等の散乱を防止するため、容器入り飲料等の製造、加工、販売等を行う事業者は、市民がその容器を不要とし、又は返却しようとする場合には、回収に努めなければならない。

2　容器入り飲料等の自動販売機の所有者又は管理者は、その飲料容器等を分別し、回収するための専用容器を設置するよう努めなければならない。

第5章　手数料

（廃棄物処理手数料）

第39条　一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理についての手数料は、別表に定めるところにより算出した額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）（市が粗大ごみを収集運搬した場合における手数料にあっては、同表に定める額）とする。

（手数料の減免）

第40条　市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条に規定する廃棄物処理手数料を減免することができる。

（許可申請手数料）

第41条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

(1)　一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者　1件につき10,000円

(2)　一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者　1件につき10,000円

(3)　一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの　1件につき10,000円

(4)　一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの　1件につき10,000円

(5)　浄化槽清掃業の許可を受けようとする者　1件につき10,000円

(6)　許可証の再交付を受けようとする者　1件につき6,000円

第6章　市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等

（縦覧等の対象となる施設）
第42条　法第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第9条の3の3第2項（同条第3項におい
て読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第9条の3第1項又は法第9条の3の3第1項に規定する調査（第46条において「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、次のとおりとする。
(1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設
(2)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

（縦覧等の告示）
第43条　市長は、法第9条の3の3第2項又は法第9条の3の3第2項の規定により、調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を告示するものとする。

（縦覧の場所及び期間）
第44条　法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項の規定による調査書の縦覧の場所は、前条の規定による告示において指定する。
2　法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項の規定による調査書の縦覧期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。ただし、市長は、非常災害時において緊急の必要があると認めるときは、この期間を短縮することができる。

（意見書の提出先及び提出期限）
第45条　法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項の規定により対象施設の設置又は変更（法第9条の3第8項（法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出を要する変更に限る。次条及び第47条において同じ。）に関し利害関係を有する者が意見書を提出する場合の提出先は、第43条の規定による告示において指定する。
2　法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項の規定による調査書の提出期限は、前条第2項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過した日までとする。

（環境影響評価との関係）
第46条　対象施設の設置又は変更に関し、環境影響調査法（平成9年法律第81号）又は千葉県環境影響評価条例（平成10年千葉県条例第26号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続きを経たものは、前3条に規定する手続きを経たものとみなす。

（他の市町村との協議）
第47条　市長は、施設の設置又は変更に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に調査書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続きの実施について協議するものとする。
(1)　施設を他の市町村の区域に設置するとき。
(2)　施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
(3)　施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に本市の区域に属しない地域が含まれているとき。

第7章　雑則

（報告の徴収）

第48条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）
第49条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（技術管理者の資格）
第50条　法第21条第３項の規定により条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。
(1)　技術士法（昭和58年法律第25号）第２条第１項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第２次試験に合格した者に限る。）
(2)　技術士法第２条第１項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、１年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
(3)　２年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
(4)　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、２年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(5)　学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、３年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(6)　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、４年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(7)　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、５年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(8)　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、６年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(9)　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、７年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(10)　10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(11)　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（委任）
第51条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章　罰則

第52条　第21条第3項の規定に違反し、又はさせた者は、50,000円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）
1　この条例は、平成6年4月1日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行前に改正前の松戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3　別表の規定は、平成6年4月分の廃棄物処理手数料から適用し、同年3月分までの廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
(一般廃棄物処理手数料の特例)
4　平成8年度分及び平成9年度分の一般廃棄物処理手数料(平成9年度分にあっては、粗大ごみ処理手数料を含む。)に限り、別表の規定の適用については、同表中「16円」とあるのは、平成8年度分にあっては「11円」と、平成9年度分にあっては「13円」とする。

附　則(平成7年12月22日松戸市条例第44号)
(施行期日等)
1　この条例は、平成8年4月1日から施行する。
2　この条例による改正後の松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定は、平成8年4月分以後の廃棄物処理手数料について適用し、同年3月分までの廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附　則(平成8年9月26日松戸市条例第16号抄)
(施行期日)
1　この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附　則(平成8年9月26日松戸市条例第18号)
この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附　則(平成12年12月22日松戸市条例第49号)
(施行期日等)
1　この条例は、平成13年4月1日から施行する。
2　第19条の規定による改正後の松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定は、平成13年4月分の廃棄物処理手数料から適用し、同年3月分までの廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附　則(平成13年3月28日松戸市条例第13号)
この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附　則(平成17年3月31日松戸市条例第10号)
この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第6章の次に1章を加える改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

附　則（平成24年12月21日松戸市条例第31号）
この条例は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年12月24日松戸市条例第31号）
（施行期日等）
1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。
2　この条例による改正後の松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定は、平成26年4月分以降の廃棄物処理手数料について適用し、同年3月分までの廃棄物手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成28年12月26日松戸市条例第45号）
この条例は、公布の日から施行する。

別表(第39条関係)

廃　棄　物　処　理　手　数　料

<table>
<tr><th rowspan="2">廃棄物の種別</th><th colspan="4">取扱区分別手数料等</th></tr>
<tr><th>取扱区分</th><th colspan="3">手数料</th></tr>
<tr><td>一般廃棄物(粗大ごみ・浄化槽汚泥・し尿及び動物死体を除く。)</td><td>処分</td><td colspan="3">1キログラムにつき　16円</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物</td><td>処分</td><td colspan="3">1キログラムにつき　28円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">粗大ごみ</td><td>市が収集運搬した場合</td><td colspan="3">1点につき　1,000円</td></tr>
<tr><td>市民が自ら搬入した場合</td><td colspan="3">1キログラムにつき　16円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">動物死体</td><td>市が収集運搬した場合</td><td colspan="3">1頭につき　1,500円</td></tr>
<tr><td>市民が自ら搬入した場合</td><td colspan="3">1頭につき　1,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="9">し尿</td><td rowspan="7">人頭制</td><td>世帯人数</td><td>くみ取り手数料(月額)</td><td>くみ取り回数</td></tr>
<tr><td>1人</td><td>420円</td><td rowspan="6">原則として月1回又は月2回</td></tr>
<tr><td>2人</td><td>630円</td></tr>
<tr><td>3人</td><td>840円</td></tr>
<tr><td>4人</td><td>1,260円</td></tr>
<tr><td>5人</td><td>1,470円</td></tr>
<tr><td>6人以上</td><td>1,470円に、1人増すごとに210円を加算した額</td></tr>
<tr><td>従量制</td><td colspan="2">1リットル当たり　7.9円</td><td>随時</td></tr>
<tr><td>許可業者が搬入する場合</td><td colspan="3">1.8キロリットルにつき　500円</td></tr>
<tr><td>浄化槽汚泥</td><td>処分</td><td colspan="3">1.8キロリットルにつき　500円</td></tr>
</table>

備考

1　一般廃棄物(市民が自ら搬入した場合における粗大ごみを含む。)及び産業廃棄物の重量が、20キログラム未満の場合は、それぞれ20キログラムとして算定する。

2　この表において「粗大ごみ」とは、一般廃棄物処理計画に定められている粗大ごみをいう。

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

［平成６年３月３１日
松戸市規則第１２号全部改正］

（趣旨）

第１条　この規則は、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成５年松戸市条例第１９号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（再生利用等に関する計画）

第２条　条例第８条に規定する再生利用等に関する計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

⑴　市民及び事業者が主体となって実施する再生利用等の促進に関する事項

⑵　市が実施する再生利用等に係る施策に関する事項

⑶　その他市長が必要と認める事項

（多量排出事業者）

第３条　条例第１４条第１項に規定する多量排出事業者は、次の各号に掲げる事業者とする。

⑴　一の建物（大規模小売店舗立地法施行令（平成１０年政令第３２７号）第１条に規定する一の建物を含む。）であって、その建物内の店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第２条第１項に規定する店舗面積をいう。）の合計が５００平方メートルを超えるものを所有し、管理し、又は占有する事業者で市長が指定するもの

⑵　前号に定めるもののほか、事業の用に供する建築物の部分の延べ床面積を 3,０００平方メートル以上を占有する事業者で、当該事業の内容を考慮して市長が指定するもの

⑶　その他事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者として市長が指定するもの

２　市長は、前項の規定により多量排出事業者を指定したときは、書面によりその旨を当該事業者に通知するものとする。

（減量計画書）

第４条　条例第１４条第３項に規定する事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書は、次の各号に掲げる事項を記載した減量計画書とする。

⑴　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

⑵　条例第１４条第２項に規定する事業系一般廃棄物管理責任者の氏名及び役職名

⑶　事業系一般廃棄物の発生量及び処理の方法

⑷　事業系一般廃棄物の減量の方策及び目標

⑸　事業系一般廃棄物及び再生利用等の対象となる物の保管場所

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　前項の減量計画書は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの間について作成するものとし、毎年度市長が定める時期までに提出しなければならない。

（処理の申請）

第５条　一般廃棄物処理計画に基づき、次の各号に定める一般廃棄物の処理を必要とする者は、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。し尿処理に係る申請事項に変更が生じたときも、また、同様とする。

⑴　動物死体　動物死体処理申請書（第１号様式）
⑵　し尿・人頭制　し尿処理/申請書/申請事項変更届（第２号様式）
⑶　し尿・従量制　し尿処理/申請書/申請事項変更届（第３号様式）

（事業者の処理の届出）

第６条　条例第２６条第１項に規定する届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により、新たに事業を開始した日から１年を経過する日までに行わなければならない。ただし、し尿及び浄化槽汚泥については、この限りでない。

⑴　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
⑵　事業系一般廃棄物の発生状況
⑶　事業系一般廃棄物の処理状況
⑷　その他市長が必要と認める事項

（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物）

第７条　事業者は、条例第３１条第２項の規定により市長が指定した一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物搬入申請書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

（共同住宅等における家庭廃棄物の集積場所の設置）

第８条　条例第３３条の規則で定める共同住宅等は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　１０戸以上の共同住宅、長屋住宅及び寄宿舎
⑵　平面開発による５宅地以上の建売住宅及び１戸建賃貸住宅

２　前項各号に掲げる建築物の建設事業を施行しようとする者は、家庭ごみ集積所設置申請書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（適正処理困難物の指定等）

第９条　市長は、条例第３４条の規定に基づき適正処理困難物を指定したときは、当該適正処理困難物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示するものとする。

（一般廃棄物処理業の許可の申請）

第１０条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）第７条第１項若しくは第６項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物処理業」という。）の許可を受けようとする者又は同条第２項若しくは第７項の規定により一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処理業（許可・許可更新）申請書（第６号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業の範囲の変更の許可の申請）

第１１条　法第７条の２第１項の規定により一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業変更許可申請書（第７号様式）を市長に提出しなければならない。

（浄化槽清掃業の許可の申請）

第１２条　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第３５条第１項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（第８号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可証の交付）

第１３条　市長は、一般廃棄物処理業の許可又は浄化槽清掃業の許可をしたときは、一般廃棄物処理業許可証（第９号様式）又は浄化槽清掃業許可証（第１０号様式）を申請者に交付するものとする。

２　前項の許可証の交付を受けた者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
３　一般廃棄物処理業の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）又は浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、許可証を紛失し、き損し、又は汚損したときは、速やかに一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（第１１号様式）又は浄化槽清掃業許可証再交付申請書（第１２号様式）を市長に提出して許可証の再交付を受けなければならない。

（一般廃棄物処理業に係る変更事項の届出）

第１４条　一般廃棄物処理業者は、法第７条の２第３項の規定により許可申請事項の変更の届出をするときは、一般廃棄物処理業許可申請事項変更届（第１３号様式）を市長に提出しなければならない。
２　浄化槽清掃業者は、浄化槽法第３７条の規定により許可申請事項の変更の届出をするときは、浄化槽清掃業許可申請事項変更届（第１４号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可の取消し等）

第１５条　市長は、一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
⑴　法、浄化槽法、条例又はこの規則に違反したとき。
⑵　偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
⑶　許可基準又は許可条件に該当しなくなったとき。
⑷　正当な理由がなく、１か月以上許可を受けた日から開業せず、又は１か月以上休業したとき。
⑸　廃棄物処理手数料を３か月以上滞納したとき。

（許可証の返還）

第１６条　一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者は、業務の全部を廃止したとき又は許可を取り消されたときは、速やかに一般廃棄物処理業許可証又は浄化槽清掃業許可証を市長に返還しなければならない。

（業務の廃止）

第１７条　一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者は、許可に係る業務を廃止したときは、一般廃棄物処理業廃止届（第１５号様式）又は浄化槽清掃業廃止届（第１６号様式）を市長に提出しなければならない。

（し尿処理手数料の適用範囲）

第１８条　し尿処理手数料（許可業者が搬入する場合を除く。）の適用範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
(1)　従量制　次のとおりとする。
ア　簡易水洗式便器を使用する住宅から収集運搬する場合
イ　共同便槽を使用する共同住宅から収集運搬する場合
ウ　ア及びイに掲げる場合のほか、商店、会社等で人頭制による手数料の算定が不適当であると市長が認めた場合
(2)　人頭制　前号アからウまでのいずれにも該当しない場合

（し尿処理手数料における世帯人数の算定）

第１９条　人頭制によるし尿処理手数料における世帯人数は、毎月１日現在において、その

世帯を構成する人員（２歳未満児を除く。）の総数とする。

２　市長は、人頭制によるし尿処理手数料における世帯人数について、毎年１月及び６月（以下「認定月」という。）の１日現在において調査を行うものとし、その結果申請時において２歳未満児であった者が２歳に達しているときは、認定月が１月であるときは４月から、認定月が６月であるときは１０月からそれぞれ世帯人数に繰り入れるものとする。

（し尿処理手数料徴収の区分）

第２０条　新たに便所の使用を開始した場合又は転出その他の理由により便所の使用を廃止した場合における人頭制によるし尿処理手数料の徴収は、次の各号に定めるところによる。

⑴　使用開始の日がその月の１５日以前であるときはその月分から徴収し、その月の１６日以後であるときは翌月分から徴収するものとする。

⑵　使用廃止の日がその月の１５日以前であるときはその月分は徴収しないものとし、その月の１６日以後であるときはその月分を徴収するものとする。

（廃棄物処理手数料の徴収方法）

第２１条　条例第３９条に規定する廃棄物処理手数料の徴収は、次の各号に定めるところによる。

⑴　し尿処理手数料にあっては、納入通知書（第 17 号様式、第 18 号様式及び第 19 号様式）又は納付書（第 20 号様式及び第 21 号様式）により徴収する。

⑵　動物死体処理手数料にあっては、別に定める納入通知書により徴収する。

⑶　一般廃棄物、産業廃棄物、し尿（許可業者が搬入する場合に限る。）及び浄化槽汚泥処理手数料にあっては、市の処理施設へ搬入の都度、搬入者から徴収する。ただし、一般廃棄物処理業者、浄化槽清掃業者及び市長が特に必要と認める者にあっては、別に定める１か月ごとの納入通知書により徴収することができる。

⑷　市が収集運搬した場合における粗大ごみ処理手数料にあっては、納付書（第２１号様式の２）により徴収する。

２　し尿処理手数料（許可業者が搬入する場合を除く。）の納期限は、次のとおりとする。ただし、納期限が民法（明治２９年法律第８９号）第１４２条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の５第２項の規定の例による。

⑴　人頭制による場合

１期	（ ４、５、６月分 ）	６月３０日
２期	（ ７、８、９月分 ）	９月３０日
３期	（ １０、１１、１２月分 ）	１２月２８日
４期	（ １、２、３月分 ）	３月３１日

⑵　従量制による場合

くみ取りを実施した月の翌月の末日まで

３　動物死体処理手数料及び第１項第３号ただし書の規定により徴収する廃棄物処理手数料の納期は、当該納入通知書に定めるところによる。

４　第１項の規定にかかわらず、廃棄物処理手数料を納付者から直接収納したときは、領収書（第２２号様式、第２２号様式の２又は第２３号様式）を納付者に交付しなければならない。

（手数料の減免）

第２２条　条例第４０条の規定による廃棄物処理手数料の減免は、次の各号に定めるところ

による。

⑴　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１１条第１項に掲げる保護を受けている場合　免除

⑵　天災、火災等の災害を受けた場合　免除

⑶　その他市長が特別の理由があると認める場合　免除又は５割減額

２　前項の規定により廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書（第２４号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

３　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査して減免の可否を決定し、廃棄物処理手数料減免（却下）決定通知書（第２５号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

４　廃棄物処理手数料の減免を受けている者は、その事由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（報告）

第２３条　一般廃棄物処理業者は、毎月当該業務の実績について、次の各号に定める事項を翌月１０日までに市長に報告しなければならない。

⑴　一般廃棄物の排出者の氏名及び所在地

⑵　一般廃棄物の種類ごとの処理量

⑶　その他市長が必要と認める事項

２　浄化槽清掃業者は、毎月当該業務の実績について、次の各号に定める事項を翌月１０日までに市長に報告しなければならない。

⑴　浄化槽の所有者、所在地及び維持管理業者名

⑵　浄化槽の処理方式及び規模

⑶　清掃実施日、清掃内容及び引抜き汚泥量

⑷　その他市長が必要と認める事項

（縦覧の告示）

第２４条　条例第４３条の規定による告示は、次の事項について行うものとする。

⑴　施設（条例第４２条に規定する対象施設をいう。以下この条及び第２７条第２号において同じ。）の名称

⑵　施設の設置場所

⑶　施設の種類

⑷　施設において処理する一般廃棄物の種類

⑸　施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

⑹　実施した生活環境影響調査の項目

⑺　前各号に揚げるもののほか、市長が必要と認める事項

（縦覧の手続）

第２５条　条例第４３条の規定により縦覧をしようとする者（次条において「縦覧者」という。）は、縦覧受付簿に記名その他必要な事項を記載しなければならない。

（縦覧者の遵守事項）

第２６条　縦覧者は、次に揚げる事項を遵守しなければならない。

⑴　調査書を縦覧の場所から持ち出さないこと。

⑵　調査書を汚損し、又は損傷しないこと。
⑶　他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
⑷　係員の指示があった場合には、それに従うこと。
２　市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。
（意見書の記載事項）
第２７条　条例第４５条の意見書には、次に揚げる事項を記載しなければならない。
⑴　氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
⑵　施設の名称
⑶　生活環境の保全上の見地からの意見
（身分証明書）
第２８条　条例第４９条第２項に規定する身分を示す証明書は、第２６号様式とする。
（過料徴収の手続）
第２９条　条例第５２条の規定により過料に処するときは、過料に処する相手に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、告知・弁明書（第２７号様式）を交付するものとする。
２　過料に処するときは、過料処分通知書（第２８号様式）を交付するものとする。
（委任）
第３０条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この規則は、平成６年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行前に改正前の松戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
（事業者の処理の届出の特例）
３　平成７年度における条例第２６条第１項の規定による事業者の処理の届出に限り、第６条の規定は、平成７年３月３１日までの間において同条の規定により届出書を提出した事業者については、適用しない。
附　則（平成６年１１月１１日松戸市規則第５４号）
この規則中第１５条第２項を削る改正規定は公布の日から、第２１条第１項第３号ただし書の改正規定は平成６年１２月１日から施行する。
附　則（平成８年３月２８日松戸市規則第１１号）
この規則は、平成８年４月１日から施行する。
附　則（平成９年３月２７日松戸市規則第５号）
この規則は、平成９年４月１日から施行する。
附　則（平成１２年３月２４日松戸市規則第９号）
この規則は、平成１２年４月１日から施行する。
附　則（平成１２年５月３１日松戸市規則第４４号）
この規則は、平成１２年６月１日から施行する。
附　則（平成１３年３月３０日松戸市規則第３８号）
この規則は、平成１３年５月１日から施行する。ただし、第８号様式の改正規定は公布の日から、第２２号様式の改正規定は平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年１２月１日松戸市規則第７３号）
この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則（平成１７年３月３１日松戸市規則第１８号）
この規則は、平成１７年７月１日から施行する。
附　則（平成１８年４月１日松戸市規則第４３号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成１９年３月３０日松戸市規則第２９号）
この規則は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則（平成１９年１１月２０日松戸市規則第７３号）
この規則は、平成１９年１１月２６日から施行する。
附　則（平成２０年４月１日松戸市規則第３９号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成２３年３月３０日松戸市規則第１８号）
この規則は、平成２３年４月１日から施行する。
附　則（平成２５年３月２９日松戸市規則第１７号）
この規則は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則（平成２６年３月２０日松戸市規則第１０号）
この規則は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則（平成２８年３月２５日松戸市規則第１６号）
この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則（平成２８年６月１０日松戸市規則第５０号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成２８年１２月２７日松戸市規則第７４号）
この規則は、公布の日から施行する。

松戸市廃棄物処理要領

（趣旨）

第１条　この要領は、本市の行う一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において使用する用語の意義は、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成５年松戸市条例第１９号。以下「条例」という。）、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成６年松戸市規則第１２号。以下「規則」という。）及び各年度の一般廃棄物処理計画の例による。

（多量排出事業者）

第３条　規則第４条に定める減量計画書は、松戸市事業系一般廃棄物減量計画書（第１号様式）によるものとし、その提出期限は環境部長が定める。

（事業者の処理の届出）

第４条　規則第６条に規定する届出書は、松戸市事業系ごみ処理状況届出書（第２号様式）によるものとし、その提出期限は環境部長が定める。

２　多量排出事業者が、減量計画書を提出したときは、当該減量計画書に係る関係事業者の規則第６条の届出は、減量計画書の提出をもって当該届出とみなす。

３　条例第２６条第２項に定める届出済証は、松戸市事業系ごみ処理状況届出済証（第３号様式）によるものとする。

４　事業者は、市の収集及び処分を利用するときは、市の職員の求めに応じて届出済証を提示しなければならない。

（保管場所）

第５条　条例第２９条第１項に規定する保管場所は、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

⑴　発生量、保管日数等を考慮して十分な面積、容量を確保すること。

⑵　分別の区分に応じて仕切り等によりごみを分けて保管できること。

⑶　ごみの飛散や悪臭等により周囲の環境を損なわない構造であること。

（ごみ及びし尿の収集業務の委託）

第６条　市長は、市が行うごみ及びし尿の収集業務を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第４条の規定によるほか、次の各号に定める基準により委託業者を選定するものとする。

⑴　市内に住所のある個人又は営業所を有する法人であること。

⑵　法施行令第３条の一般廃棄物処理基準に基づき業務を遂行する能力があること。

２　市長は、委託業者の選定にあたり、一般廃棄物処理受託申請書（第４号様式）を徴するものとする。

（家庭ごみ集積所の設置）

第７条　家庭ごみ集積所は、原則として市民２０世帯程度に１か所設置するものとする。

２　市民は、家庭ごみ集積所の設置、移動又は廃止を申請するときは、当該地域の町会長又は自治会長を申請者として家庭ごみ集積所設置申請書（第５号様式）を市長に提出するものとする。

（搬入の承認）

第８条　市民又は事業者（許可業者を除く。）は、条例第２３条の規定により、自ら市のごみ処理施設にごみを搬入しようとするときは、事前に口頭又は電話により搬入の承認を受けなければならない。

２　許可業者は、条例第２３条の規定により、市のごみ処理施設への搬入の承認を受けようとするときは、ごみ処理施設搬入承認願（第６号様式）を処理施設に搬入の都度、提出しなければならない。

３　前２項に定めるほか、市のごみ処理施設への搬入基準に定める搬入量の制限を超えて自ら又は許可業者を利用して搬入しようとする者は、搬入量の制限を超えるごみの搬入承認願（第７号様式）を市長に提出しなければならない。

４　許可業者は、条例２３条の規定により、市のし尿処理施設への搬入の承認を受けようとするときは、し尿処理施設搬入承認願（第８号様式）を週ごとに作成し、搬入日の前週水曜日までに提出しなければならない。

５　市長が行う市の処理施設への搬入の承認は、関係法令、一般廃棄物処理計画及び次条の搬入調整の指示に適合していると認めるときに限り行うものとする。

６　市民又は事業者（許可業者を除く。）が自ら市のごみ処理施設へ搬入するときは、廃棄物の発生場所及び本人確認のため、必要に応じ身分証等の提示を行うものとする。

（搬入調整）

第９条　市民及び事業者（許可業者を含む。）は、一般廃棄物の搬入先や搬入量等に関して処理施設における搬入調整のために市長が行う指示に従わなければならない。

（廃棄物処理手数料の徴収）

第１０条　一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理手数料は、処理施設に搬入の都度、手数料の額を算定するものとし、同一日に複数回搬入する場合の手数料の徴収は、市長が認めるときは、一括して徴収することができる。

２　規則第２１条第１項第３号ただし書により処理手数料を支払う者が、納入期限までに納入しないときは、市の処理施設に搬入の都度、手数料を徴収するものとする。

（手数料の減免）

第１１条　規則第２２条第１項第３号に規定する市長が特別の理由があると認める場合及びその場合の手数料の免除又は減額割合は、次のとおりとする。

⑴　市の施設又は市が行う事業等から発生したし尿を収集する場合　免除

⑵　公益法人、社会福祉団体、町会等が公益を目的に行う事業等から発生したし尿を収集する場合　５割免除

⑶　市の職員が自ら運搬する等搬入時においてその他のごみであることが確認できる場合　免除

⑷　その他市長が特別の理由があると認める場合　免除又は５割減額

２　規則第２２条第２項ただし書は、次の各号に定める場合に適用するものとする。

⑴　規則第２２条第１項第１号の適用を受ける者が、市に粗大ごみ処理の申込みをするとともに、生活支援一課及び生活支援二課に粗大ごみ処理券の交付を申し出た場合。

⑵　規則第２２条第１項第２号の適用を受ける者が、被災証明等の証拠書類を提出した場合。

⑶　前項第３号の規定を適用する場合。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成７年４月１日から施行する。

（旧要領の廃止）

２　平成６年度松戸市一般廃棄物処理要領は、廃止する。

附　則

この要領は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年１０月１日から施行する。

一般廃棄物処理業の許可及び業務指導要綱

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）に基づく一般廃棄物処理業許可に関し必要な事項を定め、一般廃棄物処理業許可の適正化と一般廃棄物処理業許可業者の業務指導を適正に実施することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「条例」という。）及び施行規則の例によるもののほか、次の各号に定めるところによるものとする。

⑴　一般廃棄物収集運搬業　法第７条第１項の規定により一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うこと（以下「収集運搬業」という。）をいう。

⑵　一般廃棄物処分業　法第７条第６項の規定により一般廃棄物の処分を業として行うこと（以下「処分業」という。）をいう。

⑶　一般廃棄物処理業　収集運搬業、処分業のいずれか又は双方を業として行うことをいう。

⑷　胞衣　産褥汚物及び生理汚物等をいう。

⑸　食品循環資源　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第２条第３項に規定する食品循環資源のうち、一般廃棄物に該当するものをいう。

⑹　植物資源　家庭、公園、街路、事業所等の草木類、竹類（以下「樹木等」という。）の剪定等によって生じた当該樹木等の幹、枝、葉等のくずであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物に該当するもののうち、市が適当と認めるリサイクル処理（堆肥化、吸着材化、土壌改良材化等）を行う施設に搬入されるものをいう。

⑺　許可業者　一般廃棄物処理業を業として行う者で、市長の許可を受けたものをいう。

第２章　許可の基準等

（許可の範囲）

第３条　一般廃棄物処理業の許可を受けて収集運搬又は処分を行わなければならない一般廃棄物の範囲は、条例第６条第２項の規定に基づく一般廃棄物処理計画に定める一般廃棄物とする。ただし、胞衣、食品循環資源及び植物資源の収集運搬についてはこの限りでない。

２　前項の規定に基づく許可業務範囲は次の各号のとおりとする。

⑴　市域内で実施する事業系一般廃棄物の収集運搬又は処分を業として行うもの。

⑵　市域内で実施するその他一般廃棄物の収集運搬又は処分を業として行うもののうち市長が必要と認めたもの。

⑶　汚泥等の液状及び泥状の廃棄物を専門に収集運搬又は処分を業として行うものについては別に定める。

３　松戸市が許可する期間は、毎年度４月１日から翌々年３月３１日までの２年間とする。ただし、年度途中において新たに一般廃棄物処理業の許可をするときは、当該許可をした日から翌々年の３月３１日までとする。

（一般廃棄物収集運搬業の許可基準）

第４条　一般廃棄物収集運搬業の許可については、次の各号の基準によるものとする。

⑴　申請者が自ら業務を実施するものであること。

⑵　申請者は松戸市内に住所を有する個人又は営業所を有する法人であること。ただし、胞衣、食品循環資源及び植物資源を専門に事業対象物とする者を除く。

２　前項の他、事業を実施するため次の各号の設備・人材・施設等が確保されていること。

⑴　収集運搬に要する車両　一般廃棄物処理計画に定める廃棄物の分別に従い燃やせるごみ、プラスチックなどのごみ、陶磁器・ガラスなどのごみ、資源ごみ、粗大ごみの各ごみ毎に専用車両を確保していること。

ただし、資源ごみ専用車両、粗大ごみ専用車両及び陶磁器・ガラスなどのごみ専用車両については兼用を認める。

⑵　胞衣の収集運搬に要する車両　車両の形状が保冷車であること。ただし、一般車両であっても胞衣を保冷状態で運搬することが可能な設備・器具の設置された車両の使用を認める。

⑶　食品循環資源及び植物資源等の収集運搬に要する車両　廃棄物が周辺に飛散しないような設備等を有する車両であること。

⑷　し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に要する車両　アルミバン架装を施した車両とし、本市が指定する搬入識別標を標示した車両であること。

⑸　積替え保管　周囲に高さ２メートル以上の囲いが設置され、周囲に汚水を受けるための排水設備並びに汚水の地下浸透を防止するためにアスファルト舗装等が施された施設があること。なお、家電リサイクル法に指定された廃家電品の積替え保管にあっては、他の資源ごみと混在させないこと。

⑹　従事職員　収集運搬業の安全確保及び安定的継続を図るため、収集車両保有台数の概ね１．５倍程度の運転担当職員を確保していること。又は、申請時における顧客数、収集頻度等事業実施計画に従事職員等の業務量を明記し、安定的事業運営が営まれると市長が判断する従事職員数を確保していること。

⑺　事業の実施計画　一般廃棄物の安定的・継続的収集運搬を行うために必要な従事職員配置・配車・運搬計画等を具体的に明示した事業の実施計画を策定していること。

⑻　債務の履行　公租公課並びに直接市に支払う処理手数料等を滞納していないこと。

（一般廃棄物処分業の許可基準）

第５条　一般廃棄物処分業の許可については、次の各号によるものとする。

⑴　中間処理　法で定める施設基準に適合する自ら運営する処理施設を保有していること。

⑵　選別処理　一般廃棄物処理計画に基づき実施する選別処理は資源化の選別処理に限るものとし、法の施設基準に適合する自ら運営する選別施設を保有していること。

⑶　最終処分　市域内に自ら運営する一般廃棄物最終処分場を有し、常時安定的に一般廃棄物の埋め立て処分が実施できるものであること。

⑷　事業の実施計画　一般廃棄物の安定的・継続的処理を行うために必要な処理・処分に関する計画等を具体的に明示した事業の実施計画を策定していること。

第３章　許可申請

（一般廃棄物処理業の許可申請時期）

第６条　施行規則第１０条の規定により一般廃棄物処理業の申請は、それぞれ次の各号に

定める期日までに申請書を提出しなければならない。

⑴　新たに一般廃棄物処理業の許可を受けようとするとき　一般廃棄物処理業を開始しようとする日の３ケ月前まで

⑵　一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとするとき　当該許可期間満了の日の１ケ月前まで

（事業範囲の変更許可申請の時期等）

第６条の２　施行規則第１１条の規定により一般廃棄物処理業の事業範囲の変更許可申請をしようとするときは、事業範囲を変更しようとする日の１か月前までに申請書を提出しなければならない。

（申請項目）

第７条　施行規則第６号様式に記載する項目のうち、業種・範囲・区域については次の各号の内から許可申請内容に併せて記載するものとする。

⑴　業種

①　一般廃棄物収集運搬業（積替え保管の有無を明示すること）

②　一般廃棄物処分業

イ．中間処理

ロ．最終処分

⑵　範囲　取り扱う廃棄物の範囲

①　一般廃棄物（ごみ）

②　一般廃棄物（し尿）

③　一般廃棄物（浄化槽汚泥）

④　一般廃棄物（胞衣に限る）

⑤　一般廃棄物（食品循環資源に限る）

⑥　一般廃棄物（植物資源に限る）

⑦　一般廃棄物（その他市長が認めるもの）

⑶　区域

①　松戸市内全域

②　市内の具体的区域（大字名をもって指定する）

（一般廃棄物処理業の許可申請書類等）

第８条　施行規則第１０条の規定により許可を受けようとする者は、規則第６号様式によるもののほか次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

⑴　定款の写し（申請者が法人の場合）

⑵　登記事項証明書（申請者が法人の場合）

⑶　住民票（本籍地の記載があるもの）（法人、個人共通）

⑷　一般廃棄物収集運搬業に係わる添付書類

①　収集車両等の一覧（第１号様式）及び車検証の写し（車検証上、所有者又は使用者と許可申請者が異なる場合には、賃貸借契約等継続使用が確認できる書類を添付すること）

②　収集車両等の保管場所所在地及びその案内図（保管場所が自己所有地以外の時は、申請場所の専用使用を証する書面（賃貸借契約書等）を添付すること）

③　従事職員（専従者）の名簿（第２号様式）（運転業務担当者の運転免許証の写しを

添付すること）

④　事業の実施計画書（第３号様式）（１日当の作業予定量等）

⑤　収集運搬、処分等取扱料金表

⑥　積替保管場所の所在地及びその案内図、平面図、構造図等（積替え保管を行う場合）

⑸　一般廃棄物処分業に係わる添付書類

①　中間処理施設の所在地及びその案内図、平面図、設置許可証の写し等

②　最終処分場の所在地及びその案内図、平面図、設置許可証の写し等

③　事業の実施計画書（第３号様式）（１日当の作業予定量等）

⑹　事業の安定、継続的実施及び能力に関する書類

①　貸借対照表及び損益計算書（申請者が法人のとき）

②　納税証明書

③　債務保証書（連帯保証書）（第４号様式）（保証人の印鑑証明書付）

④　誓約書（第５号様式　法第７条第５項第４号に該当する役員又は政令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７各号）で定める使用人にいない旨の誓約書）

⑤講習会等の修了証等　　一般廃棄物処理業者及び従事職員を対象に行う講習会等の修了証等がある場合にはその写し

⑺　その他の参考となる書類

①　他市町村における同様の許可証の写し

②　産業廃棄物収集運搬・処分等の許可証の写し

③　その他清掃業務関連許認可証の写し

（申請の審査）

第９条　市長は、施行規則第１０条に規定する一般廃棄物処理業の申請書が提出された時は、速やかに審査し法、条例、施行規則及び本要綱に違反しないものであるときは、申請者に対し許可の内示をするものとする。ただし、毎年度定める一般廃棄物処理計画に基づき、既存の許可業者によって一般廃棄物の収集・運搬が継続的かつ安定的に実施される場合は、この限りでない。

２　一般廃棄物処理業の許可の内示を受けた申請者は、一般廃棄物処理業の事業開始準備を行うとともに収集車両等に別に定める塗装及び表示を施し、斜前面・斜後面から撮影したカラー写真及び一般廃棄物排出者との一般廃棄物収集運搬契約等契約先一覧表（第６号様式の１及び第６号様式２）を提出するものとする。ただし、第７条第１項第２号の取り扱う廃棄物の範囲が、し尿又は浄化槽汚泥である場合については、一般廃棄物収集運搬契約等契約先一覧表（第６号様式の１及び第６号様式２）の提出は不要とする。

３　一般廃棄物処分業の許可の内示を受けた者は前項のほか、中間処理施設・最終処分場の所在地・案内図及び全景カラー写真を併せて添付すること。

４　前各項の規定は、法第７条第１項及び第６項による、許可の新規申請者について適用するものとし、更新許可申請者は当該写真等を許可更新申請書に添付しなければならない。

第４章　許可条件等

（収集運搬車の証明）

第１０条　市長は、前条の規定により許可の内示後、関係書類が提出されたもののうち許

可相当と認められる収集運搬用車両については、一般廃棄物収集運搬車証明書（第７号様式）を交付する。

２　前項の一般廃棄物収集運搬車証明書は収集運搬作業中及び処理施設搬入時等係員に提示を求められた時に提示しなければならない。

（収集運搬車の特例）

第１１条　第９条第２項の規定のうち塗装及び表示については、胞衣、食品循環資源及び植物資源並びに市長が特に認める一般廃棄物を収集運搬する車両についてはその一部を、し尿及び浄化槽汚泥を収集運搬する車両については塗装の規定を適用しない。ただし、食品循環資源収集運搬車両については、食品循環資源を収集運搬する旨の表示をするものとする。

２　し尿又は浄化槽汚泥を収集運搬する車両については、収集運搬車である表示（松戸市許可第　－　号収集運搬車）をしなければならない。

（収集運搬車両の臨時運行）

第１２条　許可業者のうち収集運搬業者が運行する車両に故障、車検及びイベント、年末年始等臨時に収集運搬する一般廃棄物の量が増加する等許可を受けた車両以外の車両を臨時に運行しようとするときは収集運搬車両臨時運行許可願い（第８号様式）に車検証の写し及び斜前面・斜後面のカラー写真を添付し、市長の承認を受けなければならない。

２　市長は、臨時運行車両の承認を与えたときは臨時運行車両証明書（第９号様式）を申請者に交付するとともに、臨時運行車両の証票を貸与するものとする。

３　前項の証明書の交付は、短期間の臨時運行車両について臨時運行車両の証票の貸与をもって証明書に代えるものとする。

４　臨時運行車両証明書並びに臨時運行証票の貸与を受けた申請者は収集運搬車両の所定の位置に証票を提示し運行し、運行期間が満了したときは、翌日（翌日が休日のときは最も近い市役所開庁日）中に市長に返却しなければならない。

（収集運搬許可車両の証明期間）

第１３条　収集運搬許可車両の運搬車証明期間は、業の許可期間に係わらずその車両の車検満了時までとする。

２　車検更新による収集運搬車両証明書の期間更新は、新たに受けた車検証の写しを提出することにより、業の許可期限までの延長申請に替えることができる。

（収集運搬許可車両の廃止）

第１４条　車両の老朽化、許可業の事業縮小等により収集運搬車両を廃止するときは、所定の表示を削除するとともに、収集運搬車証明書を廃止後速やかに市長に返還しなければならない。

（収集運搬許可車両の増車）

第１５条　許可業者はその業務拡大等により、収集運搬許可車両が不足し１月を超えて収集運搬車を増やして運行しようとするときは、一般廃棄物処理業許可申請事項変更届（第１３号様式）に許可車両の増車の旨を明示し、関係書類を添付して、市長に提出するものとする。

（収集運搬車両等の保管、管理）

第１６条　一般廃棄物の収集運搬等に使用する車両（以下「許可車両」という。）の保管場所は松戸市域内に確保しなければならない。

２　許可車両の安全運行等事故を防止するため車両管理者を定めるものとする。
３　第１項の規定は、胞衣専門業者、食品循環資源及び植物資源収集運搬業者には適用しない。

（従事職員等）

第１７条　許可申請者は、許可申請書に添付した名簿に登録した従事職員に対し、一般廃棄物処理業従事職員身分証明書（第１０号様式）を交付し、一般廃棄物処理業の許可の日から１０日以内に身分証明書の写しを市長に提出しなければならない。
２　前項の身分証明書を交付された者は、その事業に従事する際には常に携帯し、関係者の求めに応じ提示しなければならない。

（一般廃棄物処理業の委託等）

第１８条　許可業者が、一般廃棄物排出者から一般廃棄物の収集運搬又は処分を委託され受託しようとするときは、あらかじめ当該一般廃棄物処理業許可証を提示し、市が定める一般廃棄物処理計画（分別収集等を定める計画）に従い書面による契約書を取り交わさなければならない。また、条例第２６条の規定による一般廃棄物の処理に関する届け出が未提出の排出者と契約してはならない。
２　許可業者は、前項の届け出が未了の者から業務の依頼がある場合には、条例第２６条の規定に基づく届け出をするよう促すことができる。
３　第１項の契約書には、松戸市が定める一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の分別ごみごとの数量、運搬先又は処分先及び契約金額等を記載しなければならない。

（処分業許可関連施設の管理）

第１９条　許可業者のうち、処分業を行う者は、一般廃棄物の適正処理を確保するため、当該許可に係わる中間処理施設又は最終処分場の出入口付近に別に定める表示を行うと共に管理事務所を設置し、一般廃棄物の受入れ等処理について管理しなければならない。
２　前項の管理事務所には、廃棄物関係法令等を熟知し、技術上の判断と処分業務を適正に処理できる能力を有する責任者を配置しなければならない。

第５章　処理施設搬入時の検査・報告

（収集運搬許可業者の市施設搬入時の検査）

第２０条　松戸市廃棄物処理要領第８条第２項同条第３項の規定によりごみ処理施設への搬入承認願い（廃棄物処理要領第６号様式又は第７号様式）を提出した廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い収集されたものであることを確認するため積み荷の検査を行うものとする。
２　前項の検査は、収集運転業務に携わる者の申告によることとするが、期日を指定した検査及び臨時の検査を実施するものとする。
３　市長は、前項の検査により搬入しようとする廃棄物の分別等が一般廃棄物処理計画と相違していると認められるものは、その搬入を拒否し当該廃棄物を持ち帰らせるものとする。

なお、施設搬入後にその事実が明らかになったものについては、別に定める基準に従い搬入制限等を行うものとする。

（業務日誌等）

第２１条　許可業者は、その事業日毎に及び契約先毎に業務日誌を備え業務の実施状況（ごみ種、発生量、搬入先・処分先）等必要事項を記載し、年度毎に閉鎖し、５年間保管

しなければならない。

２　許可業者は、前項の日誌に基づき１月ごとに集計し、翌月の１０日迄に実績報告書として市長に報告しなければならない。

（市長への報告）

第２２条　許可業者は、条例・施行規則及び本要綱に基づく各種報告の他、次の各号の報告をしなければならない。

⑴ 収集運搬車等の関係する事故等　発生後直ちに報告しなければならない。

⑵ 住民からの苦情　発生の都度速やかに報告しなければならない。

⑶ 第２０条第３項により受入れ拒否をされた時　当該廃棄物の発生場所を明記した文書により報告しなければならない。

⑷ その他許可業務の実施に関する必要な事項　随時

（委任）

第２３条　この業務指導要綱の施行に関し、定めの無いものについては別に市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は平成６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の適用に際し、平成５年４月１日以前に許可を受けている許可業者のうち、収集運搬をその業務とする者で、平成７年２月２８日までに許可の更新を受ける者に対しては、要綱第４条第１号及び同条第４号の規定中「確保していること」を「確保するよう努力すること」に読み替える。

３　要綱第１６条の規定は平成７年１月１日から適用する。

４　要綱第１８条第１項後段及び同条第２項の規定は平成６年１０月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に掲げる許可基準等の詳細を定める要領

１、指導要綱第４条に定める市内に住所のある個人又は営業所を有する法人の基準等

① 市内に住所を有する　住民基本台帳法に基づく住民登録がなされているもの

② 個人　個人の資格により一般廃棄物処理業を営んでいる者及び営もうとする者

③ 市内に営業所を有する法人

⑴ 営業所の基準

イ．所在地が松戸市域内に存在すること

ロ．市その他の場所から常時（営業時間内）連絡が取れること

ハ．営業所である旨の表示等を実施してあること

ニ．廃棄物収集車両を保管するための場所をもって営業所とはできない

ホ．その他市長が市内営業所に準ずるものとしたもの

④ 自ら業務を実施するもの

⑴ 法人の場合

イ．定款・商業登記簿に当該業務に係わる事項が明示されていること

ロ．許可申請に係る事業用車両等を自己所有又は使用貸借契約により継続的に確保しているもの

ハ．当該事業を実施するための専従職員を必要数確保していること（別に提出される作業計画書を勘案し必要数を算定する）

⑵ 個人の場合

イ．許可申請に掛かる事業用車両等を自己所有又は使用貸借契約により継続的に確保しているもの

ロ．当該事業を実施するための専従職員を必要数確保していること（別に提出される作業計画書を勘案し必要数を算定する）

２、その他の基準等

① 収集車両等の保管場所

⑴ 所在地　松戸市域内に保管場所を確保すること（一箇所に集中していなくても可とする）

⑵ 管理者　収集車両等の運行及び駐車中の各種事故を防止するため、適正な管理者を選任すること

② 収集車両の専用化

指導要綱第４条第２項第１号に規定したごみごとの専用車両を有すること

③ 積替え保管場所

⑴ ２メートル以上の囲い　周囲から直接廃棄物が目につかないもの、及び風等により廃棄物が周辺に飛散しないような構造のもの

⑵ 周囲の排水設備　積み替えを行う場所から直接敷地外に雨水・汚水が流れ出ない構造を有するもの

⑶ 地下水への影響の防止　汚水その他が直接地下に浸透しないような構造・設備をなしていること（アスファルト舗装・コンクリート舗装・ビニールシート・その他の方法による）

⑷ 処理計画に基づき収集した資源ごみの積み替え若しくは家電リサイクル法に指定された廃家電品の積み替えを行うものであること。

⑸　廃家電品については資源ごみと混在させないこと。

⑹　積替え保管場所　積替え保管場所は市域内にあるものとする。

⑺　現地確認　積替え保管場所を承認する場合には、現地を直接確認した後でなければならない。

④　事業遂行に必要な能力

⑴　相当の経験

イ．他市町村において継続的に本件許可業を実施している者

ロ．本市許可業又は委託収集業に３年以上従事した経験のある者

ハ．資源物回収業等を市内において概ね５年以上経験し、廃棄物に対する一定の技術を有する者

ニ．市が行う一般廃棄物処理業者を対象とした講習会に継続して３回以上参加した者

⑵　その他

イ．人員　処理計画に定める分別を実施し、その所有する車両・機械器具を効率良く運用し適正な処理料金を維持するために必要な人員

⑤　許可業者が取り扱う一排出事業者の一日当たりの排出量

当該年度の一般廃棄物処理計画に示す処理施設への搬入基準の内、施設別事項の排出量を超えて収集運搬してはならない。

ただし、松戸市一般廃棄物処理要領第８条第３項の規定に基づき市長の承認を得たものを除くものとする。

⑥　許可業者が取り扱う産業廃棄物の特例

⑴　プラスチックなどのごみ　プラスチックなどのごみは業種指定無く産業廃棄物であるが、その排出量・排出事業所規模・排出形態等を勘案し、１排出事業者当たり１週間に総排出量が３０kg以内のもの（プラスチック類製造業等から排出されるものを除く。）は当面一般廃棄物と併せて処理できるものとする。

⑵　陶磁器・ガラスなどのごみ　陶磁器・ガラスなどのごみについても業種指定無く産業廃棄物であるが、その排出量・排出事業所規模・排出形態等を勘案し、１排出事業者当たり１週間に総排出量が２０kg以内のものは当面一般廃棄物と併せて処理できるものとする。

⑶　金属・ガラス屑等　これも事業指定無く産業廃棄物であるが、その排出量・排出事業所規模・排出形態等を勘案し、１排出事業者当たり１週間に総排出量が１００kg以内のもの（金属・ガラス類製造業等から排出されるものを除く。）は当面一般廃棄物と併せて処理できるものとする。

⑷　その他の産業廃棄物　松戸市が別に定める産業廃棄物（木くず・紙くず・繊維くず）はその取扱を認めない。

⑦　一般廃棄物の搬入先

⑴　収集運搬業の許可業者

イ．燃やせるごみ　和名ケ谷クリーンセンター

ロ．プラスチックなどのごみ　和名ケ谷クリーンセンター

ハ．陶磁器・ガラスなどのごみ　資源リサイクルセンター

ニ．資源ごみ　資源リサイクルセンター

ホ．粗大ごみ　日暮クリーンセンター、資源リサイクルセンター、和名ケ谷クリーンセンター

ヘ．し尿　東部クリーンセンター

ト．浄化槽汚泥　東部クリーンセンター

⑵　搬入先の特例

イ．胞衣に限定して許可を受けた者　適法に設置された自己所有の焼却施設への搬入を認める。

ロ．その他資源化（家電リサイクル法に指定された廃家電品を含む）を目的に行う事業に対し、市が妥当であると認めた廃棄物については、その搬入先・処理方法・資源化方法・年間予定数量等を明確にしたうえで、それぞれの自己処理施設等への搬入を認める。

⑶　し尿処理施設への搬入経路

し尿及び浄化槽汚泥をし尿処理施設へ搬入する場合は、本市が車両毎に指定する搬入経路（搬入路）を使用するものとする。

３、要綱第９条第２項に規定する収集運搬車両等の塗装及び表示は別紙のとおりとする。

４、要綱第１５条の規定に基づく具体的指示

①　要綱第１５条に該当する収集運搬（し尿及び浄化槽汚泥を収集運搬する車両は除く。）に要する車両は、本要領第３、の規定による塗装及び表示をするものとする。

②　収集車両のカラー写真は塗装等終了後速やかに提出しなければならない。

③　本条の適用は、業務拡大に伴う従来の増車の許可申請に該当するものである。

５、要綱第１８条第２項の届け出を促す際には、松戸市が給する届け出用紙等を配付する事を含め排出者に対し、届け出制度を周知するものとする。

６、要綱第１９条第１項の規定による中間処理施設及び最終処分場の表示

①　中間処理施設の表示

単位：mm

一般廃棄物の中間処理施設				250
一般廃棄物処理業者名	松戸市許可第　　号　　許可業者名			250
一般廃棄物の種類				250
処理の方法				250
責任者氏名		連絡先		250
500	500	250	750	
2,000				

②　最終処分場の表示

単位：mm

一般廃棄物の最終処分場				250
一般廃棄物処理業者名	松戸市許可第　　号　　許可業者名			250
一般廃棄物の種類				250
埋立処分の期間	年　月　日　～　年　月　日			250
管理者名（責任者名）		連絡先		250
500	500	250	750	
2,000				

７、要綱第２０条第３項の規定に基づく検査

① 通常の搬入　施設搬入車両運転手の許可業者施設搬入承認願いに基づく申告による。

② 期日を指定した検査　分別強化月間等市が行う分別推進事業実施時等に事前に期間を公表した検査。

③ 臨時検査　随時、ダンピングボックス等に積載廃棄物を投下し、内容物の照合検査。

８、要綱第２０条第３項の規定に基づく基準

① 実質的にごみピットに投入した後に持ち帰りを指示することは不可能なため、次の通り運用するものとする。

⑴ 初回の要綱違反者　厳重注意（口頭）

⑵ ２～３回目の要綱違反　文書による厳重注意（代表者の出頭を求める。）

⑶ ４～５回　該当車両の運行停止１０日間

⑷ ６回以上　全ての業務停止３０日間

② 上記回数は１年間その事実が無く経過した時は、違反行為が無かったものとする。

③ これらの処分については、別に市が管理する許可業者台帳に付随する許可業者指導記録簿に記載し当該期間保存するものとする。

④ 上記違反行為を確認した職員は、日時・場所等を記録し氏名を明らかにし、環境部廃棄物対策課宛通知しなければならない。

附　則

この要領は、一般廃棄物処理業の許可及び業務指導要綱の施行に併せ適用する。

附　則

この要領は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

浄化槽清掃業の許可及び業務指導要綱

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、浄化槽清掃業の許可及び同業務（以下「業務」という。）に関し、法令等で定めるもののほか、必要な事項を定める。

（浄化槽清掃業者の責務）

第２条　浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、法令、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成５年松戸市条例第１９号。）及び同条例施行規則（以下「施行規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱に定める事項を遵守し、業務を適正に実施しなければならない。

第２章　浄化槽清掃業の許可

（許可申請書類等）

第３条　環境省関係浄化槽法施行規則第１０条第２項第５号に規定する「市町村長が必要と認める書類」とは次に掲げるものとする。

⑴　事務所案内図〔車庫及び車庫付近の見取り図（賃貸の場合にはその契約書の写し）〕

⑵　設備機材の所有状況（収集運搬車両がある場合には、その車両の車検証写し及び車両の写真を添付。）

⑶　決算書

⑷　役員及び従業員名簿

⑸　清掃料金表

⑹　納税証明書

第３章　業務の実施

（営業所）

第４条　許可業者は、市内に設置されている営業所に常時選任職員を配置し、浄化槽管理者（設置者）へのサービス及び本市との業務連絡に支障のないよう業務体制を整備しなければならない。

（現場従事者）

第５条　許可業者は、業務に従事する職員について環境大臣の認定する講習会等を努めて受講し、技術の向上に励むよう処遇しなければならない。

（業務の実施）

第６条　許可業者は、環境省関係浄化槽法施行規則第３条の規定に基づき業務を行うものとする。

２　業務実施の結果、槽の破損等正常な機能を阻害するような原因を発見したときは、直ちに浄化槽管理者（設置者）及び関係行政機関に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

（業務の報告）

第７条　許可業者は、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第２３条第２項の規定による実績報告書を提出しなければならない。

（浄化槽の使用に関する啓発）

第８条　許可業者は、浄化槽管理者（設置者）に対し、浄化槽の使用方法及び維持管理方法について啓発するものとする。

（補則）

第９条　許可業者は、業務の実施に関して関係法令を遵守し、法令等の解釈及び業務の実施について疑義が生じた場合には、本市の解釈及び指示に従わなければならない。

附　則

この要綱は、昭和５５年４月１日より施行する。

附　則

この要綱は、昭和５５年１２月１５日より施行する。

附　則

この要綱は、昭和６０年１０月１日より施行する。

附　則

この要綱は、平成６年４月１日より施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日より施行する。

松戸市公衆便所の設置及び管理に関する条例

［昭和４１年３月３１日
松戸市条例第４１号］

改正　昭和６３年１２月２４日松戸市条例第２２号

（設置）
第１条　本市は、生活環境の浄化を図るため公衆便所を設置する。
（名称及び位置）
第２条　公衆便所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名　　称	位　　置
宮前公衆便所	松戸市松戸１，４５７番地の１
北松戸公衆便所	松戸市上本郷９１７番地の１
馬橋公衆便所	松戸市西馬橋蔵元町４２番地
新松戸公衆便所	松戸市新松戸一丁目５２０番地

（利用する者の義務）
第３条　公衆便所を利用する者は、公衆便所を損傷することなく、清潔に利用しなければならない。
（清潔の保持）
第４条　公衆便所は、常に清潔を保ち、衛生的に維持管理をしなければならない。
（損害賠償）
第５条　使用者は建物又は附属施設をき損又は滅失した場合において原状回復ができないときは市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。
（この条例の施行に関し必要な事項）
第６条　この条例の施行に関し、必要な事項は、別に市長が定める。

附　則　（昭和６３年１２月２４日松戸市条例第２２号）
この条例は、公布の日から起算して３か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
（平成元年２月松戸市規則第９号で、同元年２月２６日から施行）

公衆便所の概要

場所／区分		宮前公衆便所	北松戸公衆便所	馬橋公衆便所	新松戸公衆便所
設置年月		昭和 53年12月	昭和 57年 4月	昭和 60年12月	平成 元年 2月
設置場所		松戸 1457-1	上本郷 917-1	西馬橋蔵元町 42	新松戸一丁目 520
構造		鉄筋平屋建	鉄筋平屋建	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ平屋建	鉄筋平屋建
建築面積		１１．１４㎡	２３．５７㎡	１０．０８㎡	４８．４１㎡
用地面積		４５．００㎡	５７．００㎡	１３．６３㎡	１６９．８７㎡
規模	男用	大ー１・小ー２	大ー１・小ー３	大ー１・小ー２	大ー２・小ー３
	女用	大ー２	大ー２	大ー２	大ー４・身障者用
処理方式		下水道	下水道	下水道	下水道
建設費		5,167,000円	13,550,000円	5,150,000円	23,595,000円
清掃		委託	委託	委託	委託

松戸市リサイクル活動奨励金交付規則

平成22年3月30日
松戸市規則第14号
全部改正

（目的）
第１条　この規則は、一般家庭から排出されるごみの減量及び資源の有効利用のためリサイクル活動を推進する団体及びリサイクル品を回収する業者等に対し奨励金を交付することにより、ごみの再資源化を促進することを目的とする。
（定義）
第２条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　リサイクル品　次に掲げる再生可能な物をいう。
ア　紙類等（新聞紙、雑誌類、段ボール及び布）
イ　空き缶（スチール缶及びアルミ缶）
ウ　ガラスびん類
エ　ペットボトル
オ　アからエまでに掲げる物のほか、ごみの減量及び資源の有効利用を図るため特に必要があると市長が認める物
(2)　リサイクル活動　団体がリサイクル品を収集することをいう。
(3)　登録団体　町会、自治会、老人会、子供会、PTAその他地域住民で組織された団体（以下「町会等」という。）のうち、概ね20人以上の構成員からなるものであって、第5条の規定により登録を受けたものをいう。
(4)　登録業者　リサイクル品を回収する業者及びリサイクル品を回収する業者を構成員とする組合等（以下「回収業者等」という。）で、第5条の規定により登録を受けたものをいう。
(5)　指定問屋　登録業者がリサイクル活動により回収したリサイクル品を納入する資源物取扱問屋として市長と「リサイクル品の納入に関する協定」を締結したものをいう。
（交付対象）
第３条　奨励金は、リサイクル活動を実施した登録団体及び登録業者に対して交付するものとする。
（奨励金の額）
第４条　奨励金の額は、市長が定める単価及び登録団体が収集し、又は登録業者が回収したリサイクル品の重量に基づき、予算の範囲内で市長が算定した額とする。この場合において、登録業者に対する奨励金に係る単価は、リサイクル品の種類ごとに、原料相場等を勘案して四半期ごと（リサイクル品の原料相場等の変動周期が著しいと市長が認める場合は月ごと）に定めるものとする。
（登録の申請）
第５条　市の登録を受けようとする町会等は、松戸市リサイクル活動団体登録申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。
2　市の登録を受けようとする回収業者等は、松戸市リサイクル活動回収業者等登録申請書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
(1)　定款の写し（申請者が法人の場合に限る。）
(2)　登記事項証明書（申請者が個人の場合にあっては住民票の写し）
(3)　リサイクル活動使用車両届出書（第3号様式）
(4)　リサイクル活動従事者名簿（第4号様式）

(5)　前事業年度の法人市民税納税証明書(申請者が個人の場合にあっては前年度の市民税納税証明書)
(6)　その他市長が必要と認める書類
3　市長は、前2項に規定する申請書の提出があったときは、速やかに登録の可否を決定し、申請者に対し松戸市リサイクル活動登録団体・登録業者登録決定(却下)通知書(第5号様式)により通知するものとする。
(回収業者等の登録の基準)
第６条　市長は、前条第2項に規定する申請書の提出があった場合において、回収業者等が次の各号に掲げる要件のすべてを満たしていると認めるときでなければ、同条第3項の規定による登録をすることができない。
(1)　第2条第1号ア又はイに掲げるリサイクル品を回収の対象とする場合にあっては、当該ア又はイに掲げる品目のすべてを回収の対象としていること。
(2)　市民税を滞納していないこと。
(3)　本市及び他の市区町村との契約又は第11条に規定する奨励金の交付申請において不正行為を行った回収業者等の代表者が代表者又は従業員でないこと。
(4)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に違反した者が代表者又は従業員でないこと。
(5)　松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年松戸市条例第19号)第21条第3項に違反し、又は他の市区町村の同様の条例等に違反した者が代表者又は従業員でないこと。
(6)　第10条第2項の規定により登録業者の登録を取り消された回収業者等にあっては、当該取消しの日から5年を経過していること。
(登録の更新)
第７条　登録団体及び登録業者は、3年度ごとに登録の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
2　前項の規定に基づき登録団体の登録の更新を受けようとする者は、松戸市リサイクル活動登録団体登録更新申請書(第6号様式)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。
3　第1項の規定に基づき登録業者の登録の更新を受けようとする者は、松戸市リサイクル活動登録業者登録更新申請書(第7号様式)に第5条第2項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
4　第1項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
5　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
6　第5条第3項の規定は、第1項の登録の更新について準用する。
(登録業者の責務)
第８条　登録業者は、廃棄物の収集運搬に関する法令に従い適正なリサイクル活動に努めなければならない。
2　登録業者は、リサイクル品の種類ごとにリサイクル活動月間予定表(第8号様式)を作成し、市長が定める時期までに提出しなければならない。
3　登録業者は、その月に実施したリサイクル活動の実績をリサイクル品の種類ごとにリサイクル活動月例報告書(第9号様式)により翌月の10日までに市長に報告しなければならない。
(変更の届出等)
第９条　登録団体及び登録業者は、当該登録に係る町会等若しくは回収業者等の名称、所在地、代表者その他市長に提出した書類に記載した事項に変更があったとき又は登録団体若しくは登録業者を廃止したときは、松戸市リサイクル活動登録団体・登録業者登録変更(廃止)届(第10号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）
第１０条　市長は、登録団体が虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受けようとし、又は受けたときは、当該登録団体に係る登録を取り消すことができる。
2　市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録業者に係る登録を取り消すことができる。
(1)　第6条に規定する登録の基準に適合しなくなったとき。
(2)　第8条に規定する登録業者の責務に従った適正なリサイクル活動ができないと認められるとき。
(3)　不正の手段により第5条の規定による登録を受けたとき。
(4)　前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
(5)　虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
(6)　その他公の秩序又は善良の風俗に反する行為あったと市長が認めたとき。
3　市長は、前2項の規定により登録の取消しをするときは、松戸市リサイクル活動登録団体・登録業者登録取消通知書(第11号様式)により当該登録団体又は登録業者に通知する。
（奨励金の交付申請）
第１１条　登録団体及び登録業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出して申請しなければならない。
(1)　登録団体　次のとおりとする。
ア　リサイクル活動奨励金交付申請書(第12号様式)
イ　資源回収精算書(第13号様式)
(2)　登録業者　次のとおりとする。
ア　リサイクル活動奨励金交付申請書
イ　資源回収精算書
ウ　リサイクル品回収状況報告書(第14号様式)
エ　指定問屋又は第14条第2項の規定に基づき市が指定する施設の発行する計量票
2　前項の申請は、次の各号の回収期間の区分に応じ当該各号に定める日までに行うものとする。
(1)　4月から6月まで　7月10日
(2)　7月から9月まで　10月10日
(3)　10月から12月まで　1月10日
(4)　1月から3月まで　3月31日
（奨励金の交付）
第１２条　市長は、前条の規定による奨励金の交付申請があったときは、速やかに申請内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、松戸市リサイクル活動奨励金交付決定(却下)通知書(第15号様式)により通知するものとする。
（奨励金の返還）
第１３条　市長は、登録団体又は登録業者が、この規則に違反したとき又は虚偽その他不正な手段により奨励金の交付を受けたときは、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。
（実態調査等）
第１４条　市長は、ごみの再資源化を促進するために必要があると認めるときは、登録団体及び登録業者に対し、リサイクル活動の推進について必要な実態調査及び指導をすることができる。
2　市長は、登録業者に対し前項の規定に基づき実態調査をするときは、市長の指定する施設における計量その他必要と認める検査を行わせるものとする。
（補則）
第１５条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成22年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の松戸市リサイクル活動奨励金交付規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、施行日以後に実施したリサイクル活動に対する奨励金について適用し、施行日前に実施したリサイクル活動に対する奨励金については、なお、従前の例による。

3　この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の松戸市リサイクル活動奨励金交付規則（以下「改正前の規則」という。）第5条の規定により登録を受けている者は、改正後の規則第5条の規定により登録を受けた者とみなす。

4　前項の規定により改正後の規則の規定による登録を受けた者とみなされた者についての改正後の規則第7条第1項の規定の適用については、同項中「3年度ごと」とあるのは「平成24年3月31日まで」と、同条第4項中「同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日」とあるのは「同項に規定する日」と、「登録の有効期間の満了後」とあるのは「同日の経過後」と、同条第5項中「従前の登録の有効期間の満了の日の翌日」とあるのは「平成24年4月1日」とする。

5　この規則の施行の際、現に改正前の規則第5条第1項の規定によりされている申請に係る登録については、なお従前の例による。

生ごみ処理容器等補助金交付規則

平成元年6月30日
松戸市規則第50号

（目的）

第１条　この規則は、家庭厨芥類の自家処理のため、生ごみ処理容器及び生ごみ減量化機器（以下「生ごみ処理容器等」という。）を購入し、かつ、設置した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、ごみ減量促進事業に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において、「生ごみ処理容器」とは、微生物を利用し生ごみを発酵分解し、たい肥化することを目的として製造された物で、市長が認めたものをいう。

２　この規則において、「生ごみ減量化機器」とは、生ごみを機械的に水分除去するとともに、減量化及びたい肥化することが可能な機器で、市長が認めたものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金は、次に掲げる要件を備えている者に対し交付する。

⑴　市内に住所を有し、かつ、居住している世帯主であること。

⑵　堆肥化及び減量化された生ごみを自己の責任において処理することができること。

⑶　市税の滞納がないこと。

⑷　松戸市暴力団排除条例（平成２４年松戸市条例第２号）第２条第３号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助金額等）

第４条　補助金の額は、次の各号に掲げる額（１００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

⑴　生ごみ処理容器　　生ごみ処理容器の購入価格の２分の１に相当する額とし、１基について６，０００円を限度とする。

⑵　生ごみ減量化機器　　生ごみ減量化機器の購入価格の３分の１に相当する額とし、１基について２０，０００円を限度とする。

２　補助金の交付対象となる生ごみ処理容器等の数は、１年度につき、生ごみ処理容器にあっては１世帯当たり２基以内、生ごみ減量化機器にあっては１世帯当たり１基とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を申請しようとする者は、当該生ごみ処理容器等を購入した日から起算して１年を経過する日までに、生ごみ処理容器等補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者の同意を得て市長が当該者の課税状況を公募等によって確認することができるときは、第２号に掲げる書類を省略することができる。

⑴　生ごみ処理容器等購入領収書の写し

⑵　市税に係る納税証明書

（交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、交付の可否を決定し、生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定（却下）通知書（第２号様式）により通知するものとする。

（交付請求）

第７条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、補助金の請求をしようとするときは、生ごみ処理容器等購入費補助金交付請求書（第３号様式）に決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（補則）

第８条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成元年７月１日から施行する。

（適用）

２　この規則は、平成元年４月１日以後生ごみ処理容器を購入し、かつ、設置した者に対し適用する。

附　則（平成6年3月31日松戸市規則第33号）

（施行期日）

１　この規則は、平成６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の生ごみ処理容器等購入費補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以降に購入した生ごみ処理容器等に係る補助金の支給について適用し、同日前に購入した生ごみ処理容器に係る補助金の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成9年3月31日松戸市規則第32号）

（施行期日等）

１　この規則は、平成９年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の生ごみ処理容器等補助金交付規則第４条第１項第２号の規定は、この規則の施行の日以後に購入した生ごみ処理容器等に係る補助金の額について適用し、同日前に購入した生ごみ処理容器等に係る補助金の額については、なお従前の例による。

附　則（平成28年3月25日松戸市規則第17号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

機密等に属する廃棄文書類の回収要領

１　対象文書類

松戸市文書管理規程第４９条に規定する廃棄文書類で機密に属するもの又、他に使用されるおそれのあるもの（以下「機密等に属する廃棄文書類」という。）を対象とすること。

２　機密等に属する文書類の基準

松戸市情報公開条例及び松戸市個人情報の保護に関する条例により分類すること。

３　機密等に属する廃棄文書類の分別

機密等に属する廃棄文書類は、その紙質により次の２種類に分別すること。

⑴　Ａ用紙　電算出力リスト（連続用紙等）

※枠線がカラー印刷されている用紙は、Ｂ分類としてください。

⑵　Ｂ用紙　Ａ分類以外の用紙

※バックカーボン用紙、感熱紙、ﾋﾞﾆｰﾙｺｰﾃｨﾝｸﾞ等の加工紙、写真帳等の再生に不向きな紙は、必ず取り除いて下さい。

４　機密等に属する廃棄文書類の保管

機密等に属する廃棄文書類の保管は、搬出日まで各課で責任をもって保管すること。

５　機密等に属する廃棄文書類の搬出

⑴　梱包方法

機密等に属する廃棄文書類は、上記用紙種類別に、段ボール箱に入れるか又は飛散しないよう紐で縛ること。

⑵　搬出日

原則として、月に１回とし、月の最終の水曜日とする。但し、搬出予定日が祝日・休日にあたるときは、その前日とする。なお、必要に応じて日程を変更する場合もあります。

搬出時間は、午前１０時３０分から１１時３０分までの１時間とする。

⑶　搬出場所

市役所本庁舎地下玄関前

⑷　搬出量の把握

各所属長は、機密等に属する廃棄文書類を搬出しようとするときは、所定の提出期限までに、搬出廃棄文書表（第１号様式）を環境業務課提出用Ｍフォルダに格納すること。

６　注意事項

⑴　搬出する機密等に属する廃棄文書類には、金属類（ホッチキスの針は除く）や、セロテープ・ガムテープ類を付着又は混入させないこと。

なお、文書・リスト類を綴じている黒の綴じ紐及びファイル（紙製）は外すこと。

※原則として機密の文書類といたしますので外したファイル（紙製）等は、庁舎内再生紙類回収時に搬出して下さい。

７　再生処理不適物の焼却処理

⑴　各所属長は、再生処理不適物として焼却処理が必要なものについては、焼却処理確認依頼票（第２号様式）を環境業務課提出用Ｍフォルダに格納した後電話又はメールでその旨を環境業務課に連絡すること。

⑵　環境業務課長は、焼却処理確認依頼票の内容を確認し、必要に応じて現物の提示を

求めることとする。

⑶　環境業務課長は、確認結果を焼却処理確認票（第３号様式）により各所属長宛にメールで送付する。

⑷　確認の結果、再生処理不適物に該当した場合は、焼却施設（クリーンセンター又は和名ヶ谷クリーンセンター）に当該焼却処理確認票を提出するよう指示する。

※資源化できる材質の紙類は、紙資源の有効利用を図るため、量の多少にかかわらず、機密性があっても焼却処理することはできません。

松戸市廃棄物減量等推進員要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成５年松戸市条例第１９号）第９条に規定する廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）の委嘱、任期、職務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（活動）

第２条　推進員は、次に掲げる活動を積極的に行うよう努めるものとする。

（１）ごみの分別や減量に関する知識の習得

（２）ごみの分別や減量の具体的な実践

（３）ごみに関する地域活動の推進

（４）地域のごみ問題に関する市との連絡調整

（５）市が実施するごみ減量等に関する取組みへの参加・協力

（委嘱）

第３条　推進員は、町会（自治会）長から推薦のあった者で、次の基準に合った者のうちから市長が委嘱する。

（１）市の廃棄物施策に関心と理解があること

（２）地域住民と円滑にコミュニケーションがとれること

（３）ごみの分別や減量に取り組む行動力があること

（４）推薦を受ける町会に居住していること

２　前項の推薦を行うときは、推薦届（第１号様式）によるものとする。

（任期）

第４条　推進員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

（通称）

第５条　廃棄物減量等推進員の通称は、クリンクル推進員とする。

（支給）

第６条　推進員に、推進員の手引きその他市長が必要と認めるものを支給する。

（解職）

第７条　市長は、推進員が適格性を欠くと認めたとき、又は町会（自治会）長からクリンクル推進員変更届（第２号様式）が提出されたときは、解職することができる。

（身分証明書）

第８条　市長は、推進員の証として身分証明書（第３号様式）を交付する。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

松戸市ごみ減量・リサイクル協力店実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、ごみ減量・リサイクル活動を積極的に実施する小売販売店等を松戸市ごみ減量・リサイクル協力店と認定することにより、消費者と店舗等との相互協力によるごみ減量・リサイクル運動の促進を図ることを目的とする。

（名称）

第２条　松戸市ごみ減量・リサイクル協力店を「クリンクル協力店」（以下「協力店」という。）と称する。

（認定要件）

第３条　協力店として市長の認定を受けようとする者は、別表にあげる要件の二つ以上を備えていなければならない。

（申込み）

第４条　店舗等が認定を受けようとするときは、協力店申込書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

（認定等）

第５条　市長は、前条の申込書を受理したときは、第３条の認定要件の該当項目について審査を行うものとする。

２　市長は、前条の審査により協力店とする認定をしたときは、協力店認定証（第２号様式）、協力店表示板（第３号様式、又は、第４号様式）を交付する。

（協力店の義務）

第６条　協力店は、前条の規定により交付を受けた協力店表示板を店舗の見やすい場所に表示するとともに、認定要件となったごみ減量・リサイクル活動の内容が周知されるよう必要な措置を講じなければならない。

（認定の有効期間）

第７条　協力店としての認定の有効期間は２年とする。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、認定の有効期間を２年未満とすることができる。

２　前項の期間満了前までに認定の解除の意思表示がないときは、更に２年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（認定の取消し等）

第８条　市長は、協力店が第３条の認定要件に基づく行為をやめたとき、又は、不適格と認めたときは、認定の停止又は取消しをすることができる。

（調査）

第９条　市長は、協力店のごみ減量・リサイクル活動の状況を把握するための調査を行うことができる。

（市の義務）

第 10 条　市長は、認定をした協力店が広く市民に周知されるよう広報活動に努めなければならない。

（補足）

第 11 条　その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成５年２月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 11 年３月１日から実施する。

なお、既に認定している協力店の認定要件については、従前による。

附　則

この要綱は、平成 20 年９月１日から実施する。

なお、既に認定している協力店の認定要件については、従前による。

附　則

この要綱は、平成 28 年 7 月１日から実施する。

4月1日付け松戸市告示第174号にて告示した内容について変更が生じたため、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第6条第3項に基づき6月13日告示しています。

松戸市告示第２６９号

平成２９年度一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下、「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、平成２９年度一般廃棄物処理計画を定めたので、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成５年松戸市条例第１９号。以下「条例」という。）第６条第２項の規定により次のとおり告示する。

平成２９年６月１３日

松戸市長　本郷谷　健次

記

Ⅰ　総則

１　趣旨

この一般廃棄物処理計画は、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に実施するごみ及び生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）の処理に関して必要な事項を定めるものとする。

２　用語の定義

この一般廃棄物処理計画で使用する用語の定義は、法及び条例の例によるほか、次のとおりとする。

（１）家庭ごみ　　家庭廃棄物のうち、し尿及び浄化槽汚泥を除くごみをいう。
（２）事業系ごみ　事業系一般廃棄物のうち、し尿及び浄化槽汚泥を除くごみをいう。
（３）公共系ごみ　事業系ごみのうち、市の施設等から排出されるごみをいう。
（４）委託業者　　市から業務の委託を受けて廃棄物の処理を行う者をいう。
（５）許可業者　　市の許可を受けた一般廃棄物処理業者をいう。
（６）直営収集　　市の収集業務を担当する職員が行うごみの収集をいう。

３　計画の構成

生活排水処理実施計画
- ①　排出管理に関する事項
- ②　収集運搬に関する事項
- ③　処理に関する事項

Ⅱ　ごみ処理実施計画

１　発生抑制に関する事項

事業計画

事 業 の 分 類	概　　要
①自家処理の促進	生ごみ処理容器等の購入費補助事業等
②製造販売者対策	クリンクル協力店制度の充実
③消費者対策	過剰包装の拒否、買い物袋の持参、環境にやさしい商品の選択などの啓発等

２　排出管理に関する事項

（１）事業計画

市のごみ処理体制では処理が困難な排出規制物等については、製造販売者及び排出者の責任において適正な処理を確保するものとする。

事 業 の 分 類	概　　要
①排出方法の徹底	排出基準の普及事業、クリンクル推進員制度等
②ごみ集積所対策	清掃パトロール、適正管理指導等
③事業系廃棄物対策	多量排出事業者の減量計画書の提出・訪問指導、搬入物検査等
④排出規制物等対策	代替処理ルートの確保

（２）排出基準等の遵守事項

①　分別の区分

市が収集するごみ及びごみ処理施設で受け入れるごみは、別表１及び別表１－２に示す区分に分別するものとし、市民及び事業者は、この分別の区分に従って排出し、又は搬入しなければならない。

②　排出規制物（条例第２２条）

市民及び事業者は、別表２に例示する排出規制物を市の収集に排出し、又はごみ処理施設に搬入してはならない。

③　適正処理困難物（条例第３４条）

市民及び事業者は、別表３に例示する適正処理困難物を市の収集に排出し、又はごみ処理施設に搬入してはならない。

④　家庭ごみの排出基準及び家庭ごみ集積所の利用基準

市民は、家庭ごみを市の収集に排出するときは、別表４に示す家庭ごみの排出基準及び家庭ごみ集積所の利用基準を遵守しなければならない。

⑤　公共系ごみ集積所に係る排出基準

市の公共施設から排出するごみを公共系ごみ集積所に排出するときの基準は、家庭ごみの排出基準及び家庭ごみ集積所の利用基準を準用する。

（３）排出規制物の処理方法

排出規制物を廃棄しようとする者は、製造販売業者等に適正処理の方法について情報提供を求め、製造販売業者等に引き取らせ、又は専門の処理業者に処理を依頼する方法により、適正に処理しなければならない。

特別管理一般廃棄物のうちＰＣＢ使用部品を含む廃家電製品については、排出者が製造業者にＰＣＢ使用部品を除去させ、引き取らせるものとする。

特別管理一般廃棄物のうち感染性廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成２４年５月環境省大臣官房　廃棄物・リサイクル対策部）に従うものとする。

（４）適正処理困難物の処理方法

適正処理困難物の処理方法としては、次のいずれかによるものとする。

適正処理困難物に例示した廃家電製品	処　理　方　法
洗濯機、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、エアコンディショナー、冷蔵庫（ワインセラーを含む。）、冷凍庫、衣類乾燥機（電気式・ガス式）	特定家庭用機器再商品化法（平成１０年法律第９７号）第１７条に規定する特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所としてあらかじめ製造業者等が指定した場所（以下「指定引取場所」という。）に搬入し、同法第９条に規定する小売業者に引取りを求め、又は市一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者に委託して指定引取場所に搬入させること。

３　再利用・再資源化に関する事項

（１）事業計画

事 業 の 分 類	概　　要
①再生品の利用促進	再生品の普及事業 市自らの利用促進等
②資源物回収の整備	集団回収の促進 発泡トレイ・紙パックなどの拠点回収の促進 小型家電の拠点回収の促進
③市が行う資源回収	資源ごみの分別収集と選別処理 容器包装プラスチックの分別収集
④不用品回収システムの整備	不用品回収の促進

（２）計画資源化量

事　業　の　分　類	資 源 化 量	売却又は搬送先
①資源ごみ選別処理	４４０ｔ ２，２７９ｔ	認定事業者 資源取扱業者
②容器包装プラスチック	６，１２６ｔ	指定法人
③その他ガラス製容器包装	２５４ｔ	指定法人
④資源ごみ民間施設直接納入	８，３００ｔ	資源取扱業者
⑤その他のプラスチックなどのごみ他	７５０ｔ	千葉県千葉市他
⑥集団資源回収事業（４７３団体）	１８，４８０ｔ	登録回収業者
⑦有害物処理（水銀回収等）	１３１ｔ	水銀回収業者等
⑧羽毛再生利用	４ｔ	民間業者
⑨市委託業務	８００ｔ	植物資源取扱業者

（３）再生利用されることが確実である廃棄物の指定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号）第２条第２号及び第２条の３第２号に基づく廃棄物の指定	ペットボトル

（４）再生利用されることが確実である廃棄物の収集運搬を行う者の指定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条第２号に基づく廃棄物の収集運搬を行う者の指定	リサイクル活動登録回収業者

４　収集運搬に関する事項

（１）収集運搬体制

①　家庭ごみの収集運搬

市が行う家庭ごみの収集運搬は、次のとおりとする。

なお、引越しごみ等多量のごみについては、排出者自ら運搬し、又は許可業者に収集運搬を依頼するものとする。

収　集　の　区　分	収　集　運　搬　体　制
燃やせるごみ	家庭ごみ集積所から週３回、委託業者が収集する。 ただし、月のうち１回は、「陶磁器・ガラスなどのごみ」の収集に充てる。
リサイクルするプラスチック	家庭ごみ集積所から週１回、委託業者が収集する。
その他のプラスチックなどのごみ	家庭ごみ集積所から週１回、委託業者が収集する。
陶磁器・ガラスなどのごみ	家庭ごみ集積所から月１回、委託業者が収集する。
ペットボトル	協力店舗から必要に応じて、直営収集する。
資源ごみ	家庭ごみ集積所から週１回、紙類・その他の資源ごみ毎に委託業者が収集する。
資源ごみ （使用済小型電子機器等）	上記資源ごみによる収集のほか、回収拠点から必要に応じて直営収集する。
粗大ごみ	電話による申し込みで、委託業者が戸別収集する。
有害などのごみ	家庭ごみ集積所から週１回、委託業者が収集する。
動物死体	電話による申し込みで、委託業者が戸別収集する。

②　事業系ごみの収集運搬

事業系ごみは、排出事業者の責任において自ら運搬し、又は許可業者に収集運搬を依頼するものとする。

③　公共系ごみの収集運搬

公共系ごみの収集運搬は、次のとおりとする。

区　　分	収　集　運　搬　体　制
公共施設等から排出されるごみ	公共系ごみ集積所を設置し、家庭ごみ集積所に準じて委託業者が収集する。また、必要に応じて直営収集する。
不法投棄ごみ	監視業務に併せ、必要に応じて直営収集する。

なお、公共系ごみ集積所を設置しない公共施設等から排出されるごみについては、排出者の責任において自ら運搬し、又は許可業者に収集運搬を依頼するものとする。

④　許可業者による収集運搬に関する基準

市民及び事業者は、許可業者にごみの収集運搬を委託するときは、別表５に示す基準を遵守しなければならない。また、許可業者は、ごみの収集運搬を受託し、ごみ処理施設へ搬入するときは、別表６に示す基準を遵守しなければならない。

⑤　ごみ処理施設への搬入基準

市民及び事業者（許可業者を除く。）は、ごみ処理施設へごみを搬入する場合は、別表７に示す搬入基準を遵守しなければならない。

また、市が行う搬入先や搬入量等の調整及び搬入物検査のための指示に従わなければならない。

ただし、「災害時における千葉県内市町村間の相互援助に関する基本協定」等を締結している協定市が搬入するごみの場合は、別途協議とする。

⑥　一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の指定

条例第３１条第２項の規定により、市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は次のとおりとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第２条に規定された産業廃棄物のうち、右欄のとおりとする。	（１）紙くず （２）木くず （３）繊維くず （４）下水道し渣

なお、ごみ処理施設への搬入は、排出者自ら行うものとし、搬入に当たっては法第１２条第５項に規定される委託に係る契約を締結するとともに松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成６年松戸市規則第１２号）第７条に規定する一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物搬入申請書を提出しなければならない。

（２）一般廃棄物処理業の許可に係る事項

法第７条に基づく一般廃棄物処理業の許可に関しては、「平成２８年度松戸市一般廃棄物処理業の許可に関する方針」によるものとする。

（３）計画収集運搬量

収集運搬形態		分別の区分	収　集　量	搬　　入　　先
委託業者収集	家庭ごみ集積所及び公共系ごみ集積所から収集するもの	燃やせるごみ	６７，５００ｔ	クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター 日暮クリーンセンター（一時保管）
		リサイクルするプラスチック	４，９００ｔ	日暮クリーンセンター
		その他のプラスチックなどのごみ	７，０００ｔ	和名ヶ谷クリーンセンター 日暮クリーンセンター
		陶磁器・ガラスなどのごみ	９００ｔ	資源リサイクルセンター
		資源ごみ	１１，４００ｔ	資源リサイクルセンター・民間業者
		有害などのごみ	１２０ｔ	資源リサイクルセンター
	戸別収集するもの	粗大ごみ	１，１９０ｔ	日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター 資源リサイクルセンター
		動物死体	１，３００頭	クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター
許可業者収集	事業所等から収集するもの	燃やせるごみ	３２，９００ｔ	和名ヶ谷クリーンセンター
		プラスチックなどのごみ	１，３００ｔ	和名ヶ谷クリーンセンター
		陶磁器・ガラスなどのごみ	９０ｔ	資源リサイクルセンター
		資源ごみ	１１０ｔ	資源リサイクルセンター
		粗大ごみ	１３１ｔ	日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター 資源リサイクルセンター
		胞衣等	１０ｔ	許可業者
直営収集	不法投棄ごみ等を収集するもの	燃やせるごみ	９７ｔ	和名ヶ谷クリーンセンター
		陶磁器・ガラスなどのごみ	５ｔ	資源リサイクルセンター
		資源ごみ	２０ｔ	資源リサイクルセンター
		粗大ごみ	１６ｔ	日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター 資源リサイクルセンター
	回収拠点から収集するもの	資源ごみ（使用済小型電子機器等）	５ｔ	資源リサイクルセンター
		ペットボトル	７５ｔ	民間業者（指定保管場所）
排出者の運搬	市民又は事業者自ら運搬するもの	燃やせるごみ	３，３４０ｔ	クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター
		リサイクルするプラスチック	０ｔ	日暮クリーンセンター
		その他のプラスチックなどのごみ	４２ｔ	和名ヶ谷クリーンセンター
		陶磁器･ガラスなどのごみ	２８ｔ	資源リサイクルセンター
		資源ごみ	４０ｔ	資源リサイクルセンター
		粗大ごみ	１，５９７ｔ	日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター 資源リサイクルセンター
		有害などのごみ	０ｔ	資源リサイクルセンター
		産業廃棄物	２０ｔ	和名ヶ谷クリーンセンター
その他	登録回収業者が収集するもの	ペットボトル	１，４７０ｔ	民間業者（指定保管場所）

５　中間処理に関する事項

（１）処理体制

①　燃やせるごみ及び動物死体は、クリーンセンター及び和名ヶ谷クリーンセンターにおいて焼却する。また、その他のプラスチックなどのごみ（事業系プラスチックなどのごみを含む。）は、一部を除き和名ヶ谷クリーンセンターにおいて焼却する。

施　設　名　称	所　　在　　地
クリーンセンター	松戸市高柳新田３７番地
和名ヶ谷クリーンセンター	松戸市和名ヶ谷１３４９番地の２

②　資源ごみは、一部を除き資源リサイクルセンターにおいて機械又は手作業により資源物を選別回収する。

施　設　名　称	所　　在　　地
資源リサイクルセンター	松戸市松飛台２８６番地の１５

③　リサイクルするプラスチックは、日暮クリーンセンターにおいて圧縮梱包して指定法人に引き渡す。また、リサイクルするプラスチック及びその他のプラスチックなどのごみ（事業系プラスチックなどのごみを含む。）の一部は、破砕選別した後、圧縮梱包して市外に搬出する。

施　設　名　称	所　　在　　地
日暮クリーンセンター	松戸市五香西五丁目１４番地の１

④　粗大ごみは、品目別に３施設に搬入する。和名ヶ谷クリーンセンターにおいては、木製品類、布団類などの可燃性粗大を処理する。

日暮クリーンセンターにおいては、大型プラスチック製品類について剪断等の処理をし、資源リサイクルセンターにおいては、家電製品類及び金属製品類のそれぞれ指定されたものを破砕等し、資源物を選別回収する。

⑤　陶磁器・ガラスなどのごみは、資源リサイクルセンターにおいて破砕選別した後、市外に搬送する。

⑥　ペットボトルは、民間の資源回収業者に搬入し、圧縮梱包して指定法人に引き渡す。

⑦　有害などのごみは、資源リサイクルセンターに集積後、市外に搬送する。

⑧　胞衣等産じょく汚物は、許可業者により処理するものとする。

⑨　資源ごみの一部は、民間の資源回収業者に直接納入し、資源化する。

（２）計画処理量

①　焼却処理

施　設　名	施設規模	処理量	資源化及び残渣量
クリーンセンター	200t/日	32,600t	焼却灰　4,400t　⇒　委託処理
和名ヶ谷 クリーンセンター	300t/日	73,777t	焼却灰　9,740t　⇒　委託処理

※上記のほか、動物死体（1,300 頭）を処理する。各センターの汚泥等 11t 及びクリーンセンターで保管中の焼却灰 50 t は委託処理する。

②　資源選別処理

施　設　名	施設規模	処理量	資源化及び残渣量
資源リサイクル センター	50t/5h	5,173t	指定法人　254t　⇒　再資源化 認定事業者　440t　⇒　再資源化 資源化　2,279t　⇒　再資源化 資源選別残渣　200t　⇒　和名ヶ谷ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ 資源選別残渣　200t　⇒　日暮ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ 資源選別残渣　830t　⇒　委託処理 陶磁器等　970t　⇒　委託処理

③　圧縮梱包処理

施　設　名	施設規模	処理量	資源化及び残渣量
日暮 クリーンセンター	80t/日	14,463t	指定法人　4,581t　⇒　再資源化 圧縮ごみ　1,600t　⇒　委託処理 圧縮ごみ　150t　⇒　資源ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ 圧縮ごみ　632t　⇒　和名ヶ谷ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ 圧縮ごみ　500t　⇒　資源化 陶磁器等　0t　⇒　委託処理 可燃物　7,000t　⇒　委託処理

④　有害物保管

施　設　名	搬入量	搬　出　量
資源リサイクルセンター	120t	有害物　120t　⇒　委託処理

⑤　民間施設処理

施　設　名	搬入量	搬　出　量
民間紙問屋（布類含む）	7,000t	資源化　7,000t
民間資源化施設	1,300t	資源化　1,300t
指定保管場所	1,545t	指定法人　1,545t（ペットボトル）

６　最終処分等に関する事項

（１）最終処分等処理体制

①　日暮最終処分場（直営）

陶磁器・ガラスなどのごみと資源選別残渣の搬入予定なし。

②　民間処理委託

最終処分（中間処理併用を含む。）について市外の民間処理事業者に委託する。

（２）計画処理量

①　日暮最終処分場

搬　入　量	0t
資源残渣	0t
陶磁器・ガラスなどのごみ	0t

⇒

埋　立　量	0t
覆　　土	0t

②　委託処理量

搬　出　物	搬　出　量	発　生　施　設
焼却灰	13,940t	クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター
圧縮ごみ	1,600t	日暮クリーンセンター
不燃残渣	1,800t	日暮クリーンセンター 資源リサイクルセンター
可燃物	7,000t	日暮クリーンセンター
有害などのごみ	120t	資源リサイクルセンター

※上記のほか、和名ヶ谷クリーンセンター、クリーンセンターの汚泥等 11ｔを市外の民間事業者へ搬出する。

７　地域の清潔保持に関する事項

（１）事業計画

事　業　の　分　類	概　　要
①あき缶等の散乱防止対策	松戸駅周辺の散乱防止対策の実施等
②不法投棄の防止対策	監視パトロールの強化、土地所有者などに対する防止対策の指導等
③環境美化運動の推進	クリーンデーなどの環境美化運動の推進等

平成29年度　ごみ処理フロー

総ごみ量　134,296 t

Ⅲ　生活排水処理実施計画

１　排水管理に関する事項

（１）事業計画

事 業 の 分 類	概　　要
排出管理の徹底	くみ取り便槽等管理基準の普及 浄化槽管理の適正化のための事業

（２）管理基準

し尿及び浄化槽汚泥を排出する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

①雨水、地下水等が便槽等に流入することのないようにすること。

②処理に支障のある廃油、薬品等を混入させないこと。

③収集作業に協力すること。

２　収集運搬に関する事項

（１）収集運搬体制及び計画収集量

し尿は、市が委託業者により収集する。

し尿（工事現場の仮設トイレ、便槽の容量が１．８ｋℓを超える仮設トイレ）及び浄化槽汚泥は、市が許可をする一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業者により収集する。

収集主体	区分		収集回数等	処理量
委託業者収集	し尿	人頭制	月１回又は２回収集	１，４９９ｋℓ
		従量制	希望回数	６９４ｋℓ
		雨水等	大雨による冠水時等	２４ｋℓ
許可業者収集	し尿（工事現場の仮設トイレ、便槽の容量が１．８ｋℓを超える仮設トイレ）		随時	７００ｋℓ
	浄化槽汚泥		随時	２５，７００ｋℓ

（２）し尿処理施設への搬入基準

①　搬入に当たっては、事前にし尿処理施設の承認を受けること。

②　搬入できるし尿及び浄化槽汚泥は、松戸市内から発生したものに限ること。

③　搬入日は、次に掲げる日を除く日とする。

ア　日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日。

イ　年末年始（１２月３１日から翌年の１月３日までの日）

④　搬入時間は、午前８時３０分から午後４時３０分までとすること。

⑤　その他職員の指示に従うこと。

３　処理に関する事項

（１）処理体制及び計画処理量

①　し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設において処理する。

し尿処理施設

施設名	処理対象物	処理量	残渣等搬出量
東部クリーンセンター	し尿	2,917ｋℓ	脱水汚泥　300t（焼却施設（市内））
	浄化槽汚泥	25,700ｋℓ	脱水汚泥　1,000t（委託処理） 清掃汚泥　10t（委託処理）

②　最終処分（委託処理）

脱水汚泥は、一部を除き市内の焼却施設に搬出する。

清掃汚泥は、市外の民間処理業者に委託する。

脱水汚泥の一部は、市外の民間処理業者に肥料化処理を委託する。

４　その他の処理に関する事項

市内民間汚水（し尿）処理施設で処理後に排出される脱水汚泥は、市内焼却施設で処理する。

（１）処理体制及び計画処理量

施　設　名　和名ヶ谷クリーンセンター

処理対象物　脱水汚泥

計画処理量　１００ｔ

（２）収集運搬に関する事項

脱水汚泥の収集運搬については、自己又は市が許可する一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業者に委託すること。

（３）焼却施設への搬入基準

①　搬入に当たっては、事前に焼却施設の承認を受けること。

②　搬入日は、次に掲げる日を除く日とする。

ア　日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日。

イ　年末年始（１２月３１日から翌年の１月３日までの日）

③　搬入時間は、午前８時３０分から午後４時３０分までとすること。

④　その他職員の指示に従うこと。

平成２９年度　し尿・浄化槽汚泥等処理フロー

総し尿・浄化槽汚泥量　　２８，６１７ｋℓ
脱水汚泥量　　１，３００ｔ

別表１　家庭ごみの分別区分

分　別　の　区　分	ご　み　の　品　目　の　例　示
燃やせるごみ	食品残渣、資源にならない紙類（紙くず、紙おむつ、写真、生理用品等）、草、樹木枝、煙草の吸殻等
陶磁器・ガラスなどのごみ	陶磁器類、ガラス類、刃物、鏡、電球、哺乳ビン ３０ｃｍ以上５０ｃｍ未満のプラスチック製品
リサイクルする プラスチック	○商品の容器や包装に使われているプラスチック製品類 ポリ袋・ラップ類、トレイ・パック類、カップ・容器類 ボトル、チューブ類、キャップ類、発泡スチロール類、 レジ袋等
その他のプラスチック などのごみ	○プラスチック製品類 （文具や日用品などそれ自体を利用するもの） ○ゴム類、合成皮革製品類 ○「リサイクルするプラスチック」のうち汚れが付着しているもの
ペットボトル	飲料用、醤油・酒・みりんの容器
資源ごみ	○紙類（段ボール、新聞、チラシ、雑誌、雑がみ等） ○布類（古着、衣類、ボロ布、毛布等） ○ビン類（透明・茶・その他）※哺乳ビンは除く。 ○缶類（スチール缶、アルミ缶、スプレー缶等） ○家電製品類（粗大ごみ及び使用済小型電子機器等以外のもの） ○使用済小型電子機器等（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成２４年法律第５７号）第２条第２項に規定する電子機器等であって、市が収集対象品目として指定したもの） ○金属類（粗大ごみ以外の金属製品類、傘、自転車等）
粗大ごみ	○木製家具類、建具類、絨毯、マットレス、本棚等 ○家電製品類 （電子レンジ、食器乾燥機、ファンヒーター 電気こたつ、ステレオセット、その他） ○金属製品類 （スチール製棚・ロッカー・机、滑り台、ブランコ ガラステーブル、浴槽、その他） ○布団・座布団 ○その他 （木製品類、プラスチック製品類等及びそれらの混成製品類で、一辺の長さが概ね５０ｃｍ角以上のもの）
有害などのごみ	乾電池、蛍光灯（管）、体温計（水銀を含むごみ） 使い捨てライター（ガスを使い切ったもの）
動物死体	犬、猫等の死体

別表１－２　事業系ごみの分別区分

分　別　の　区　分	ご　み　の　品　目　の　例　示
燃やせるごみ	食品残渣、資源にならない紙類（紙くず、紙おむつ、写真、生理用品等）、草、樹木枝、煙草の吸殻等
陶磁器・ガラスなどのごみ	陶磁器類、ガラス類、刃物、鏡、電球、哺乳ビン ３０ｃｍ以上５０ｃｍ未満のプラスチック製品
プラスチックなどのごみ	○商品の容器や包装に使われているプラスチック製品類 ポリ袋・ラップ類、トレイ・パック類、カップ・容器類 ボトル、チューブ類、キャップ類、発泡スチロール類、 レジ袋等 ○プラスチック製品類 （文具や日用品などそれ自体を利用するもの） ○ゴム類、合成皮革製品類
ペットボトル	飲料用・醤油・酒・みりんの容器
資源ごみ	○紙類（段ボール、新聞、チラシ、雑誌、雑がみ等） ○布類（古着、衣類、ボロ布、毛布等） ○ビン類（透明・茶・その他）※哺乳ビンは除く。 ○缶類（スチール缶、アルミ缶、スプレー缶等） ○家電製品類（粗大ごみ以外のもの） ○金属類（粗大ごみ以外の金属製品類、傘、自転車等）
粗大ごみ	○木製家具類、建具類、絨毯、マットレス、本棚等 ○家電製品類 （電子レンジ、食器乾燥機、ファンヒーター 電気こたつ、ステレオセット、その他） ○金属製品類 （スチール製棚・ロッカー・机、滑り台、ブランコ ガラステーブル、浴槽、その他） ○布団・座布団 ○その他 （木製品類、プラスチック製品類等及びそれらの混成製 品類で、一辺の長さが概ね５０ｃｍ角以上のもの）
有害などのごみ	乾電池、蛍光灯（管）、体温計（水銀を含むごみ）

別表２　排出規制物の例示

区　　分	品　目　の　例　示
有害性の物	劇物、毒物、農薬、溶剤、塗料、廃油等
爆発性のある物	ガスボンベ、火薬等
引火性のある物	ガソリン、灯油、溶剤、廃油、塗料等
容積又は重量が著しく大きい物	ピアノ、自動車、オートバイ、耐火金庫等
著しく悪臭を発する物	腐敗した動物性又は植物性残渣等
特別管理一般廃棄物に指定されている物	昭和４７年（１９７２年）以前に製造されたエアコン、テレビ、電子レンジに使用されたＰＣＢ部品及び感染性一般廃棄物
市の処理業務を困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物	タイヤ、畳、消火器、石膏ボード、パーソナルコンピュータ（ノート型を除く。）

別表３　適正処理困難物の例示

区　　分	品　目　の　例　示
特定家庭用機器再商品化法で対象の廃家電品	洗濯機、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコンディショナー、冷蔵庫（ワインセラーを含む。）、冷凍庫、衣類乾燥機（電気式・ガス式）

別表４　家庭ごみの排出基準及び家庭ごみ集積所の利用基準

①排出基準

分別の区分	排　出　基　準
燃やせるごみ	・燃やせるごみ専用松戸市認定ポリ袋又は紙袋により、家庭ごみ集積所に排出すること。 ・紙袋は、強度のあるものを使用し、上部を必ず縛ること。 ・板等は長さ５０ｃｍ未満、太さ１０ｃｍ未満のものを紐で縛って排出すること。ただし、剪定枝・落葉等は紐で縛るか、燃やせるごみ専用松戸市認定ポリ袋又は透明なポリ袋に入れ、資源ごみの日に排出すること。 ・生ごみは、十分水切りをすること。 ・食用油は固形化処理又は紙等に浸透させること。
陶磁器・ガラスなどのごみ	・ポリ袋により、家庭ごみ集積所に排出すること。 ・黒いポリ袋等中身の判別できない袋は使用しないこと。 ・刃物、割れ物等の危険物は紙等で包み、袋に「危険」と表示すること。

分 別 の 区 分	排　　出　　基　　準
リサイクルする プラスチック	・水ですすぐなどしてきれいにすること。 ・ポリ袋により、家庭ごみ集積所に排出すること。 ・黒いポリ袋等中身の判別できない袋は使用しないこと。
その他のプラスチック などのごみ	・ポリ袋により、家庭ごみ集積所に排出すること。 ・黒いポリ袋等中身の判別できない袋は使用しないこと。 ・カセットテープ等は、１本ずつガムテープで巻きつけ排出すること。
ペットボトル	・キャップとラベルを取り、中をすすぎ、潰して、協力店舗の回収ボックスに入れること。
資源ごみ	・紙類は、種類ごとに紐で縛って、家庭ごみ集積所に排出すること。尚、雑がみは、紙袋に入れ、「ざつがみ」と明記して、中身が見えるように紐で縛るかテープで止めて排出することもできる。 ・布類は、紐で縛る、又はポリ袋に「布類」と明記して家庭ごみ集積所に排出すること。ただし、雨の日や雨が降りそうな時は排出しないこと。 ・ビン類、缶類、金属類（やかん・なべ等）は、ポリ袋により、家庭ごみ集積所に排出すること。 ・黒いポリ袋等中身の判別できない袋は使用しないこと。 ・ビン類、缶類は、中身を出し、水洗いすること。 ・スプレー缶は、中身を完全に出してから穴を開けずに排出すること。
資源ごみ （使用済小型電子機器等）	・家庭ごみ集積所に排出する場合にあっては、ポリ袋により排出すること。 ・回収拠点に設置された回収ボックスに入れる場合にあっては、市が指定する対象品目以外のものを入れないこと。
粗大ごみ	・電話により収集を申し込み、粗大ごみ処理券を購入し、ごみに貼付（貼付不可能な場合は、ひも等で縛ること。）のうえ収集日当日の午前８時３０分までに、門の前など収集しやすい場所に排出すること。
有害などのごみ	・ポリ袋に有害ごみと明記し、家庭ごみ集積所に排出すること。
動物死体	・電話により収集を申し込み、市の指示に従って排出すること。 ・死体は、収集しやすいよう梱包すること。

注：アスベストを含むものは、上記の分別区分ごとの排出基準のほか、「アスベスト」と記載して、そのままの状態（分解しない）で排出すること。

②家庭ごみ集積所の利用基準

・分別の区分により指定された収集日の午前８時３０分までに排出すること。
・集積所の管理は利用者において行うものとし、利用者間で清掃当番を決めるなど集積所の清潔を保持するために必要な取り決めを行うこと。
・他の地区の家庭ごみ集積所に排出してはならないこと。

別表５　許可業者（一般廃棄物）を利用する場合の基準

（１）ごみの分別の区分ごとにごみ処理施設への運搬を委託すること。
（２）胞衣等産じょく汚物は、許可業者による処分を委託すること。
（３）有害などのごみその他の産業廃棄物は、許可業者に収集運搬を委託できないこと。
（４）ごみ収集車へ積載する際に分別状況や排出量の確認をすること。
（５）ごみ処理施設への搬入基準（別表７）に定める１排出者当たりの搬入量の制限を遵守すること。なお、搬入量の制限を超える場合は、別に定める方法により、搬入の承認を受けること。
（６）事業者にあっては、条例第２６条に規定する事業系ごみの処理の届出制度に基づく届出済証の交付を受けていること。

別表６　許可業者が行う収集運搬の基準

（１）ごみの収集運搬を受託する場合は、ごみの分別区分、収集回数、運搬先を明らかにして書面により契約すること。
（２）収集車は、分別の区分ごとに運行し、混合積載をしないこと。
（３）松戸市内のごみの収集運搬に限ること。
（４）ごみ処理施設へ搬入する場合の基準は、次のとおりとする。
・条例第２３条の規定により、搬入の承認を受けること。
・搬入日、搬入調整等の指示に従うこと。
（５）事業者からごみの収集運搬を受託する場合は、条例第２６条に規定する事業系ごみの処理の届出制度に基づく届出済証の交付を受けていることを確認すること。

別表７　ごみ処理施設への搬入基準

共通事項

（１）条例第２３条の規定により、搬入の承認を受けること。なお、搬入量の制限を超えて搬入しようとするときは、その旨を申請すること。
（２）搬入できるごみは、松戸市内から発生したものに限ること。
（３）搬入日は、次に掲げる日を除く日とすること。
①日曜日
②５月３日から５月５日までの日
③年末年始（１２月３１日から翌年の１月３日までの日）
（４）ごみの計量及び検査を受けること。
（５）条例第２６条に規定する事業系ごみの処理の届出制度に基づく届出済証を携帯し、職員の求めに応じて提示すること。
（６）その他職員の指示に従うこと。

施設別事項
１　クリーンセンター （１）搬入時間は、午前８時３０分から午後４時３０分までとすること。 （２）搬入できるごみは、公共系ごみの燃やせるごみに限ること。 （３）搬入するごみは、概ね５０ｃｍ未満に切断し、又は破砕すること。 （４）継続的に搬入しようとする者は、事前に搬入カードの交付を受けること。
２　資源リサイクルセンター （１）搬入時間は、午前８時３０分から午後４時３０分までとすること。 （２）搬入できるごみは、資源ごみ、陶磁器・ガラスなどのごみ、粗大ごみのうち家電製品類（別表３を除く。）及び金属製品類とする。 （３）資源ごみの搬入量の制限は、１排出者あたり１週間（月曜日から土曜日までの合計）に１００ｋｇ以内とすること。ただし、事業系ごみは、家庭から出るごみと性状が同質であって、かつ、商店、事務所等から出るものに限るものとし、市の指示に従うこと。 （４）陶磁器・ガラスなどのごみの搬入量の制限は、１排出者当たり１週間（月曜日から土曜日までの合計）に２０ｋｇ以内とすること。ただし、事業系ごみは家庭から出るごみと性状が同質であって、かつ、商店、事務所等から出るものとし、市の指示に従うこと。 （５）粗大ごみの搬入量の制限は、１排出者当たり１日１回に２００ｋｇ以内とし、市の指示に従うこと。
３　日暮クリーンセンター （１）搬入時間は、午前８時３０分から午後４時３０分までとすること。 （２）搬入できるごみは、リサイクルするプラスチック、その他のプラスチックなどのごみの一部及び粗大ごみのうちプラスチック製品類並びにスプリング入りマットレスなどとする。 （３）プラスチックなどのごみの搬入量の制限は、１排出者当たり１週間（月曜日から土曜日までの合計）に３０ｋｇ以内とすること。また、事業系ごみは、家庭から出るごみと性状が同質であって、かつ、商店、事務所等から出るものに限るものとし、市の指示に従うこと。 （４）粗大ごみの搬入量の制限は、１排出者当たり１日１回に２００ｋｇ以内とし、市の指示に従うこと。
４　和名ヶ谷クリーンセンター （１）搬入時間は、午前８時３０分から午後４時３０分までとすること。 （２）搬入できるごみは、燃やせるごみ、動物死体、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物として指定したもの、その他のプラスチックなどのごみ（事業系プラスチックなどのごみを含む。以下この項において同じ。）並びに粗大ごみのうち木製品類及び布団類とする。 （３）搬入するごみは、概ね５０ｃｍ未満に切断し、又は破砕すること。 （４）燃やせるごみの搬入量の制限は、１排出者当たり１日１回２０００ｋｇ（産業廃棄物にあっては１０００ｋｇ、資源化できない紙にあっては５０ｋｇ）以内とすること。 （５）その他のプラスチックなどのごみの搬入量の制限は、１排出者当たり１週間（月曜日から土曜日までの合計）に３０ｋｇ以内とすること。また、事業系ごみは、家庭から出るごみと性状が同質であって、かつ、商店、事務所等から出るものに限るものとし、市の指示に従うこと。 （６）粗大ごみの搬入量の制限は、１排出者当たり１日１回２００ｋｇ以内とし、市の指示に従うこと。

塵芥収集委託業者名簿

（平成29年4月1日現在）

NO.	業　者　名	会社所在地	代表者名	電　話	車台数	従事者
1	松戸市環境清掃協業組合	日暮 7-321	染谷　眞之	389-0540	７８	１８８

※予備車両 6 台（草・樹木枝）

し尿収集委託業者名簿

（平成29年4月1日現在）

NO.	業　者　名	会社所在地	代表者名	電　話	車台数	従事者
1	日本サービス㈱	主水新田 476-10	染谷 眞之	345-5665	３	１６

一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可業者名簿

（平成29年7月1日現在）

No.	許可番号	会社名	代表者名	所在地	電話	車両台数	従業員数
1	1	松清興業㈲	石井 良	松戸市 旭町2-282	340-2101	3	5
2	2	常盤興業㈱ ★兼	坂巻 篤	〃 常盤平3-9-8	388-2141	9	16
3	3	市村産業㈱	市村 智	〃 根本6-10-402	367-1304	3	5
4	5	㈲仙光産業	高橋 希幸	〃 紙敷807-2	392-8453	3	5
5	7	㈲東松清業	飯塚 恭弘	〃 紙敷3-36-1	385-5063	3	5
6	8	㈲葛葉清掃	宇佐美 治彦	〃 古ヶ崎2-3198-5	365-0321	5	11
7	9	㈱市川環境ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ ★兼	石井 邦夫	〃 秋山676-1	392-2616	5	38
8	10	㈱エコマックス	髙橋 栄二	〃 河原塚237-4-109	394-0003	4	9
9	12	㈲市川胞衣社 ◆限定	大浦 京子	市川市若宮3-30-13	047-315-3840	2	3
10	13	㈱光伸清運	石井 静雄	松戸市 大橋189-2	391-4678	3	13
11	17	東葛清掃㈱ ★兼	岡元 文惠	〃 紙敷1348	391-8977	4	6
12	18	㈲東葛産業 ◆限定	髙橋 淳	船橋市夏見台3-4-11	047-438-1120	1	5
13	19	㈲大勝産業	山崎 久幸	松戸市 五香西6-1-6	386-6721	3	5
14	21	㈲丸功商事	湯浅 誠二	〃 紙敷1138	392-1530	4	7
15	23	㈱千葉総業	関口 均	〃 六実6-21-1-Ⅱ-101	498-0805	3	5
16	24	㈲総恵商事	椋本 克己	〃 大谷口191-2	341-7538	4	5
17	25	㈱TEC	飯塚 邦子	〃 松戸901-6	360-3060	4	19
18	26	日本ｻｰﾋﾞｽ㈱ ★兼	染谷 眞之	〃 主水新田476-10	345-5665	7	19
19	27	島村興業㈱	島村 玲子	〃 栄町西4-1221	364-8188	3	6
20	28	㈲山三紙業	佐藤 清忠	〃 紙敷1235-1	391-1066	3	5
21	31	㈲東葛ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ ★兼	菊地 武志	〃 紙敷1369-10	392-3156	6	10
22	32	㈲倉林商店	倉林 喜一郎	〃 栗ヶ沢780-3	386-9986	3	6
23	33	㈲ｺｽﾓ環境ｻｰﾋﾞｽ	谷口 貴光	〃 新松戸4-154	348-6677	5	9
24	34	㈲ｱｰｸ開発	寺田 博明	〃 秋山462-1	392-5380	4	9
25	35	太誠産業㈱	瀬戸 康肇	〃 紙敷1348	389-5921	3	5
26	36	㈲ｸﾞﾘｰﾝｴｺｻｰﾋﾞｽ	鈴木 靖啓	〃 紙敷879-6	382-5985	3	9
27	37	㈱大野集紙業	大野 集	〃 五香西4-28-1	387-3491	3	6
28	39	㈱丸正環境ｾﾝﾀｰ	湯浅 正士	〃 紙敷1452番地	391-1281	4	16
29	40	㈲ｽｽﾞｷｻｰﾋﾞｽ ★兼	鈴木 正己	〃 稔台5-15-17	365-6356	4	19
30	43	㈲日美	沢田 美智子	〃 紙敷478-3	391-8672	3	6
31	46	㈲正和産業	中野 雅博	〃 八ヶ崎7-39-16	347-5379	3	9
32	48	㈲ふじ吉ｻｰﾋﾞｽ	吉野 等	〃 八ヶ崎4-28-14	344-2464	3	7
33	53	㈱ｲｻｶｴﾝﾀｰﾌﾟﾗｲｽﾞ	井坂 勝則	〃 上本郷86	331-7100	3	23
34	60	㈱マルトシ ●限定	榊原 富美子	東金市 山田1315-1	0475-50-3701	6	15
35	63	㈱丸幸 ★限定	渡邉 均	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷8-1-33	047-443-0903	1	3
36	66	㈱サムズ ▼限定	鴨沢 卓郎	松戸市 松飛台286-5	387-0142	1	14
37	70	松戸食品ﾘｻｲｸﾙ協業組合 ★限定	新堀 信永	〃 紙敷506	391-7776	2	6
38	71	(株)北総フォレスト ●限定	小川 浩樹	印西市 岩戸3298-1	0476-80-5211	6	9
合計		38業者 （一般廃 31事業者 ◆胞衣業 2社 ★食品循環資源 8社(6兼) ●植物資源 2社 ▼紙おむつ 1社 ）				139	373

一般廃棄物処理業（処分業）許可業者名簿

（平成29年7月1日現在）

No.	許可番号	会社名	代表者名	所在地	電話	種類		
1	50	リソースガイア㈱	新井　勝夫	稔台6-10-14	360-5181	紙類	瓶・缶	ペットボトル
2	51	㈱イサカエンタープライズ	井坂　勝則	上本郷86	331-7100		瓶・缶	ペットボトル
3	52	㈱山　室	畑　俊一	上本郷727	362-5170	紙類		
4	64	㈱メリーズ･ジャパン	松尾　康志	松飛台404-1	386-5600	食品循環資源		
5	65	㈱サムズ	岡野　敦	松飛台286-5	387-0142	紙おむつ		
合　計		5　業　者						

浄化槽清掃業許可業者及び一般廃棄物収集・運搬業（し尿・浄化槽汚泥）許可業者名簿

（平成29年7月1日現在）

No.	許可番号 浄化槽	許可番号 一般廃棄物	業者名	代表者名	市内事業所の所在地	電話	車両台数 積載容量	従業員数
1	1	54	㈱矢切衛生社	中川　廣司	下矢切706	367-6225	3 3.4Kℓ	2
2	2	8	㈲葛葉清掃	宇佐見 治彦	古ヶ崎2-3198-5	365-0321	2 3.4Kℓ	4
3	3	69	㈱丸協	新堀　信永	紙敷507	392-0909	1 2.7Kℓ	4
4	5	27	島村興業㈱	島村　玲子	栄町西4 - 1221	364-8188	1 3.4Kℓ	6
5	7	25	㈱ＴＥＣ	飯塚　邦子	松戸901-6	360-3060	3　3.5Kℓ 1　3.4Kℓ 1 1.85kℓ 1　1.8Kℓ	9
6	10	26	日本サービス㈱	染谷　眞之	主水新田476-10	345-5665	1 2.75kℓ 1 3.2Kℓ	5
7	11	57	㈱都市整美センター	坂井　伴好	日暮1-7-2-610	394-5101	1 2.7Kℓ	4
8	12	2	常盤興業㈱	坂巻　　篤	常盤平3-9-8	388-2141	1 2.7Kℓ	10
9	13	58	京葉管理事業㈱	井口　華連	小金原9-5-16	346-3200	1 3.6Kℓ	9
10	15	9	(株)市川環境エンジニアリング	石井　邦夫	秋山676-１	392-2616	1　2.7kℓ 1 3.35Kℓ 1　3.5Kℓ	14
11	16	10	（株）エコマックス	髙橋　栄二	河原塚237-4-109	394-0003	1　3.1Kℓ 1　3.3Kℓ	7
合　計			１１業者	3.6kℓ　1台　3.5kℓ　4台　3.4kℓ　7台　3.35kℓ　1台 3.3kℓ　1台　3.2kℓ　1台　3.1kℓ　1台　2.75kℓ　1台 2.7kℓ　4台　1.85kℓ　1台　1.8kℓ　1台			23台	74人

松戸市ごみ減らしシンボルキャラクター
『ク　リ　ン　ク　ル　ち　ゃ　ん』

　クリンクルちゃんのデザインは、松戸市の地図をモチーフとしたフクロウです。シンボルカラーの爽やかなグリーンは、松戸市のイメージカラーであり、いつまでも美しい緑の地球であるようにとの願いも込められています。
ごみのリサイクルをシンボライズした矢印を胸に抱き、いつもごみ問題について考えています。
クリンクルちゃんという名前は、平成２年に市民公募により名づけられました。

清　掃　事　業　概　要

平成２９年１０月発行
〇発　　行　　松戸市
〒271-8588　千葉県松戸市根本 387-5
〇編　　集　　松戸市 環境部 廃棄物対策課
ＴＥＬ　047-704-2010　ＦＡＸ　047-366-8114
Ｅ-mail:mchaikitaisaku@city.matsudo.chiba.jp